

大和郡山市
子ども・子育て支援事業計画
【案】

平成27年3月

大和郡山市

みんながともに育つ地域をめざして

子どもはこの国の希望、この国の未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることができ、しかも子どもを取り巻く大人もともに「育つ」ことのできる地域づくりは、私たちが一丸となって取り組まなければならない最も重要な課題のひとつではないでしょうか。

しかし今、急速に進みつつある少子化の流れは、経済活動や社会環境など、さまざまな分野に大きな影響を与えようとしています。

そうした中、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法によって、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられたのです。

関連3法は、「子どもの最善の利益」が保障される社会の実現をめざすことを基本に、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものとされています。

そこで、大和郡山市においても「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画」などの実績を踏まえ、地域や関係の機関、行政等が綿密に連携しながら、安心して子どもを産み、育て、子ども・大人・社会がともに育つ地域やまちをめざして『大和郡山市子ども・子育て支援事業計画』を策定いたしました。

本計画の策定にあたっては、子育て真っ最中のご家庭に対しアンケート調査などを実施し、いただいた貴重なご意見を集約したうえで、大和郡山市子ども・子育て会議の場で議論を重ねていただきました。

ご支援、ご協力いただいたすべての皆様方に心から感謝申し上げます。

本年、大和郡山市は市制施行61年目を迎えました。このまちに夢と誇りと自信を持ち、未来に羽ばたこうとする子どもたちのために、本計画がしっかりと定着することを祈念し、挨拶とさせていただきます。

平成27年3月

大和郡山市長 上田 清

目次

1	計画の策定にあたって	1
1	1. 計画策定の趣旨	1
2	2. 計画の位置づけ	2
2	3. 計画の対象	2
2	4. 計画の期間	2
2	2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	3
3	1. 人口や世帯、就労等の状況	3
7	2. 保育所及び幼稚園の状況	7
10	3. 子育て支援事業及び保育の状況	10
18	4. 子育て家庭の状況及び子育て支援ニーズ	18
37	5. 「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画後期計画」の実施状況	37
48	6. 子ども・子育てを取り巻く主な課題	48
52	3 計画の理念と基本方向	52
52	1. 基本理念	52
53	2. 基本方向	53
54	3. 施策体系	54
56	4 施策の具体的な展開	56
56	1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進	56
60	2. 子育て・親育ちができる環境づくり	60
67	3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり	67
70	4. 豊かな感性を育てる教育の推進	70
73	5 事業の実施目標	73
73	1. 教育・保育提供区域の設定	73
75	2. 児童人口推計	75
76	3. 新制度における事業の体系	76
77	4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	77
79	5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	79
93	6 計画の推進に向けて	93
93	1. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割	93
94	2. 推進体制	94
94	3. 進捗管理・評価	94
95	資料編	95
95	1. 大和郡山市子ども・子育て会議条例	95
97	2. 大和郡山市子ども・子育て会議委員名簿	97
98	3. 策定経過	98

1

計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所における人口推移においても現在の傾向が続けば、50年後には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以下の50万人を割るものと推計しています。

また、ライフスタイルの多様化により未婚化・非婚化が進行するだけでなく、晩婚化・晩産化が進行しており、結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状が影響していることがうかがわれます。

子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てることのできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

しかしながら、現在子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、国や地域を挙げ、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められ、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実、をめざします。

そして、子ども・子育て関連3法の一つ、「子ども・子育て支援法」では、都道府県、区市町村及び事業主は、「子ども・子育て支援事業計画」を策定していくことを義務づけられました。

大和郡山市においても、「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画」を策定し、地域住民みんなが、互いに支え合い、助け合い、補い合い、子どもと大人がともに育つことのできるまちをめざしてきました。

しかし、前述の社会情勢の変化の中、大和郡山市の子どもを取り巻く環境も大きく変化し続けていることから、「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画」を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくため、「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、本計画という）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、大和郡山市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的、計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「大和郡山市第 3 次総合計画」や関連の分野別計画との整合、連携を図ります。また、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、大和郡山市においては、「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画」の考えや取り組みを踏襲した、大和郡山市における子ども・子育て支援を総合的に推進していく計画と位置づけます。

3. 計画の対象

本計画は、おおむね 18 歳未満のすべての子どもとその家庭を対象としていますが、次代の親づくりという視点から、一部の施策については、今後親となる若い世代も対象としています。

4. 計画の期間

本計画の期間は平成 27 年度から 31 年度の 5 か年とします。

2

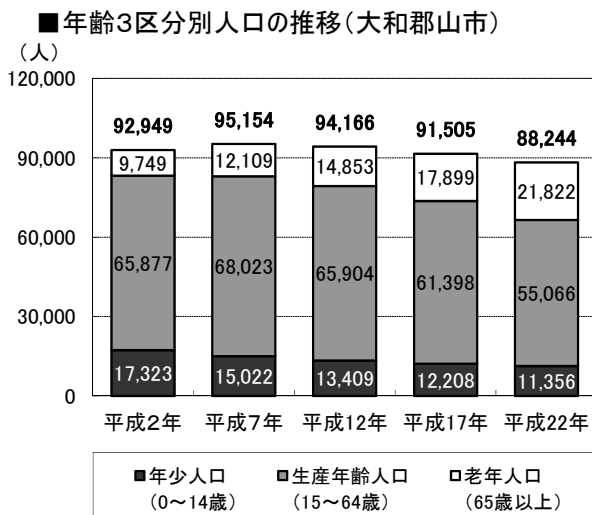
子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1. 人口や世帯、就労等の状況

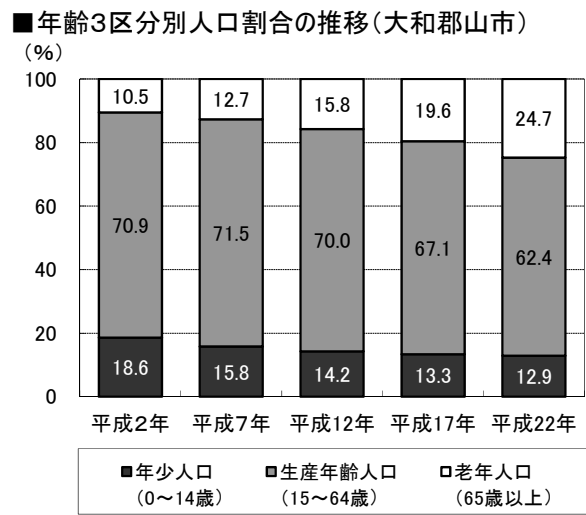
(1) 人口の推移

大和郡山市の総人口は平成7年をピークに減少に転じており、平成22年には88,244人となっています。年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）は減少、老年人口（65歳以上）は増加する少子高齢化が進んでいます。

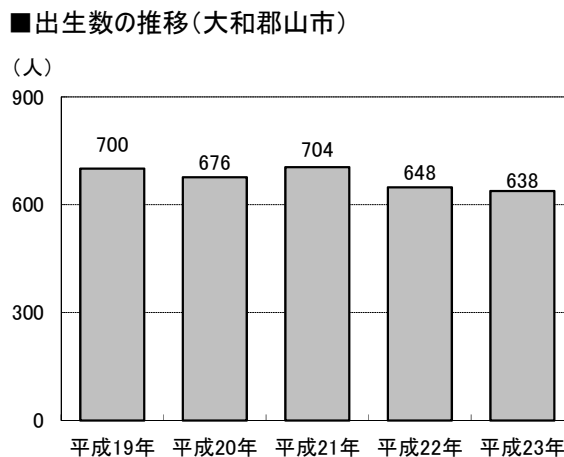
大和郡山市の出生数は平成20年から平成21年にかけて増加するものの、平成22年以降は減少しており、出生率も同様の状況となっています。大和郡山市の出生率を全国、奈良県と比較すると、出生数が増加した平成21年は奈良県より高くなっていますが、平成22年、平成23年と全国、奈良県を下回って推移しています。



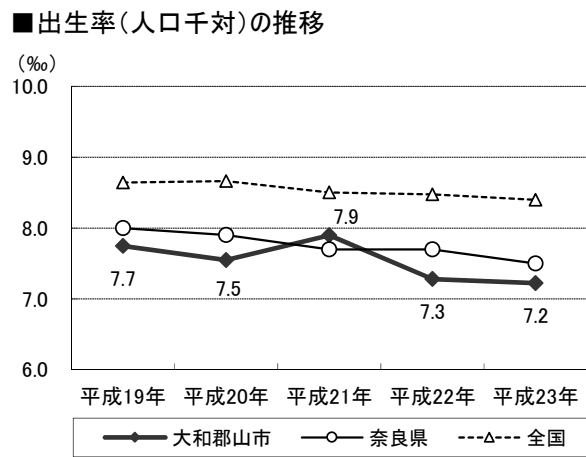
資料：国勢調査



資料：国勢調査



資料：人口動態統計



資料：人口動態統計、住民基本台帳

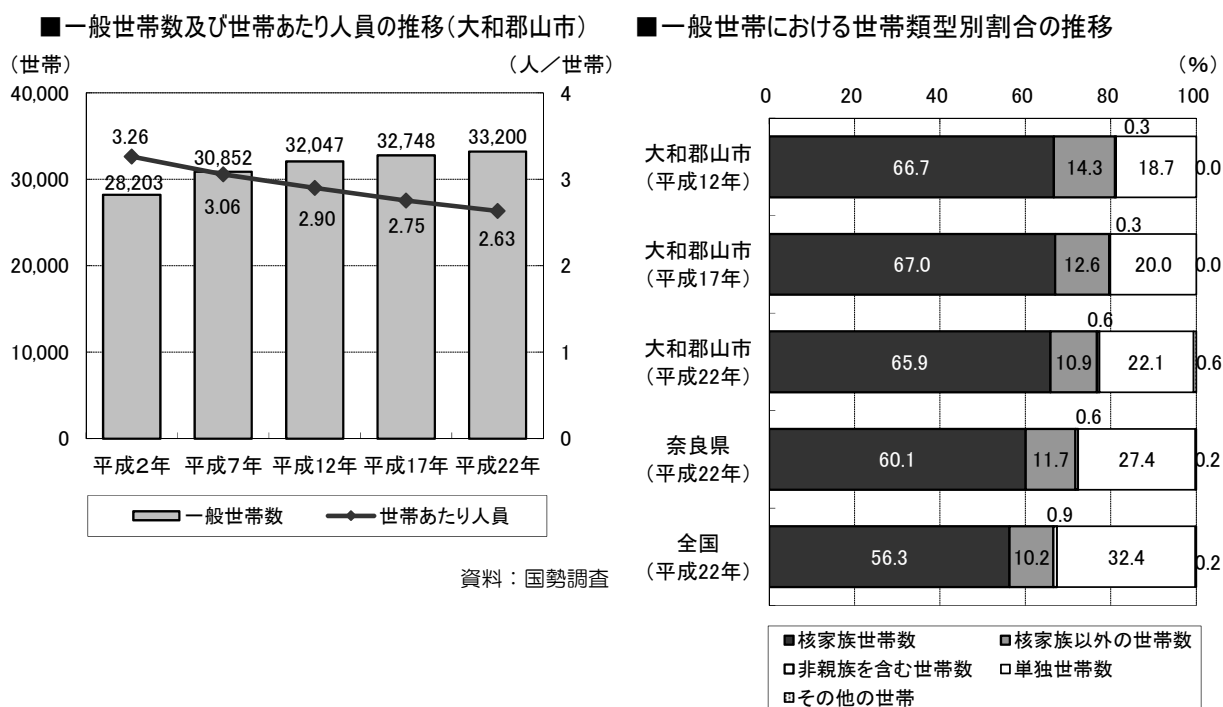
(2) 世帯の状況

大和郡山市の一般世帯数は平成2年から増加しており、平成22年には33,200世帯となっています。さらに総人口の減少があいまって、世帯あたり人員は減少し、平成22年には世帯あたり2.63人となっています。

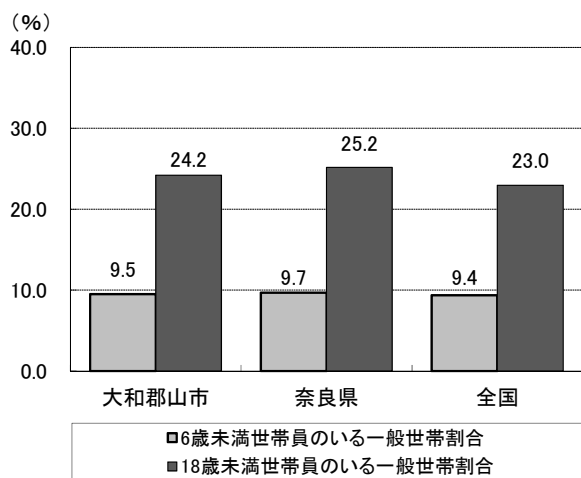
大和郡山市の世帯類型別割合をみると、核家族世帯割合は平成12年から平成22年にかけてほぼ変化がないものの、核家族以外の世帯割合（3世代世帯など）が減少し、単独世帯割合が増加しています。また、奈良県、全国と比較すると大和郡山市は単独世帯割合が低くなっています。

子どものいる世帯割合を奈良県、全国と比較すると、6歳未満世帯員のいる一般世帯割合は9.5%、18歳未満世帯員のいる一般世帯割合は24.2%となっており、ともに奈良県よりわずかに低く、全国よりわずかに高くなっていますが、ほぼ平均的な値となっています。

ひとり親家庭世帯の状況をみると、父子世帯数は平成12年、平成17年、平成22年と増減を繰り返していますが、母子世帯は毎地点増加しています。さらに平成22年には父子世帯、母子世帯ともに奈良県、全国より割合が高く、特に母子世帯が高くなっています。

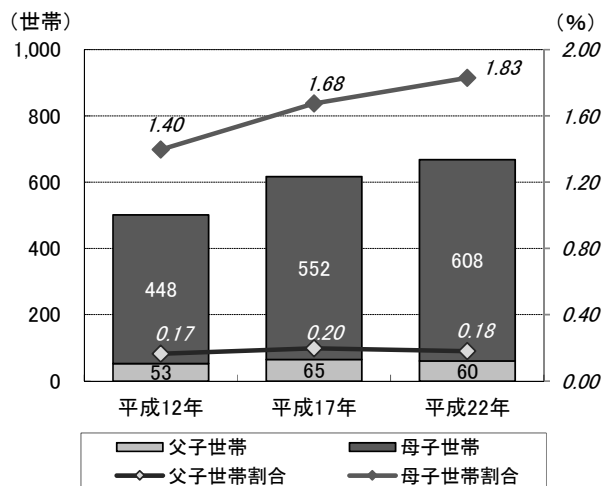


■一般世帯数に占める子どものいる世帯数の状況



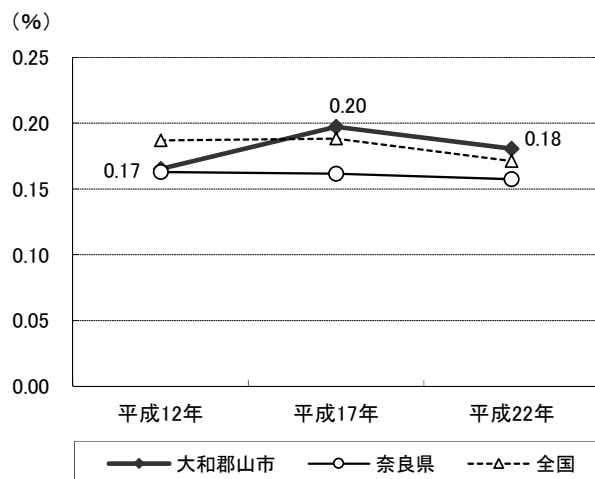
資料：国勢調査

■ひとり親家庭世帯数の推移(大和郡山市)



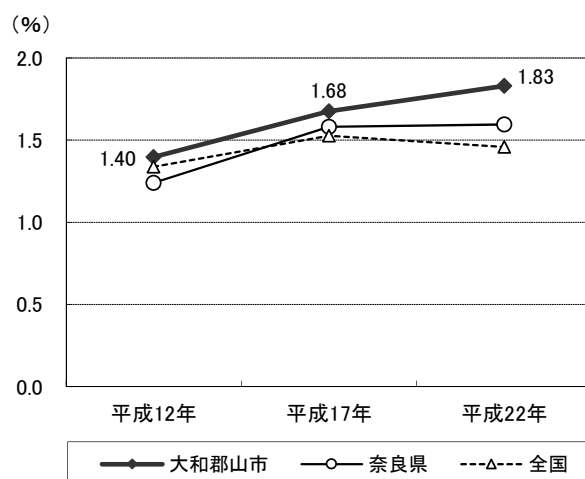
資料：国勢調査

■父子家庭割合の推移



資料：国勢調査

■母子家庭割合の推移



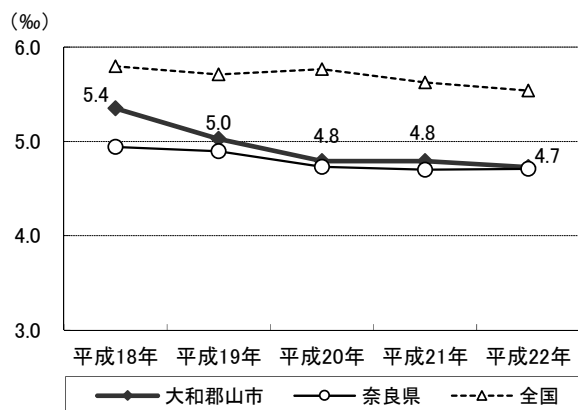
資料：国勢調査

(3) 婚姻・離婚の状況

婚姻率の推移をみると、平成18年以降減少し平成22年には4.7‰となっており、奈良県よりわずかに上回るものの、全国より下回って推移しています。

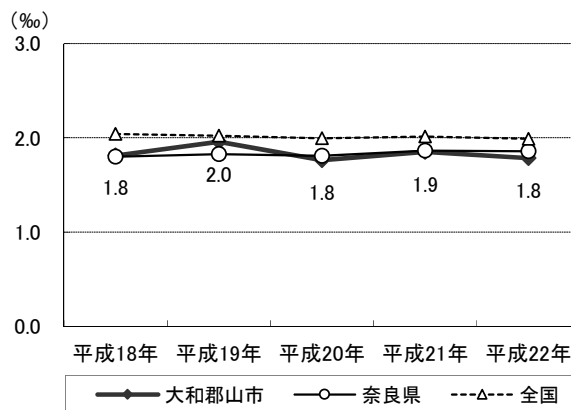
離婚率の推移をみると、奈良県、全国と同様ほぼ横ばいで推移しており、平成22年には1.8‰となっています。

■婚姻率(人口千対)の推移



資料：人口動態統計、住民基本台帳

■離婚率(人口千対)の推移

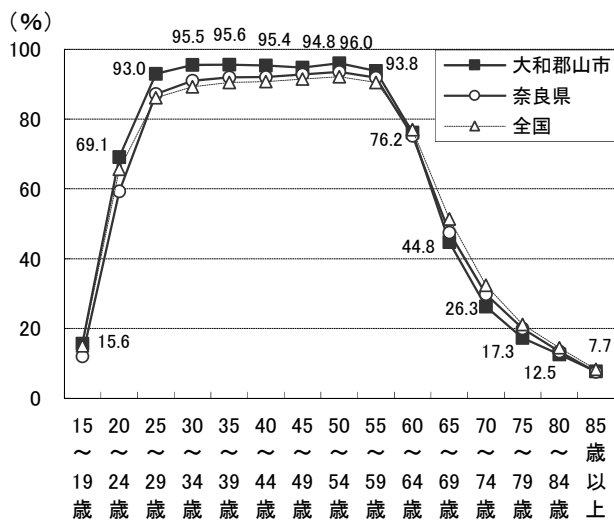


資料：人口動態統計、住民基本台帳

(4) 就労の状況

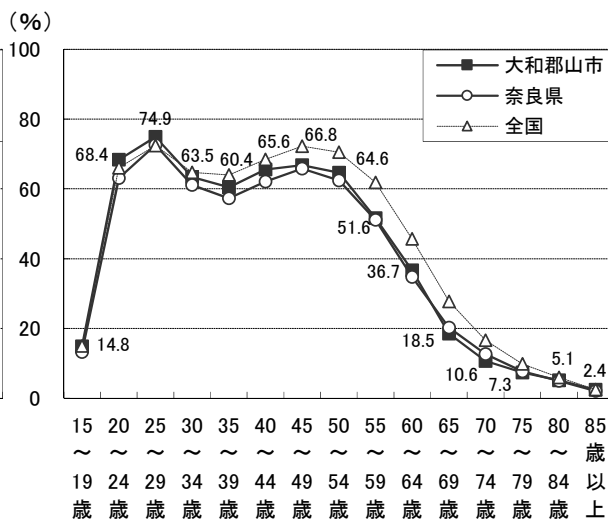
年齢階層別労働力率の状況をみると、男性では20歳代後半から50歳代後半まで9割以上で推移しているのに対し、女性では30歳代で割合が低くなり40歳代で再び割合が高くなるM字カーブを描いています。大和郡山市の女性の労働力率は、20歳代の働き始めの年代では奈良県、全国より上回るものの、子育て期となる30歳代以降は全国を下回り、子育てをひと段落した40歳代で再就労する人も全国に比べ少ない状況です。

■男性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査

■女性の年齢階層別労働力率の状況



資料：国勢調査

2. 保育所及び幼稚園の状況

(1) 認可保育所の状況

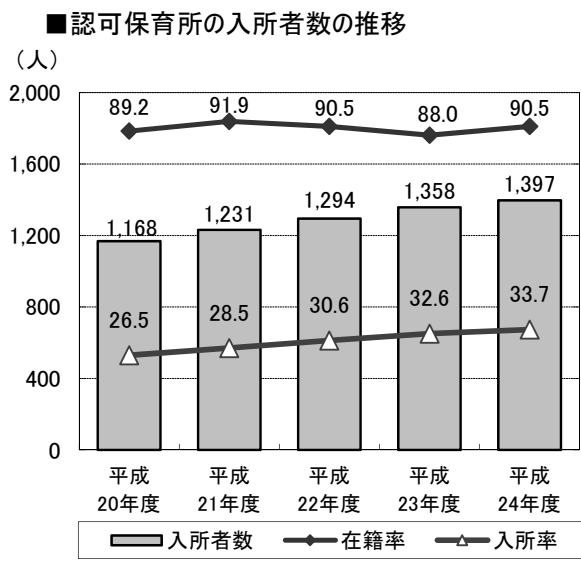
認可保育所は平成 22 年度に 1 か所（はぐみ保育園）、平成 23 年度に 2 か所（あすなら保育園、治道認定こども園）が新たに設置され、平成 20 年度から平成 24 年度にかけて定員数は 234 人、入所者数は 229 人増加しています。在籍率は平成 21 年度に 91.9% と増加しますが平成 23 年度にかけて減少し、平成 24 年度では 90.5% と再び増加に転じています。また、就学前児童総数に占める入所率は毎年度増加しており、平成 24 年度には 33.7% と 3 割を超えています。

就学前児童の年齢別の居場所をみると、0 歳児では 89.3% が在宅、その他となっており、2 歳までに保育所の割合が増加しています。3 歳以降は幼稚園に入所する児童が 3 歳から 5 歳までやや増加しています。

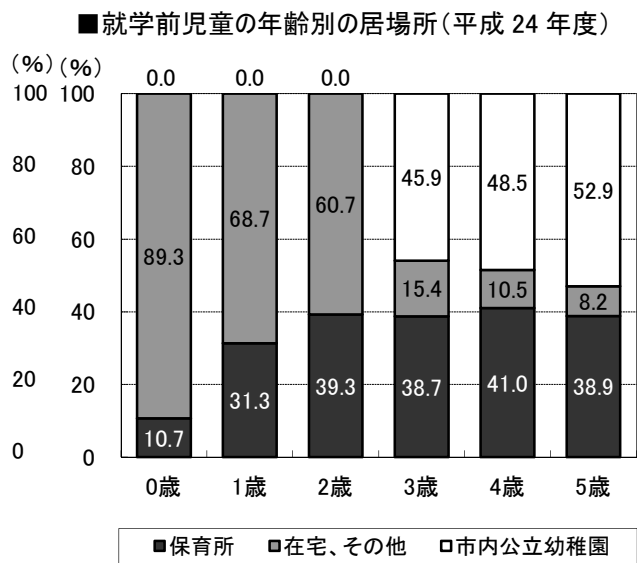
■認可保育所の定員数と入所児童数の推移

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
認可保育所数(か所)		13	13	14	16	16
定員数(人)		1,310	1,340	1,430	1,544	1,544
入所者数(人)	0～2 歳	409	441	470	521	545
	3～5 歳	759	790	824	837	852
	計	1,168	1,231	1,294	1,358	1,397
在籍率	0～2 歳	31.2%	32.9%	32.9%	33.7%	35.3%
	3～5 歳	57.9%	59.0%	57.6%	54.2%	55.2%
	計	89.2%	91.9%	90.5%	88.0%	90.5%
就学前児童 総数(人)	0～2 歳	2,119	2,075	2,052	2,008	1,985
	3～5 歳	2,285	2,240	2,175	2,157	2,155
	計	4,404	4,315	4,227	4,165	4,140
入所率	0～2 歳	19.3%	21.3%	22.9%	25.9%	27.5%
	3～5 歳	33.2%	35.3%	37.9%	38.8%	39.5%
	計	26.5%	28.5%	30.6%	32.6%	33.7%

資料：こども福祉課 ※各年度 4 月 1 日時点



資料：こども福祉課 ※各年度4月1日時点



資料：こども福祉課、学校教育課

(2) 市内公立幼稚園の状況

市内公立幼稚園の入園児童数の推移をみると、平成 20 年度以降か所数、定員数に変化はないものの、入園者数が減少し、平成 20 年度と平成 24 年度を比較すると 116 人減少しています。

■市内公立幼稚園の入園児童数の推移

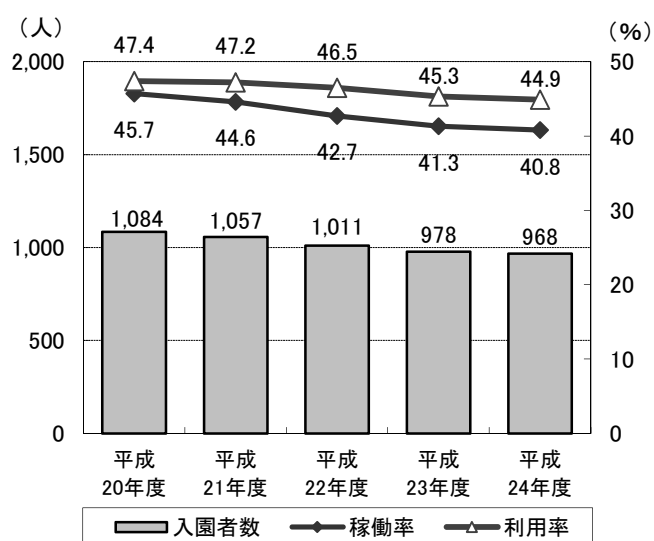
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
市内公立幼稚園数(か所)	11	11	11	11	11
定員数(人)	2,370	2,370	2,370	2,370	2,370
入園者数(人)	1,084	1,057	1,011	978	968
稼働率	45.7%	44.6%	42.7%	41.3%	40.8%
就学前(3~5 歳)児童数(人)	2,285	2,240	2,175	2,157	2,155
利用率	47.4%	47.2%	46.5%	45.3%	44.9%

資料：学校教育課

※幼稚園定員数は、大和郡山市立幼稚園規則第3条による

※幼児児童については、4月1日現在の生徒数調査に基づく

■市内公立幼稚園の入園者数の推移



資料：学校教育課

(3) 認可外保育施設の状況

認可外保育施設の状況をみると、平成21年度まで5か所でしたが平成22年度から1施設増えています。

■認可外保育施設の状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
施設数 (内 事業所内保育所)	5(3)	5(3)	6(4)	6(4)	6(4)

資料：こども福祉課

3. 子育て支援事業及び保育の状況

(1) 親子たんとん広場の実施状況

親子たんとん広場は市内4か所で実施しています。開設日数、登録者等は年度ごとにはばらつきがありますが、総合計をみると、平成23年度から平成24年度にかけては、登録者数、来場組数、相談件数ともに減少しています。4か所のうち、親子たんとん三の丸広場の登録者数が最も多く、親子たんとんつつい広場の相談件数が最も多くなっています。

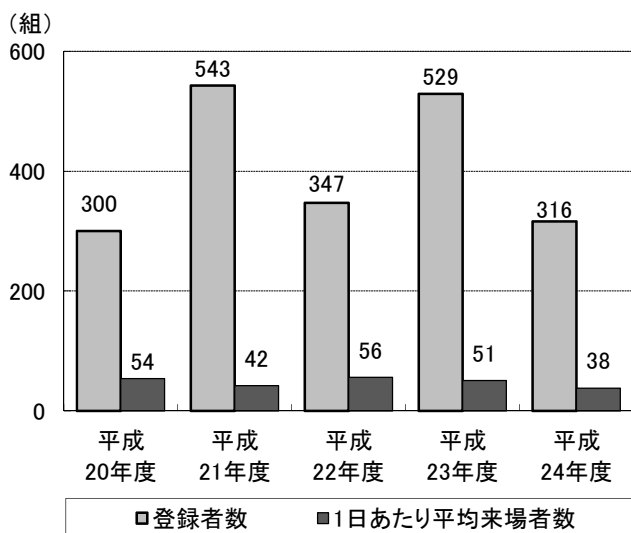
■親子たんとん広場の実施状況

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	
総合計	開設日数	409	379	388	475	482	
	登録者数	300	543	347	529	316	
	来場者数	組数	6,079	4,166	6,259	6,498	4,978
		子ども	7,032	4,701	6,945	7,408	5,705
		保護者	6,195	4,193	6,349	6,538	5,039
	相談件数	56	88	124	131	93	
	1日あたり 平均 来場者数	組数	54	42	56	51	38
		子ども	62	47	63	58	44
保護者		55	42	57	51	39	
親子たんとん三の丸広場	開設日数	134	134	137	137	138	
	登録者数	183	337	197	303	171	
	来場者数	組数	3,644	2,269	3,235	3,189	2,687
		子ども	4,267	2,688	3,578	3,546	3,032
		保護者	3,720	2,297	3,301	3,239	2,730
	相談件数	16	16	43	42	36	
	1日あたり 平均 来場者数	組数	27	17	24	23	19
		子ども	32	20	26	26	22
保護者		28	17	24	24	20	
親子たんとんつつい広場	開設日数	140	135	120	206	208	
	登録者数	56	113	66	129	92	
	来場者数	組数	1,059	768	1,544	2,083	1,484
		子ども	1,184	816	1,705	2,486	1,714
		保護者	1,069	775	1,566	2,089	1,495
	相談件数	22	62	73	66	41	
	1日あたり 平均 来場者数	組数	8	6	13	10	7
		子ども	8	6	14	12	8
保護者		8	6	13	10	7	

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	
親子たんとん郡高広場	開設日数	42	42	41	43	44	
	登録者数	13	45	20	38	9	
	来場者数	組数	330	279	243	360	251
		子ども	391	309	287	372	322
		保護者	333	279	238	338	256
	1日あたり 平均 来場者数	組数	8	7	6	8	6
		子ども	9	7	7	9	7
保護者		8	7	6	8	6	
親子たんとんかたぎり広場	開設日数	93	68	90	89	92	
	登録者数	48	48	64	59	44	
	来場者数	組数	1,046	850	1,237	866	556
		子ども	1,190	888	1,375	1,004	637
		保護者	1,073	842	1,244	872	558
	相談件数	18	10	8	23	16	
	1日あたり 平均 来場者数	組数	11	13	14	10	6
子ども		13	13	15	11	7	
保護者		12	12	14	10	6	

資料：こども福祉課

■親子たんとん広場の登録者数等の推移



～親子たんとん広場の概要～

子どもや保護者同士の学びや交流、
相談の機会を提供しています。

○三の丸広場(中央公民館)

開催日：月・火・木
時 間：10：00～16：00

○つつい広場(南井児童館)

開催日：月～金
時 間：10：00～16：00

○郡高広場(郡山高校)

開催日：水
時 間：10：30～13：00

○かたぎり広場(片桐公民館)

開催日：木・金
時 間：10：00～16：00

(2) 地域子育て支援センター事業の状況

地域子育て支援センターでは、子どもと親子と一緒に遊んだり、気軽に相談できる場を提供しています。

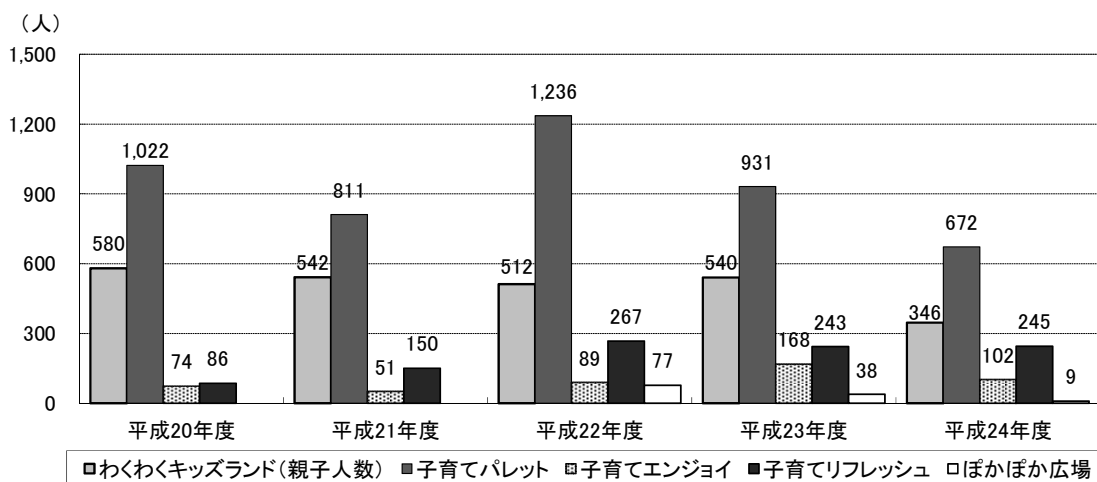
わくわくキッズランドは年間5回実施しており、親子人数は減少傾向にあり、平成24年度は平成23年度より194人減少の346人となっています。

■地域子育て支援センター事業の実施状況

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
わくわく キッズランド	親子人数	580	542	512	540	346
	実施回数	5	5	5	5	5
子育て パレット	子ども人数	1,022	811	1,236	931	672
	参加組数	931	679	1,127	848	644
	実施回数	64	65(内7回中止)	62	56(内1回中止)	58(内1回中止)
子育て エンジョイ	子ども人数	74	51	89	168	102
	参加組数	65	45	82	154	101
	実施回数	3(内1回中止)	3(内1回中止)	3	4	3
子育て リフレッシュ	子ども人数	86	150	267	243	245
	参加組数	-	-	-	-	-
	実施回数	4	7	12	15	15
ぽかぽか広場	子ども人数			77	38	9
	参加組数			73	35	8
	実施回数			4	2	1

資料：こども福祉課

■各事業参加人数の推移



資料：こども福祉課

(3) 保育所の子育て支援事業の実施状況

きんとっと広場は年間7回実施しており、平成24年度には子ども285人、保護者288人が来場しています。

認定こども園や保育所では平成23年度から子育て広場事業を実施しています。実施状況をみると、トマトひろば、子育てひろば「あすなら」とともに実施回数は平成23年度、平成24年度で増加しており、子育てひろば「あすなら」では参加組数も増加しています。

■きんとっと広場の実施状況

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
来場者数 (計7回)	子ども人数	327	247	374	314	285
	保護者人数	276	227	343	288	288

資料：こども福祉課

■子育て広場事業の実施状況

		平成 23年度	平成 24年度
トマトひろば 治道認定こども園	子ども人数	1,208	1,141
	参加組数	1,037	1,006
	実施回数	166	185
	登録者数	138	111
子育てひろば 「あすなら」 あすなら保育園	子ども人数	520	833
	参加組数	441	680
	実施回数	126	146

資料：こども福祉課

(4) 各種保育事業の利用状況

延長保育の実施か所は平成 22 年度から平成 24 年度にかけて2か所増えているものの、利用人数は平成 22 年度以降減少傾向で推移しています。

ショートステイ事業は6か所で実施しており、利用人数は平成 22 年度で増加し平成 23 年度以降は減少しています。

休日保育の利用人数は平成 23 年度では82 人であったのが、平成 24 年度では 167 人と倍増しています。

障害児保育の実施か所は 10 か所前後で増減を繰り返しており、利用人数は 30 人程度で推移しています。

■各種保育事業の利用状況

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
延長保育	実施か所	13	13	14	15	15
	延べ利用人数	3,934	4,010	4,557	3,868	3,570
ショート ステイ事業	実施か所		6	6	6	6
	延べ利用人数		8	20	13	10
休日保育	実施か所				1	1
	延べ利用人数				82	167
障害児 保育	実施か所	9	12	11	12	10
	延べ利用人数	16	33	31	36	37

資料：こども福祉課

(5) こどもサポートセンター事業の実施状況

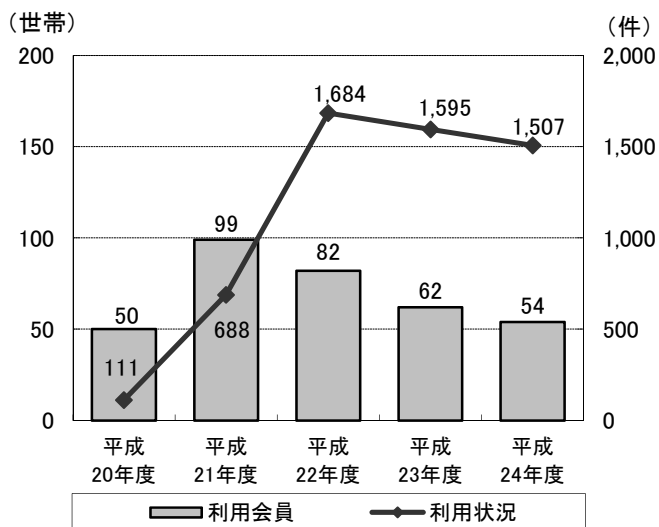
こどもサポートセンターの状況を見ると、利用会員は平成 21 年度に 99 世帯と大きく増加しますが、平成 22 年度以降は減少し、平成 24 年度には 54 世帯となっています。一方、利用件数も平成 22 年度以降減少するものの、世帯当たりの利用件数は増加しています。依頼内容別にみると、センター内での利用が増加しています。

■こどもサポートセンター事業の利用会員世帯数と利用状況

		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
利用会員(世帯)		50	99	82	62	54
利用状況 (件数)		111	688	1,684	1,595	1,507
	センター	65	222	531	555	636
	センター外	23	181	144	221	168
	送迎	14	260	985	791	676
	集団託児	9	25	24	28	27

資料：こども福祉課

■こどもサポートセンター利用会員世帯数等の推移



資料：こども福祉課

(6) 学童保育・児童館等の利用状況

学童保育は各小学校で実施しており、小学6年生まで利用可能となっています。利用児童数はほぼ横ばいで推移しており、利用児童数以外に、郡山南小学校で登録できなかった児童が平成23年度、平成24年度で各年2名出ています。全体の利用率は増加しており、平成20年度に11.3%であったものが平成24年度には12.3%と増加しています。

児童館の利用状況をみると、平成20年度と平成24年度の利用者数は減少しており、新町児童館は平成23年度から平成24年度にかけては増加している一方、南井児童館は毎年減少し、平成23年度には5千人以下となっています。

■学童保育の利用状況

		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
設置数		11	11	11	12	12
利用児童数		557	552	538	554	563
	1年生	153	148	160	157	176
	2年生	129	141	128	140	120
	3年生	120	102	112	101	117
	4年生	90	82	55	92	68
	小計(1～4年生)	492	473	455	490	481
	5年生	36	62	53	34	61
	6年生	29	17	30	30	21
	小計(5～6年生)	65	79	83	64	82
児童数	1～4年生	3,254	3,181	3,123	3,016	2,959
	5～6年生	1,675	1,630	1,640	1,661	1,614
	計	4,929	4,811	4,763	4,677	4,573
利用率	1～4年生	15.1%	14.9%	14.6%	16.2%	16.3%
	5～6年生	3.9%	4.8%	5.1%	3.9%	5.1%
	計	11.3%	11.5%	11.3%	11.8%	12.3%

資料：こども福祉課、学校教育課

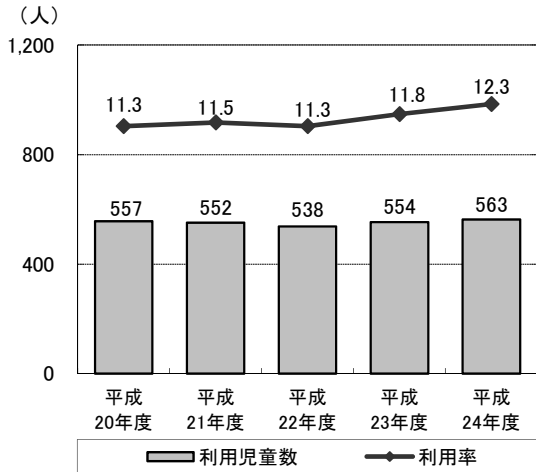
※郡山北小学校の学童保育所は平成23年4月1日より2分割されたため、設置数が1増加している

■児童館の利用状況

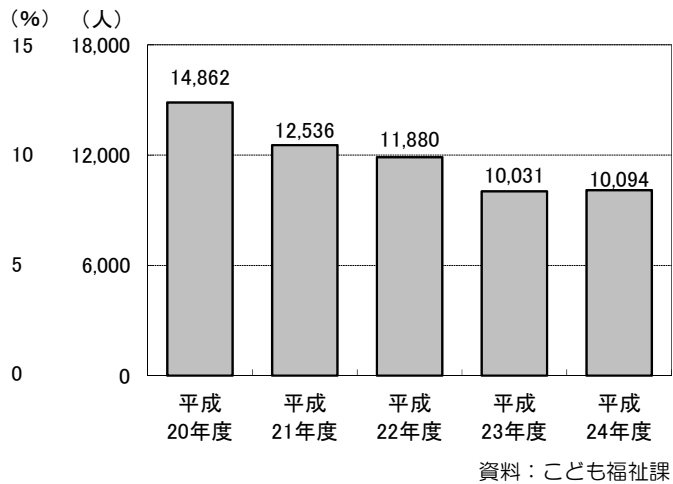
		平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
利用者数		14,862	12,536	11,880	10,031	10,094
	新町児童館	5,905	6,592	5,938	5,051	5,561
	南井児童館	8,957	5,944	5,942	4,980	4,533

資料：こども福祉課

■学童保育の利用状況



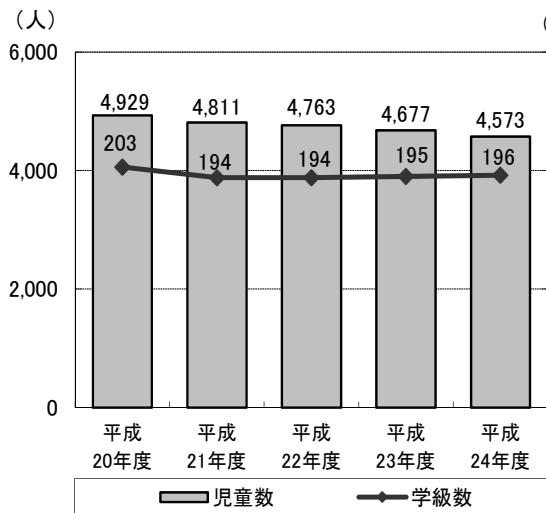
■児童館利用者数の推移



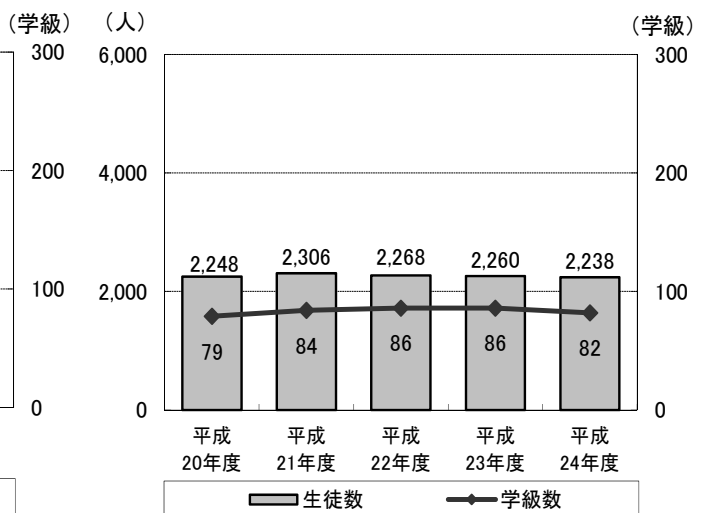
(7) 小学校、中学校の状況

小学校、中学校の児童数、生徒数の推移をみると、小学生では平成20年度から平成24年度にかけて減少し、中学生では平成21年度にやや増加するものの、平成22年度以降は減少しています。

■小学校の児童数の推移



■中学校の生徒数の推移



資料：学校教育課

※児童生徒数・学級数については、4月1日現在の生徒数調査に基づく
 ※学級数には、特別支援学級を含む

4. 子育て家庭の状況及び子育て支援ニーズ

(1) 調査の概要

本計画を策定するための基礎資料を得るため「子ども・子育て支援新制度におけるニーズ調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。

- 調査地域 : 大和郡山市全域
- 調査対象者 : 大和郡山市在住の「就学前児童」をおもちの世帯・保護者（就学前児童調査）
大和郡山市内在住の「小学生」をおもちの世帯・保護者（小学生児童調査）
- 抽出方法 : 住民基本台帳より、就学前児童 1,500 人、小学生 1,500 人の合計 3,000 人を無作為抽出
- 調査期間 : 平成 25 年 10 月 21 日（月）～平成 25 年 11 月 4 日（月）
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	回収数	回収率
就学前児童	1,500	713	47.5%
小学生児童	1,500	754	50.2%
合計	3,000	1,467	48.9%

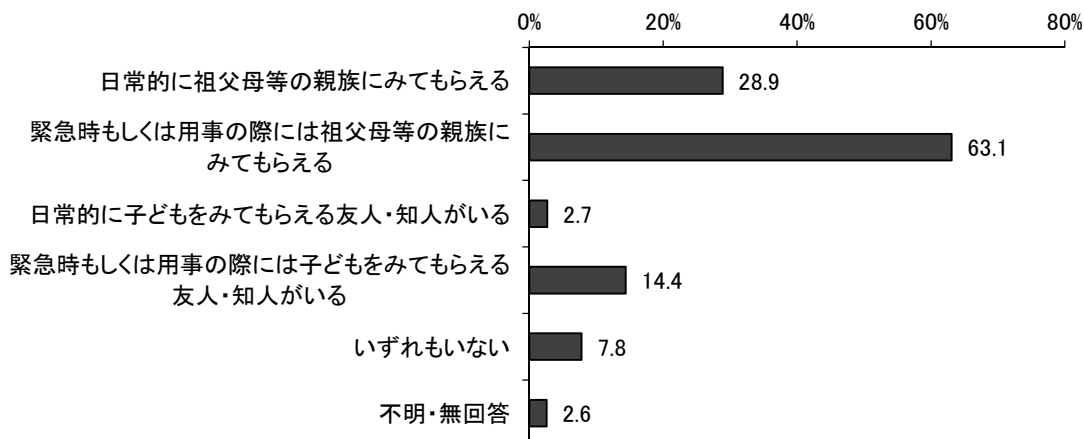
※回収数及び回収率には無効票（就学前児童 11、小学生児童 14）を含んでいます。

(2) 調査の概要

①日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無〈複数回答〉〔就学前児童調査〕

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が63.1%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が28.9%となっています。

就学前児童(N=702)



家庭類型別 × 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

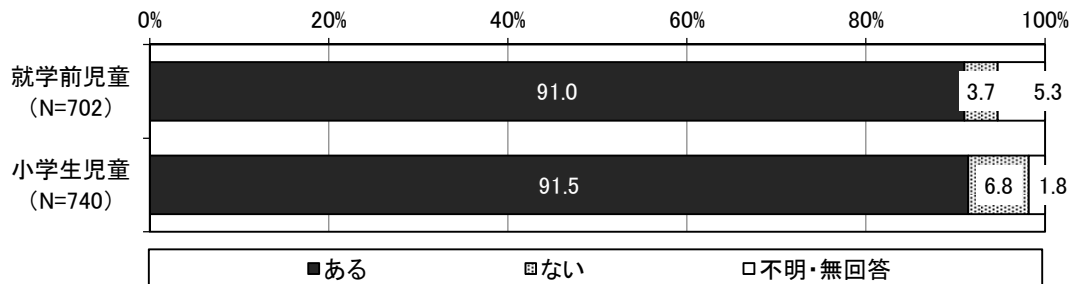
家庭類型別にみると、[ひとり親家庭]以外のすべての家庭類型では「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、全体と同様の傾向となっています。一方、[ひとり親家庭]では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高く、親族に預ける機会が多いことがうかがえます。

【就学前児童】 家庭類型別	ひとり親家庭 N=35		フルタイム N=140		（パフル） 長時間タイム N=83		（パフル） 短時間タイム N=35		専業主婦（夫） N=279		（パパート） 長時間タイム N=3		無業×無業 N=2	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	20	57.1	33	23.6	23	27.7	15	42.9	75	26.9	0	0.0	1	50.0
緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	11	31.4	93	66.4	56	67.5	20	57.1	180	64.5	3	100.0	1	50.0
日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	0	0.0	0	0.0	1	1.2	1	2.9	12	4.3	0	0.0	0	0.0
緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	5	14.3	7	5.0	10	12.0	7	20.0	53	19.0	1	33.3	0	0.0
いずれもない	5	14.3	13	9.3	6	7.2	3	8.6	20	7.2	0	0.0	0	0.0
不明・無回答	2	5.7	5	3.6	2	2.4	0	0.0	5	1.8	0	0.0	0	0.0

②子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無〈単数回答〉

〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

子育てをする上での相談相手（場所）の有無についてみると、「ある」が就学前児童で91.0%、小学生児童で91.5%となっています。

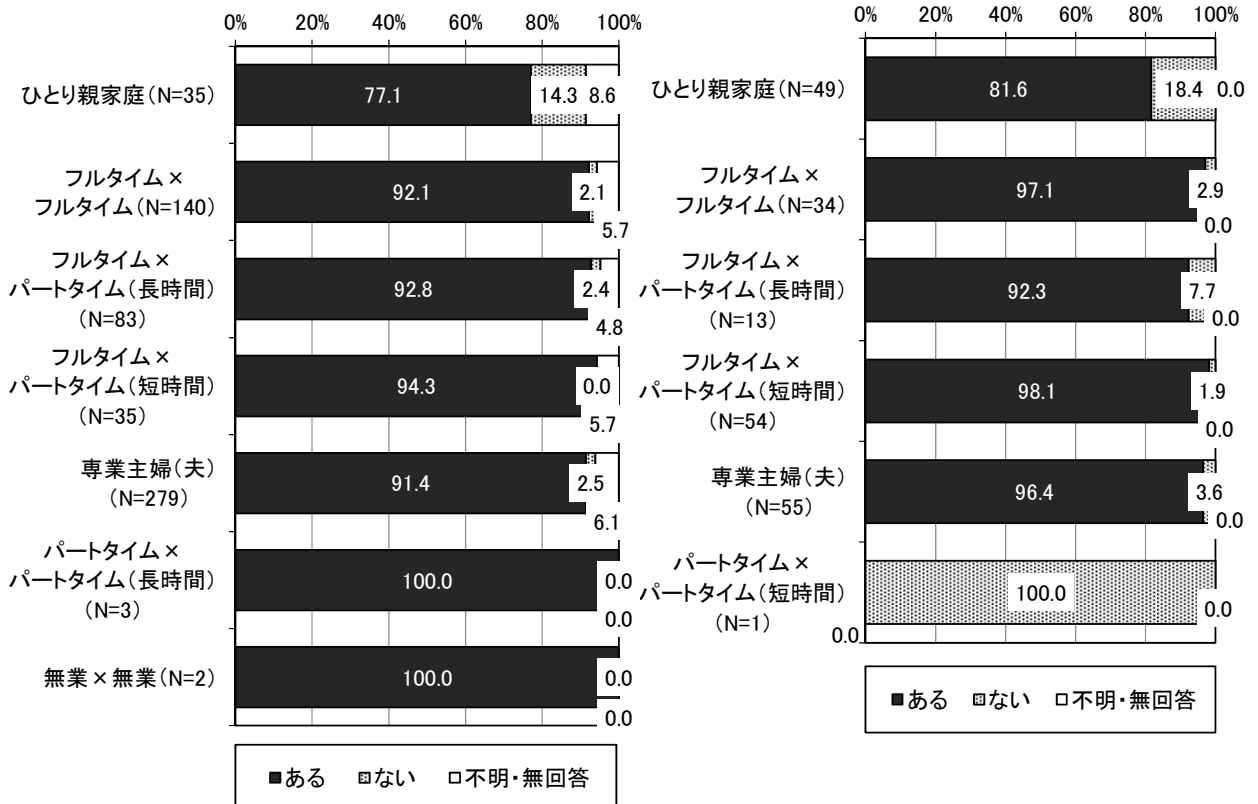


家庭類型別 × 子育てをする上での相談相手や相談できる場所の有無

家庭類型別にみると、就学前児童、小学生児童ともに [ひとり親家庭]、小学生児童の [パートタイム×パートタイム (短時間)] 以外のすべての家庭類型で「ある」割合が9割以上となっています。一方、[ひとり親家庭] では、「ある」が約8割と他の家庭類型に比べて低くなっています。

就学前児童

小学生児童



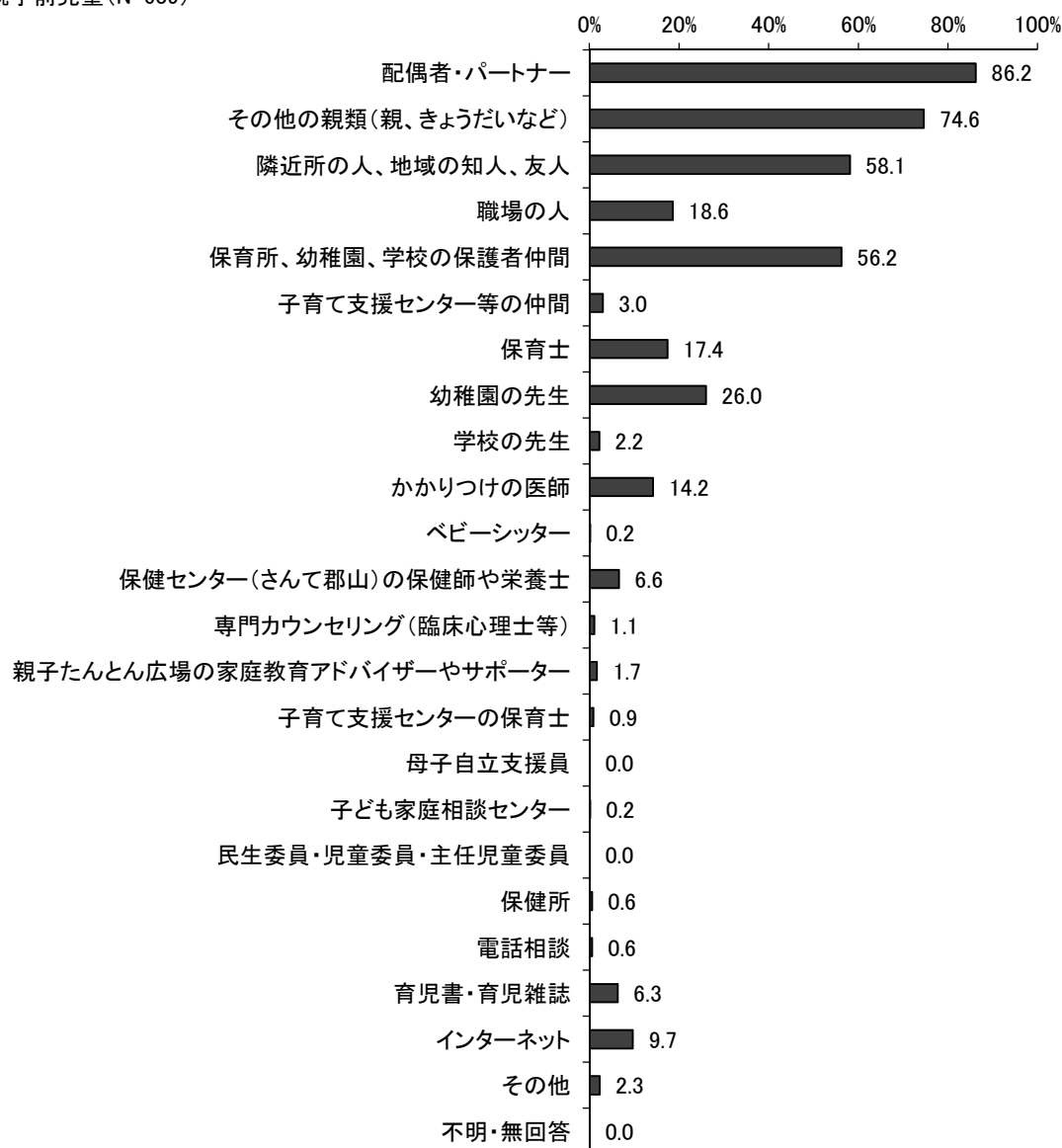
②で「ある」を選んだ方

②-1 子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人や場〈複数回答〉

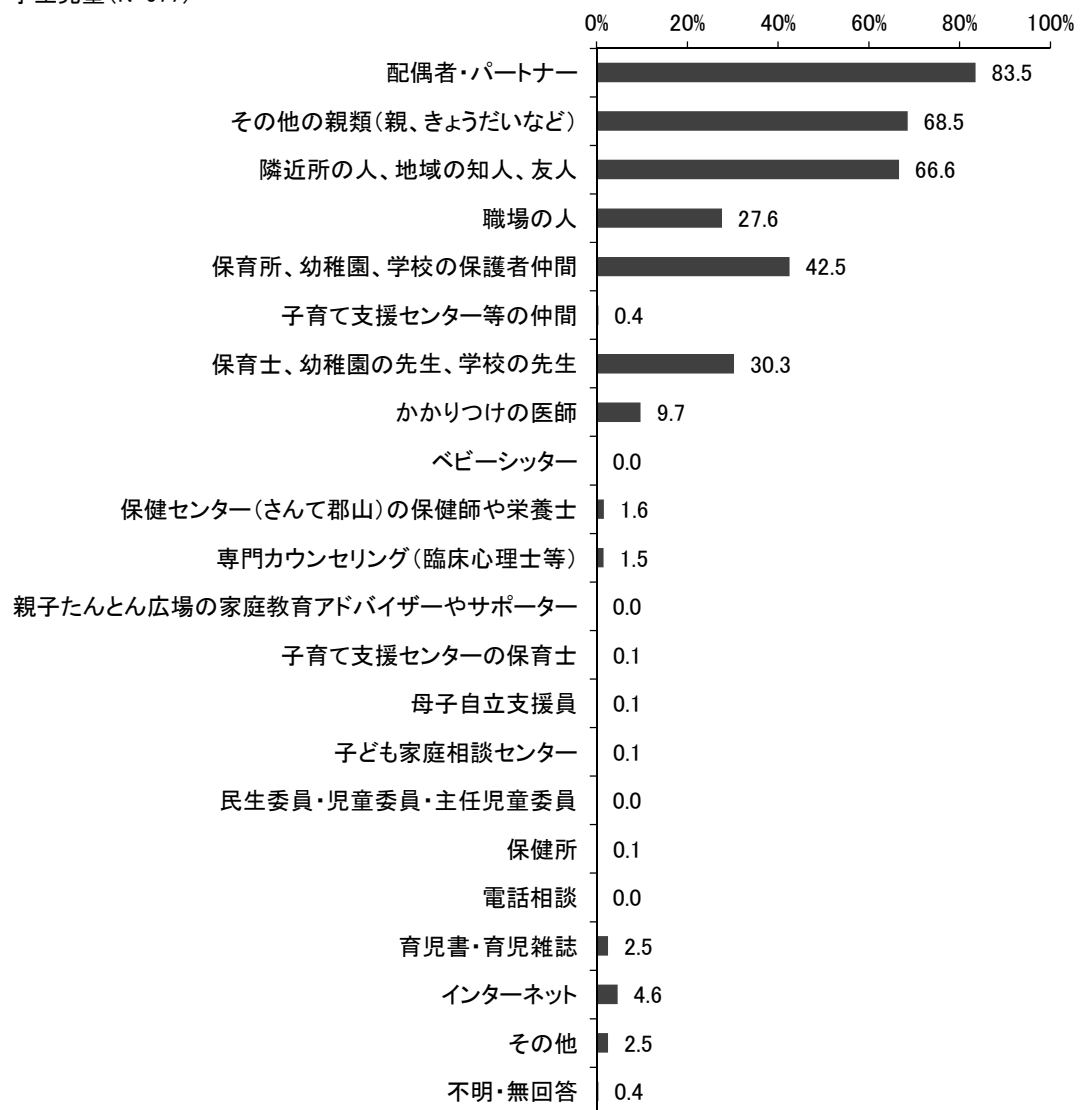
〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人や場についてみると、「配偶者・パートナー」が就学前児童で86.2%、小学生児童で83.5%と最も高くなっています。次いで「その他の親類（親、きょうだいなど）」が就学前児童で74.6%、小学生児童で68.5%となっています。

就学前児童(N=639)



小学生児童(N=677)



③子育てが、地域の人や社会に支えられていると感じるか。〈単数回答〉

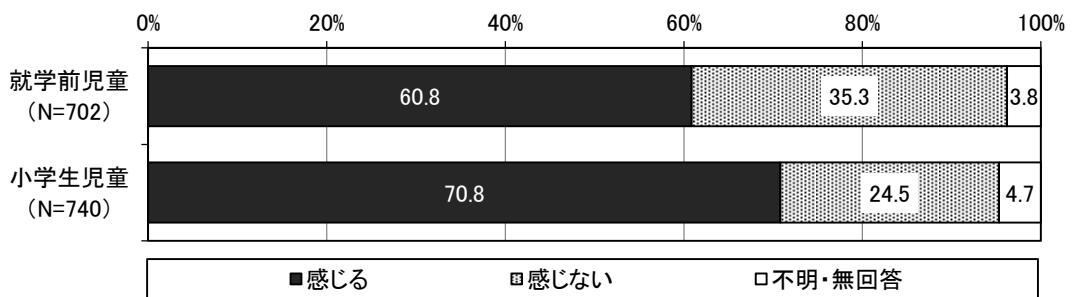
また、特に誰に支えられていると感じるか。特に誰から支えてほしいと感じるか。

〈複数回答〉〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

子育てが、地域の人や社会に支えられていると感じるかについては、「感じる」が就学前児童で60.8%、小学生児童で70.8%となっています。

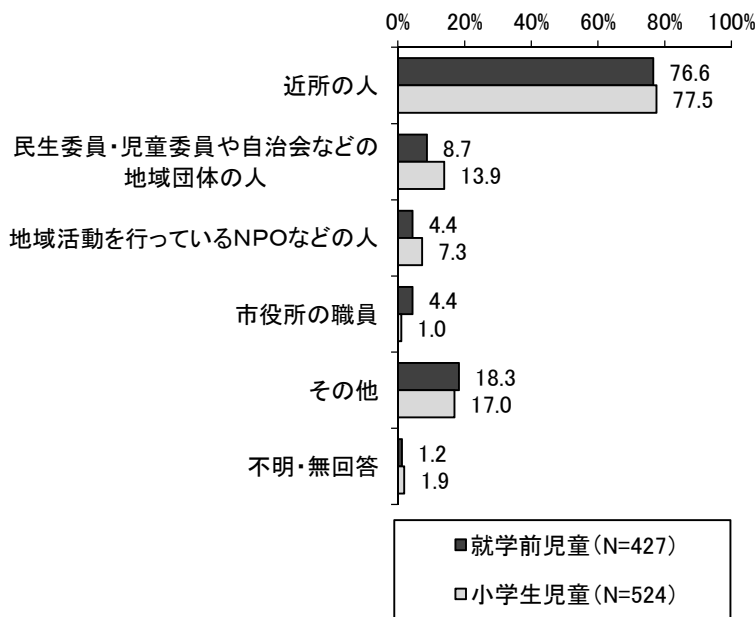
特に誰に支えられていると感じるかについては、「近所の人」が就学前児童で76.6%、小学生児童で77.5%と最も高くなっています。

特に誰から支えてほしいと感じるかについては、「近所の人」が就学前児童で29.4%、小学生児童で24.3%と最も高くなっています。



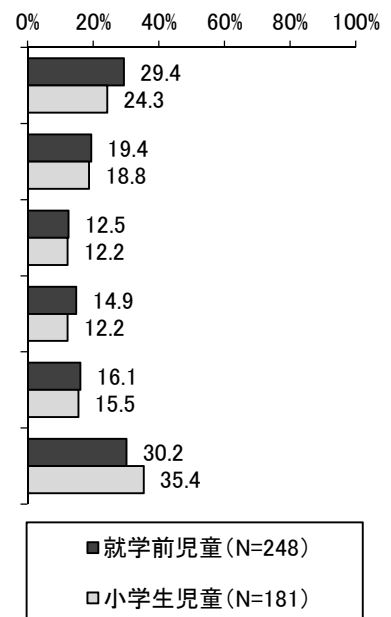
③で「感じる」を選んだ方

③-1 特に誰に支えられていると感じるか



③で「感じない」を選んだ方

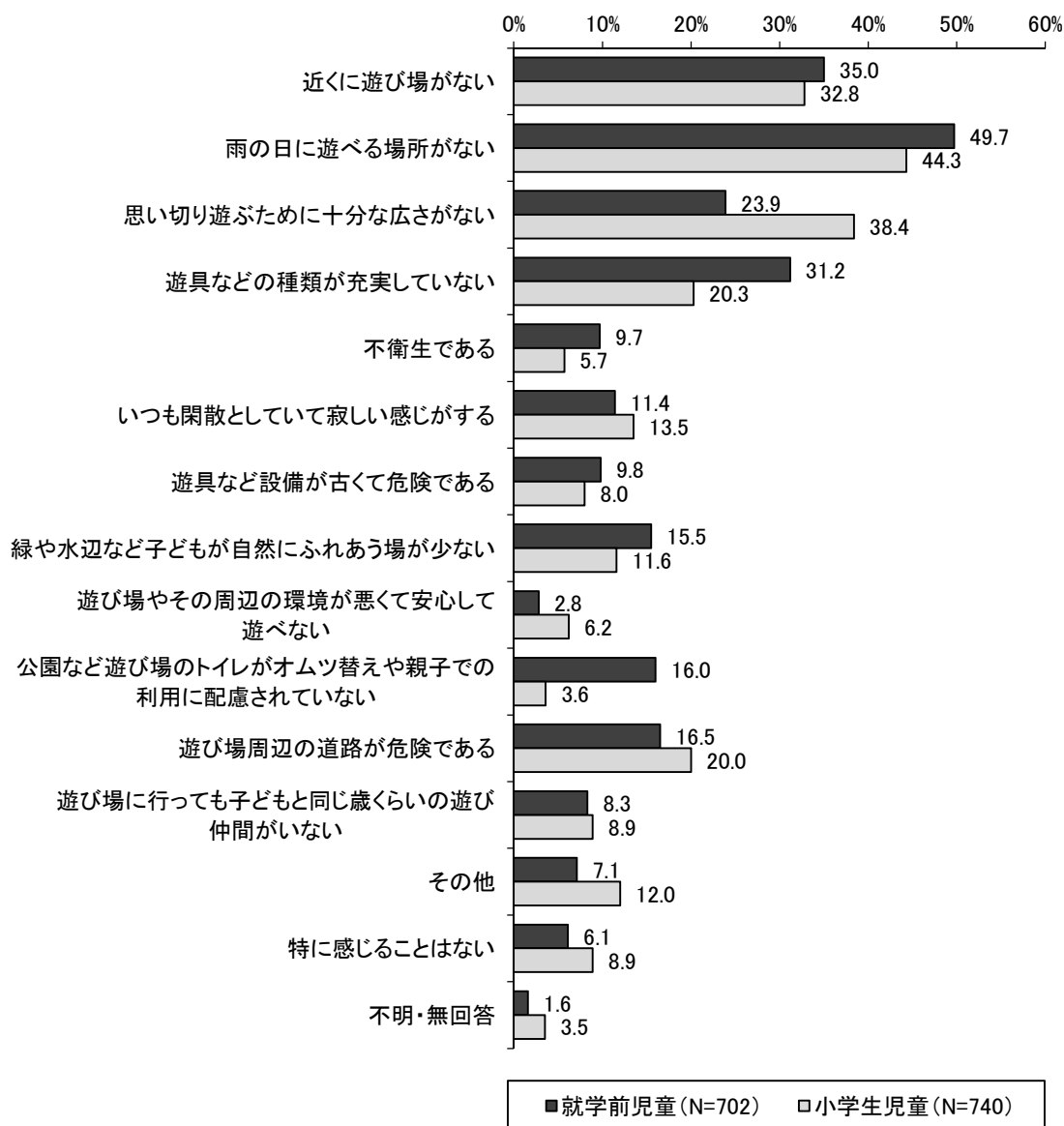
③-2 特に誰から支えてほしいと感じるか



④地域の子どもの遊び場について、日ごろ特に不満に感じていること〈複数回答〉

〔就学前児童調査・小学生児童調査〕

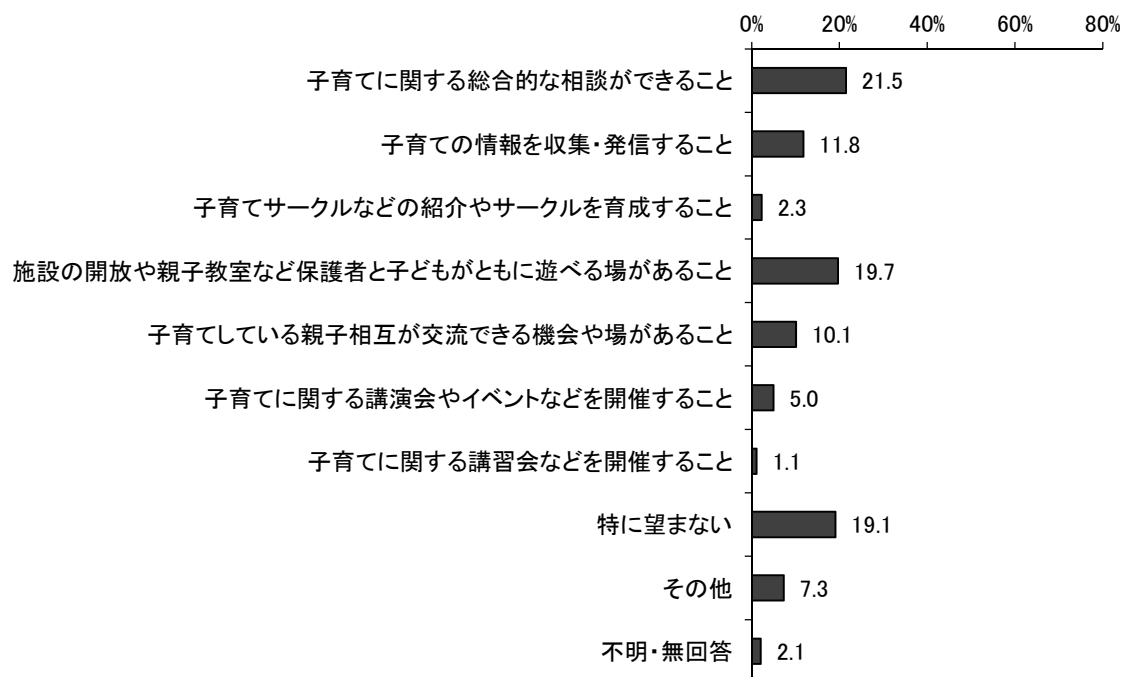
地域の子どもの遊び場について、日ごろ特に不満に感じていることについてみると、「雨の日に遊べる場所がない」が就学前児童で49.7%、小学生児童で44.3%と最も高く、次いで就学前児童では「近くに遊び場がない」が35.0%、小学生児童では「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が38.4%となっています。



⑤地域子育て支援センターや親子たんとん広場に対して特にどのような事業が必要か。〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

地域子育て支援センターや親子たんとん広場に対して特にどのような事業が必要かについては、「子育てに関する総合的な相談ができること」が21.5%と最も高く、次いで「施設の開放や親子教室など保護者と子どもがともに遊べる場があること」が19.7%となっています。

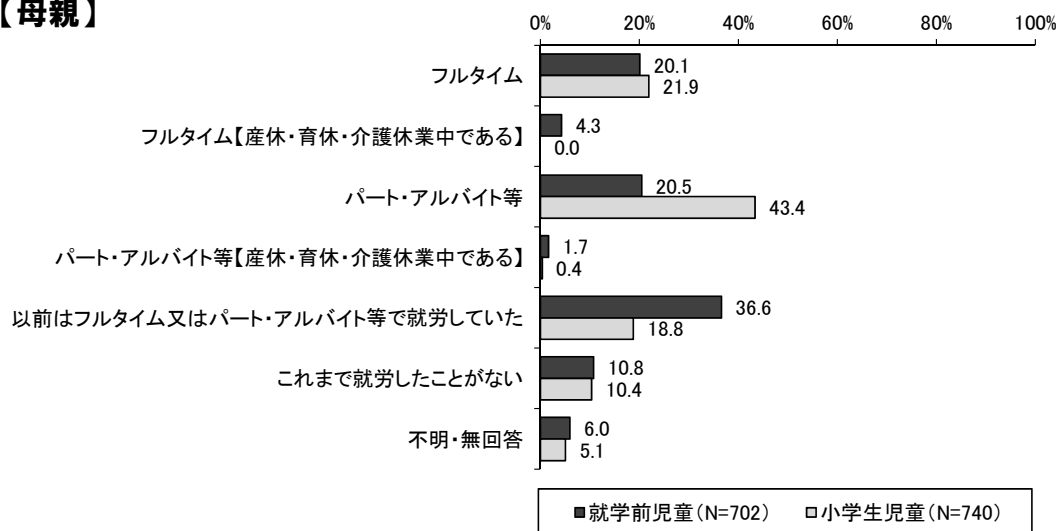
就学前児童(N=702)



⑥母親の就労状況〈単数回答〉〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

保護者の就労状況についてみると、母親では「以前はフルタイム又はパート・アルバイト等で就労していた」が就学前児童で36.6%、小学生児童では「パート・アルバイト等」が43.4%と最も高くなっています。

【母親】



* 「フルタイム」：1週5日程度・1日8時間程度の就労
「パート・アルバイト等」：フルタイム以外の就労

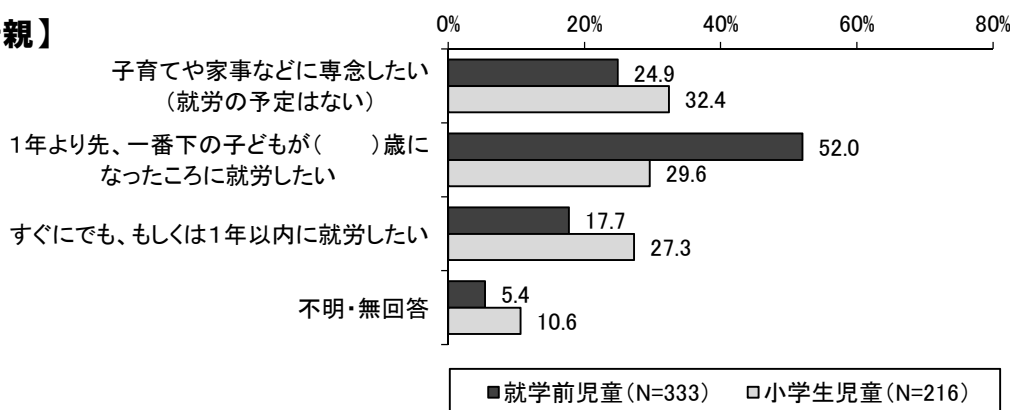
⑥で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまでに就労したことがない」を選んだ方

⑥-1 現在、就労していない母親の就労希望〈単数回答〉

〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

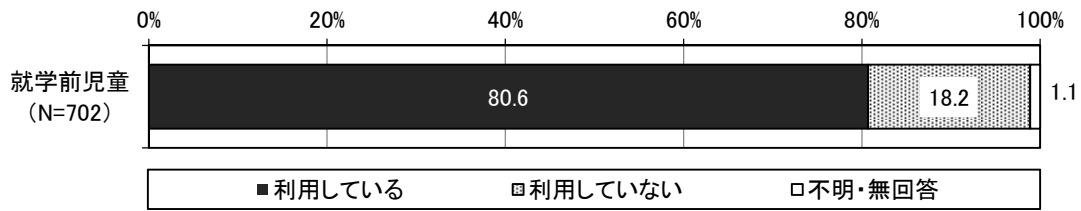
現在就労していない方の就労希望についてみると、母親では就学前児童で「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」52.0%、小学生児童では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が32.4%と最も高くなっています。

【母親】



⑦現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無についてみると、「利用している」が80.6%と大部分を占めています。



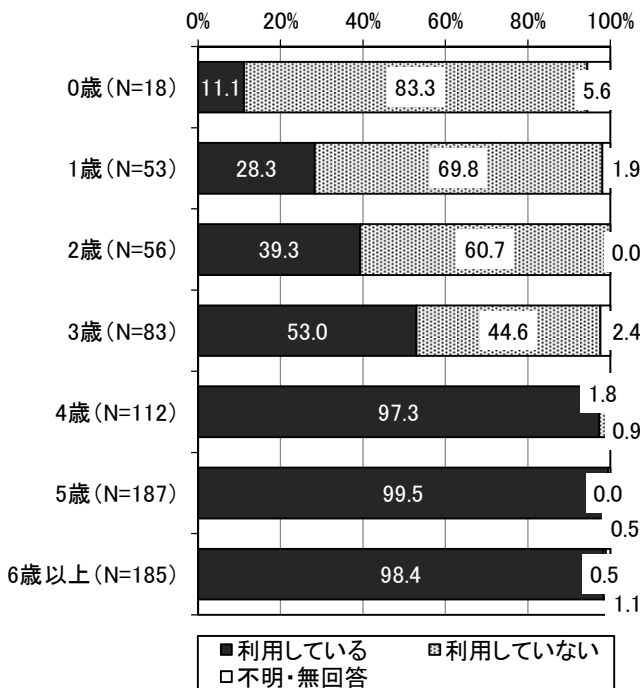
*ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指す。具体的には、幼稚園や保育所など、(1)－1に示す事業が含まれる。

年齢別、家庭類型別×現在の定期的な教育・保育事業の利用の有無

年齢別にみると、[0歳] から [3歳] にかけて「利用している」の割合が増加しています。家庭類型別にみると、[専業主婦(夫)] では「利用していない」が3割とやや高くなっています。

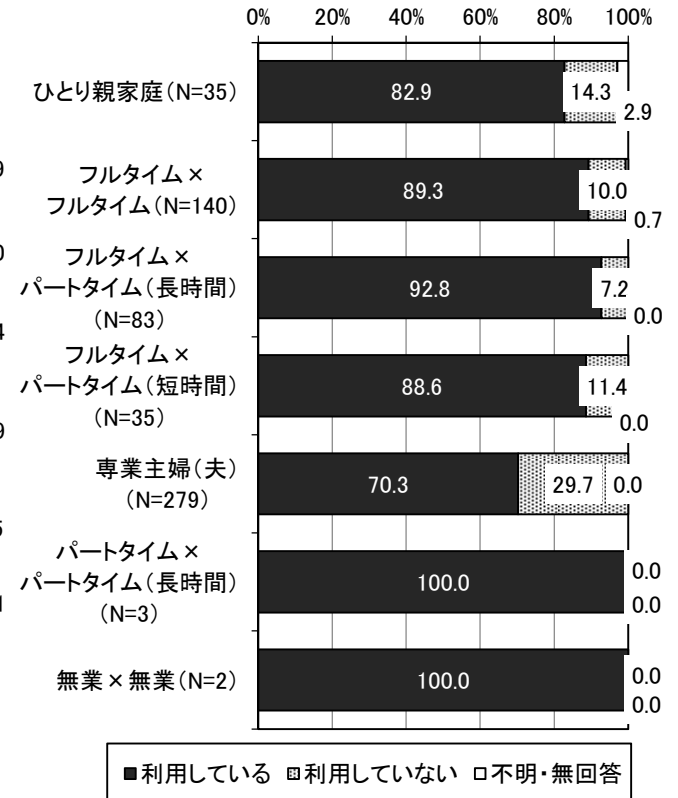
■年齢別

就学前児童



■家庭類型別

就学前児童



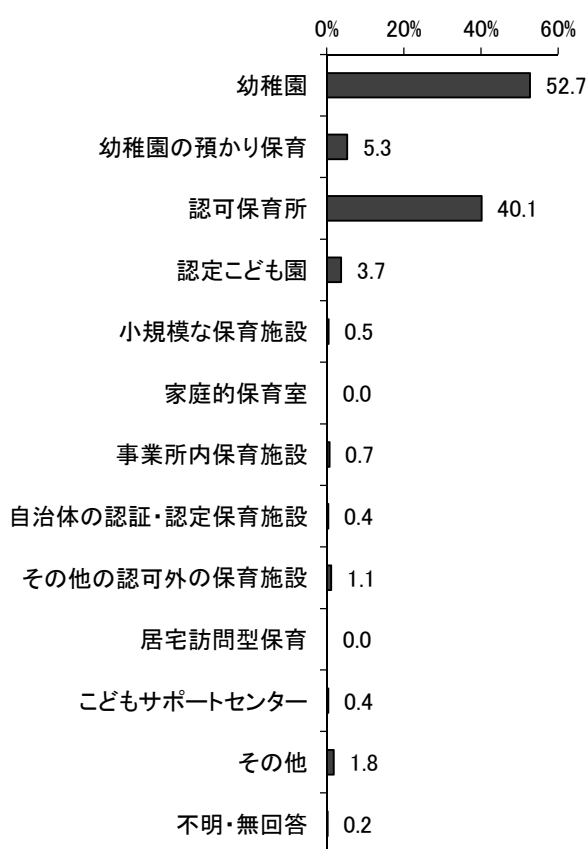
⑦で「利用している」を選んだ方

⑦-1 平日に利用している教育・保育事業〈複数回答〉、利用したいと考える事業〈複数回答〉〔就学前児童調査…問 15-1〕

平日に利用している教育・保育事業についてみると、「幼稚園」が 52.7%、「認可保育所」が 40.1%、「幼稚園の預かり保育」が 5.3%となっています。今後、平日に定期的に利用したいと考える教育・保育事業についてみると、「幼稚園」が 48.0%で最も高く、次いで「認可保育所」が 33.8%、「幼稚園の預かり保育」が 27.6%となっています。

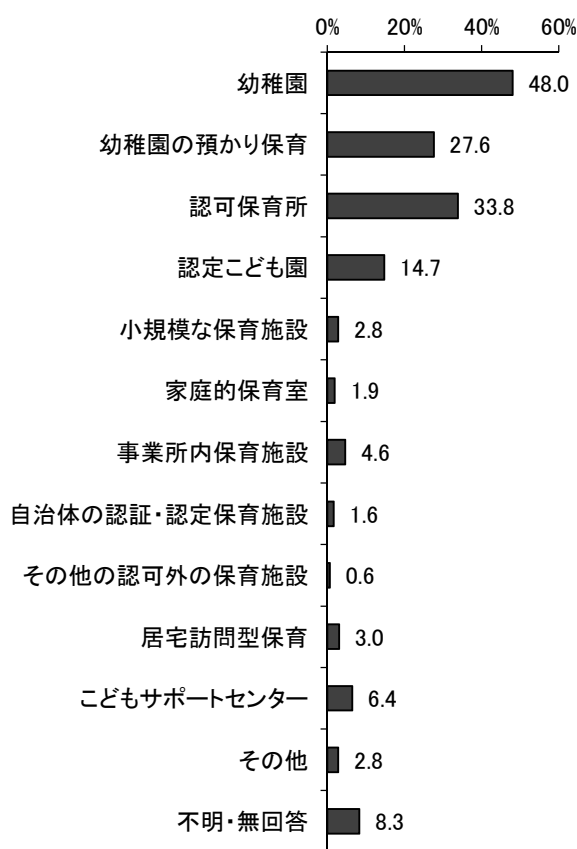
【平日に利用している】

就学前児童(N=566)



【利用したい事業】

就学前児童(N=702)

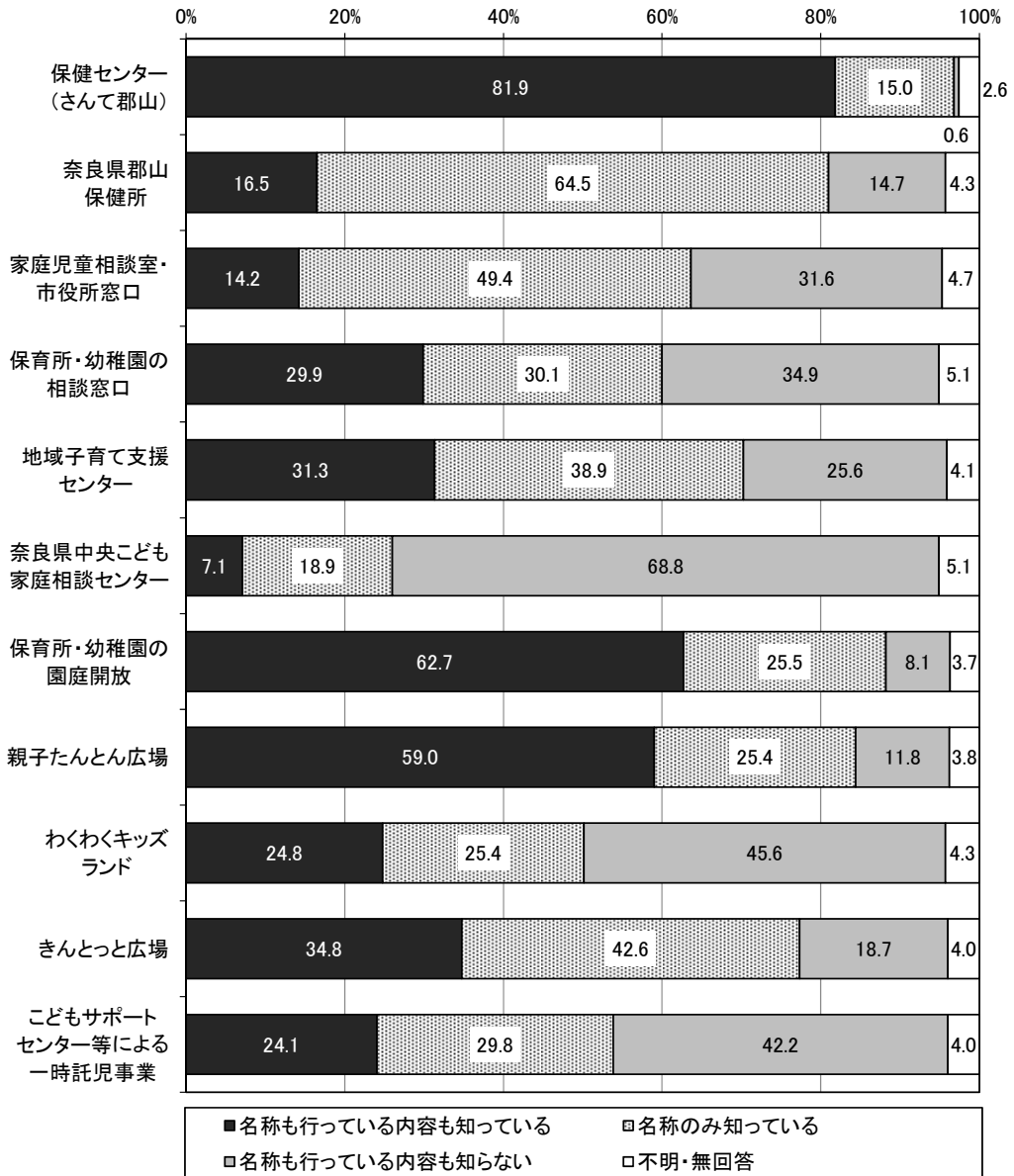


*事業の利用には一定の利用者負担が発生する

⑧子育てに関する機関や子育てサービスの認知度〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

子育てに関する機関や子育てサービスの認知度についてみると、「名称も行っている内容も知っている」では、『保健センター（さんて郡山）』が81.9%と最も高く、次いで『保育所・幼稚園の園庭解放』が62.7%、『親子たんとん』が59.0%となっています。

就学前児童(N=702)



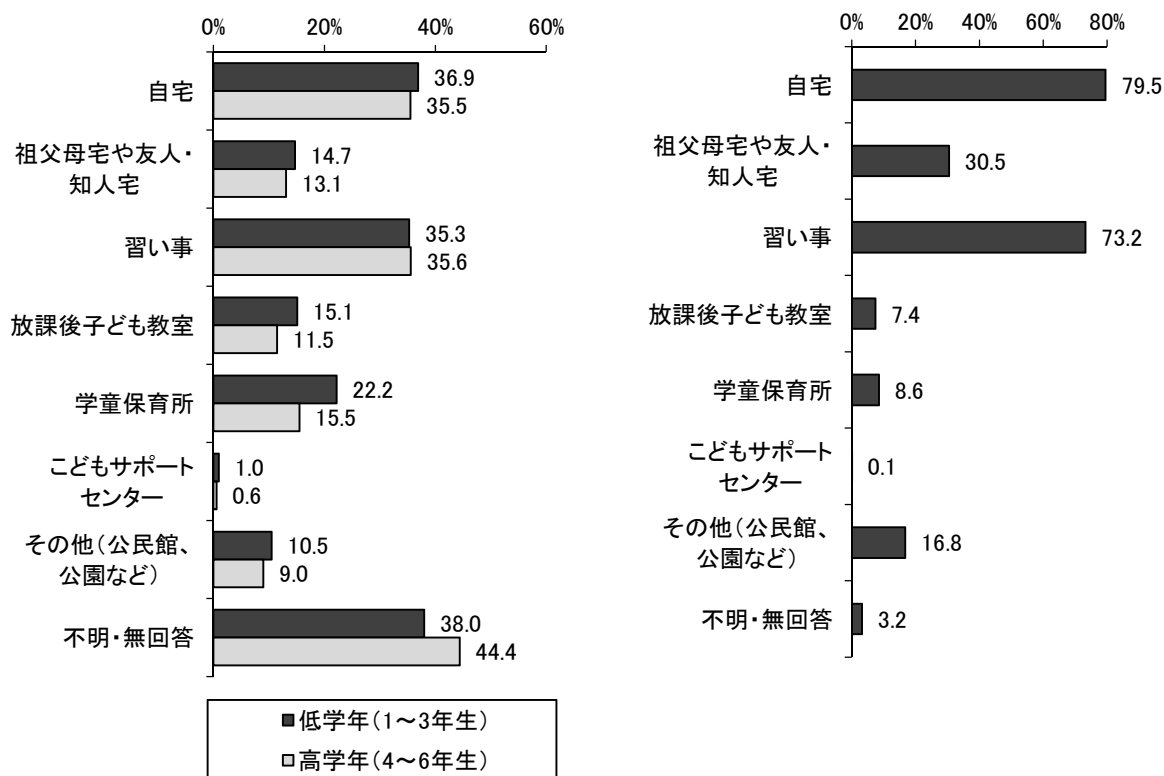
⑨就学前児童のお子さんが小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主にどのような場所で過ごさせたいと思うか〈複数回答〉〔就学前児童調査〕
小学生のお子さんの、放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方〈複数回答〉
 〔小学生児童調査〕

小学生になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間を主に過ごさせたいと思う場所についてみると、『低学年（1～3年生）』では「自宅」が36.9%、「習い事」が35.3%とともに高く、『高学年（4～6年生）』でも「自宅」が35.5%、「習い事」が35.6%とともに高くなっています。

小学生児童の放課後（平日の小学校終了後）の過ごし方についてみると、「自宅」が79.5%と最も高く、次いで「習い事」が73.2%となっています。

就学前児童(N=702)

小学生児童(N=740)

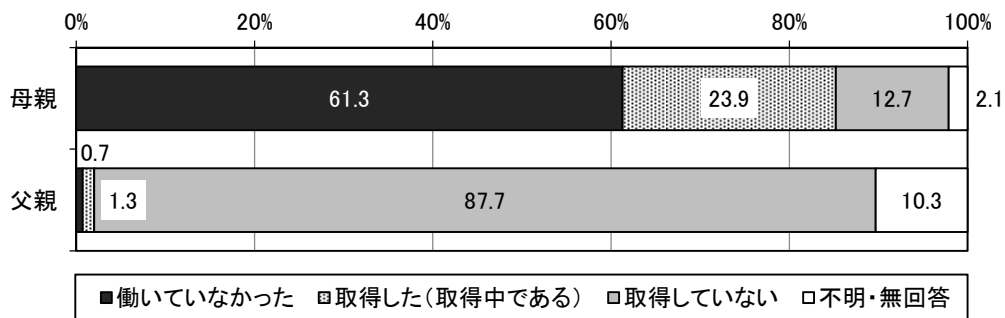


⑩子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況〈単数回答〉〔就学前児童調査〕

子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況についてみると、母親では「働いていなかった」が61.3%、父親では「取得していない」が87.7%と、それぞれ最も高くなっています。また、母親の「取得した（取得中である）」が23.9%、父親では1.3%となっています。

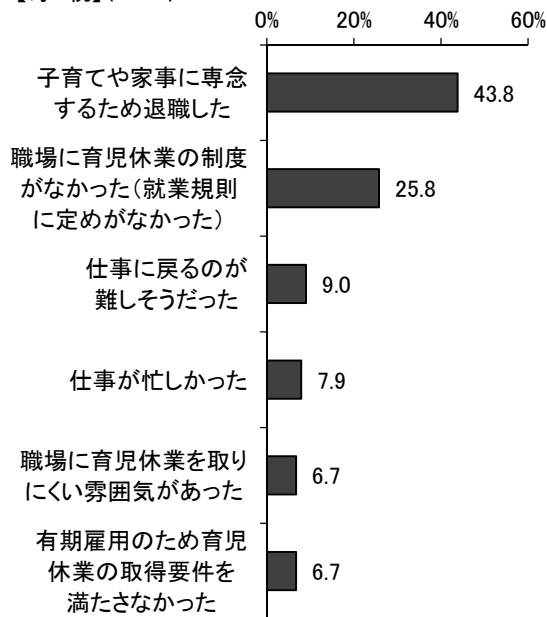
育児休業を取得していない理由については、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が43.8%で最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が25.8%となっています。父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が37.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が32.8%となっています。

就学前児童(N=702)

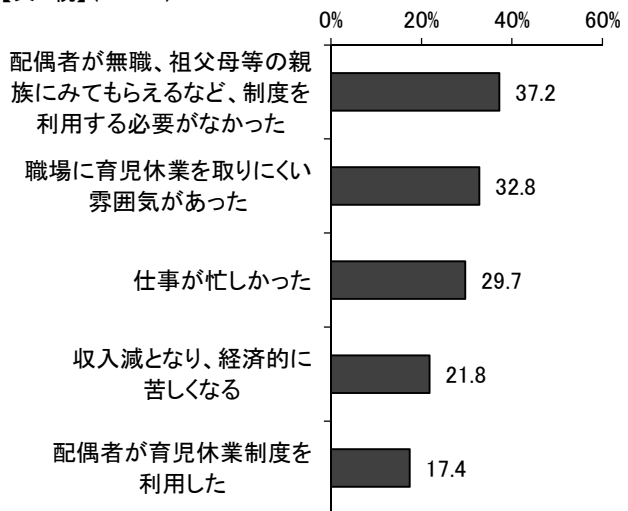


◎取得していない理由〈複数回答〉《「取得していない」を選んだ方》

【母親】(N=89)



【父親】(N=616)



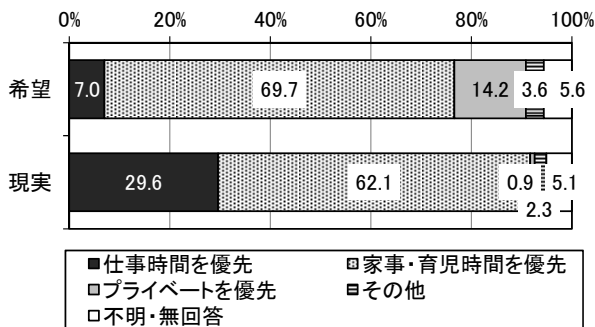
⑪ 「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度についての希望と現実〈単数回答〉〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

「仕事時間」と「家事（育児）・プライベートの生活時間」の優先度についての希望と現実についてみると、就学前児童では、『希望』『現実』ともに「家事・育児時間を優先」が最も高くなっています。小学生児童については、『希望』は「家事・育児時間を優先」が最も高くなっているのに対し、『現実』は「仕事時間を優先」が最も高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前児童では、希望として「仕事を優先」「プライベートを優先」する割合が、現実としては「仕事を優先」「家事・育児時間を優先」している割合が前回調査に比べ今回調査で高くなっています。小学生児童では、希望、現実ともに「仕事を優先」する割合が前回調査に比べ今回調査で高くなっています。

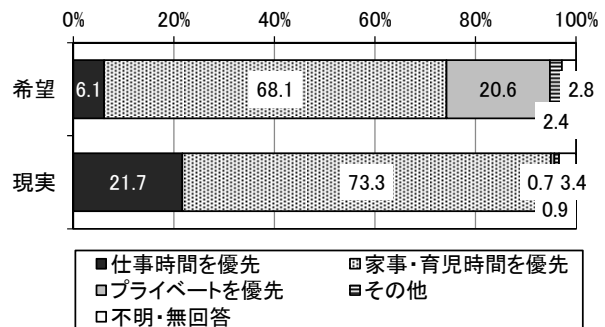
【今回調査】

就学前児童 (N=702)

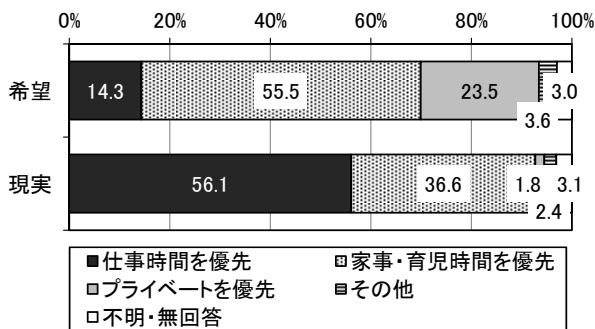


【前回調査（平成 21 年度）】

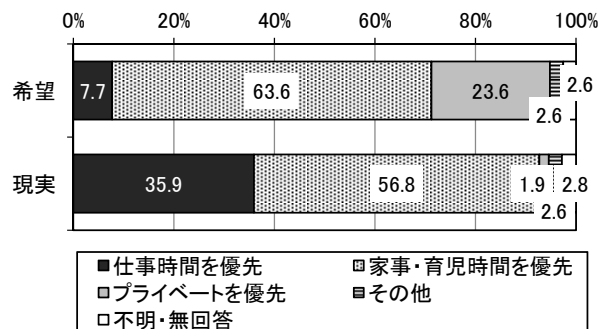
就学前児童 (N=1,212)



小学生児童 (N=740)



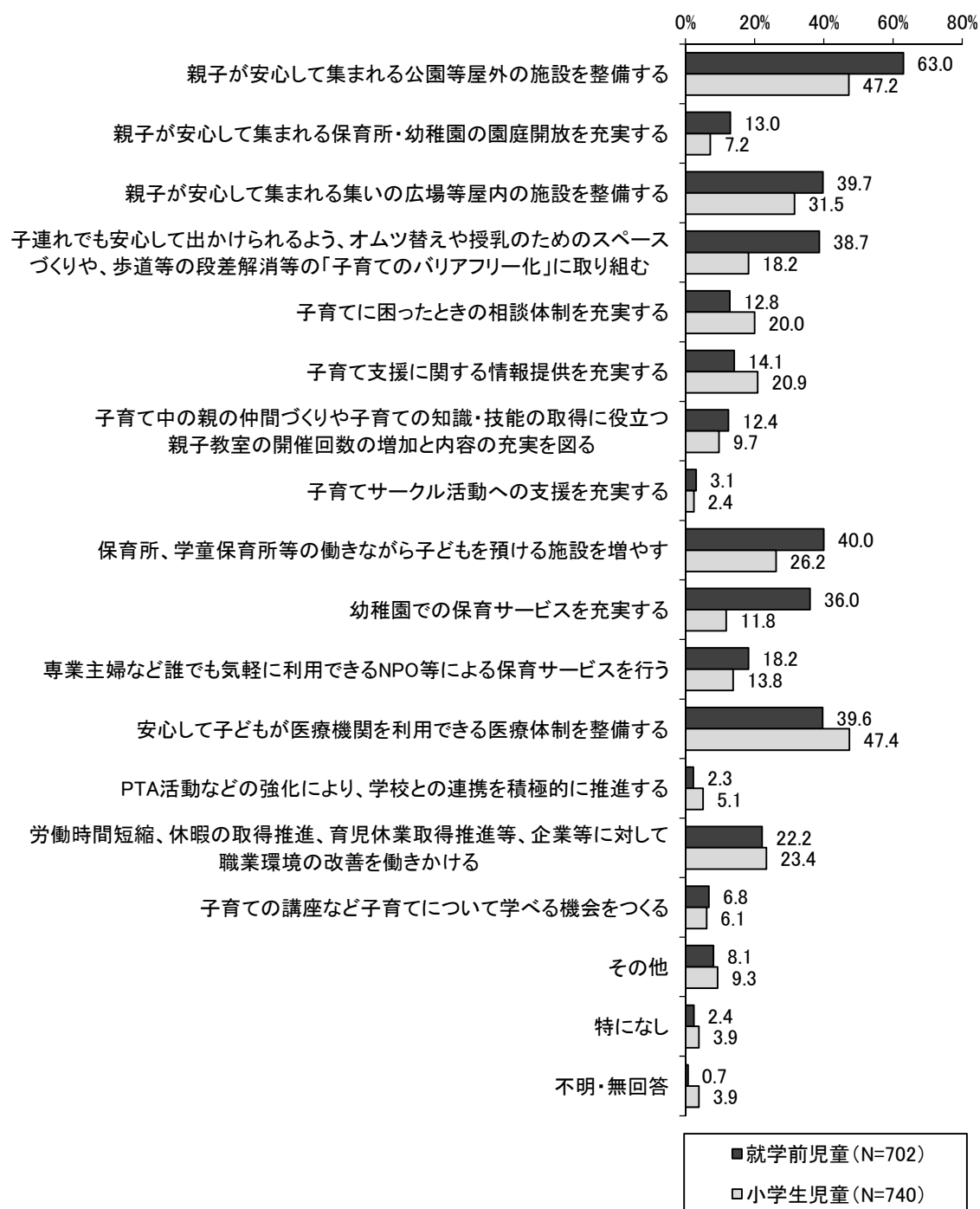
小学生児童 (N=1,176)



⑫大和郡山市に対して期待する子育て支援策〈複数回答〉

〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

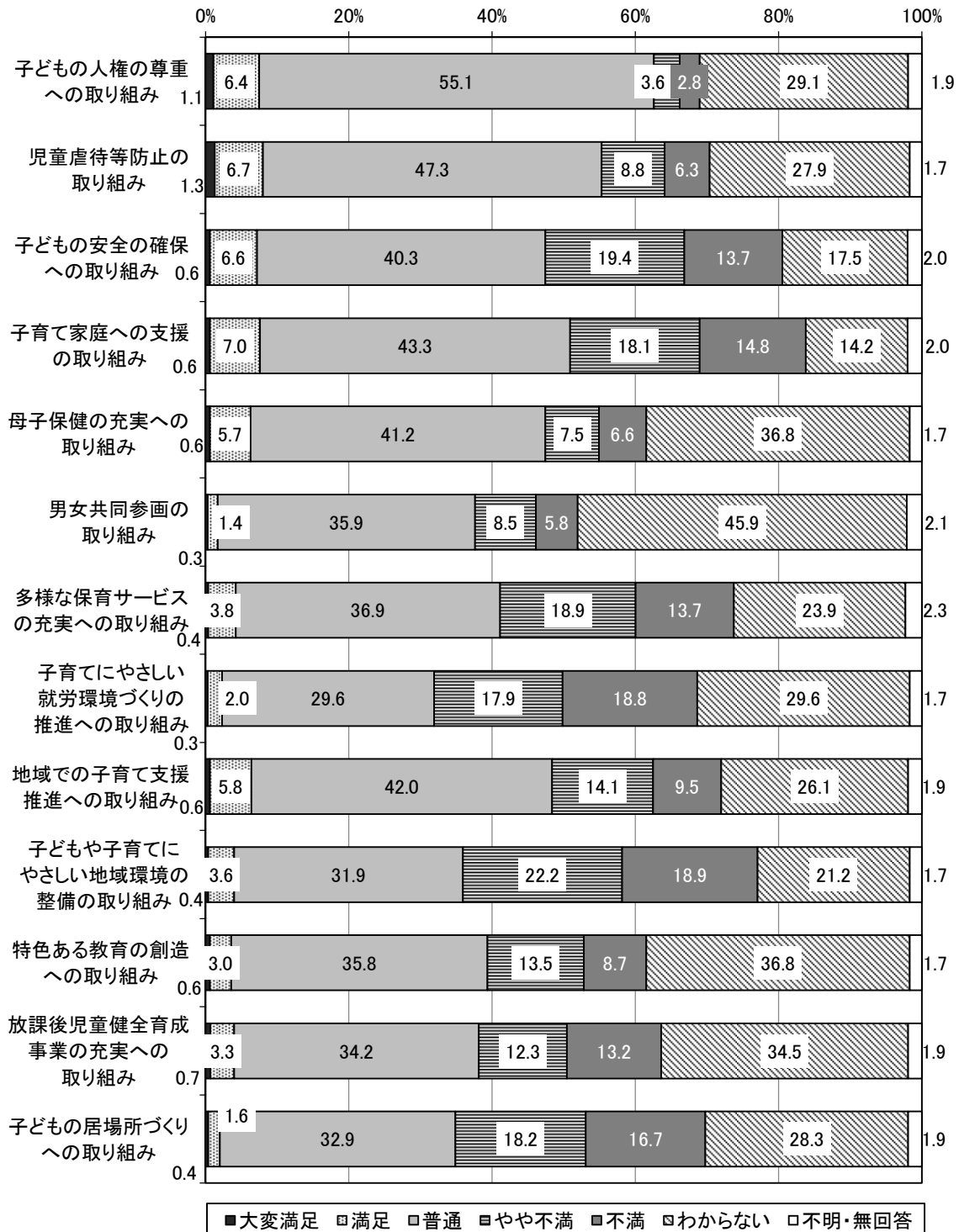
就学前児童については、「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設を整備する」が63.0%と最も高く、次いで「保育所、学童保育所等の働きながら子どもを預ける施設を増やす」が40.0%となっています。小学生児童については、「安心して子どもが医療機関を利用できる医療体制を整備する」が47.4%と最も高く、次いで「親子が安心して集まれる公園等屋外の施設を整備する」が47.2%となっています。



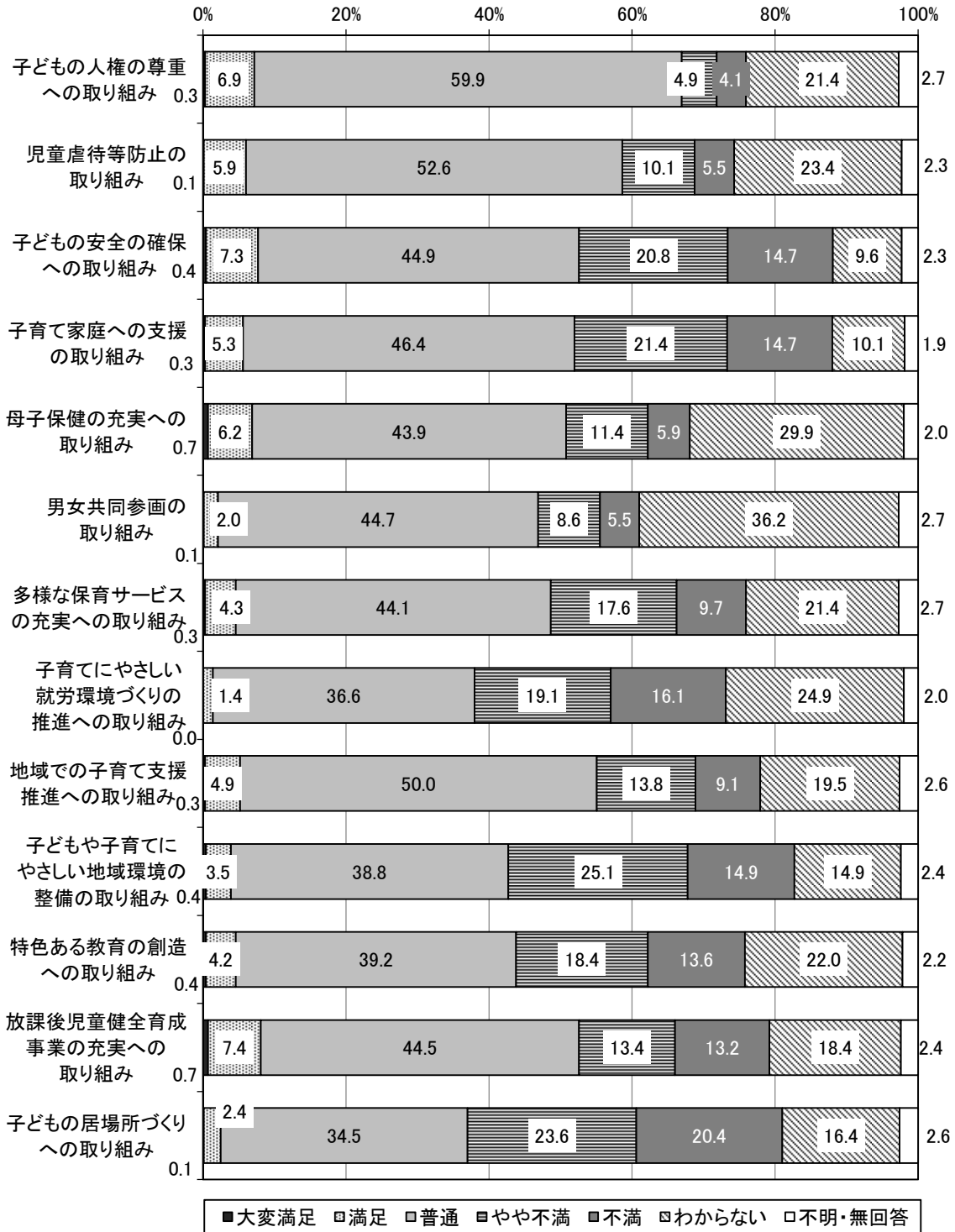
⑬行政の取り組みに対して感じること〈単数回答〉〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

行政の取り組みに対して感じることについてみると、就学前児童では、『大変満足』『満足』を合わせた『満足』は「児童虐待等防止の取り組み」で8.0%と最も高く、次いで「子育て家庭への支援の取り組み」が7.6%となっています。小学生児童では、『大変満足』『満足』を合わせた『満足』は「放課後児童健全育成事業の充実への取り組み」で8.1%と最も高く、次いで「子どもの安全の確保への取り組み」が7.7%となっています。

就学前児童(N=702)



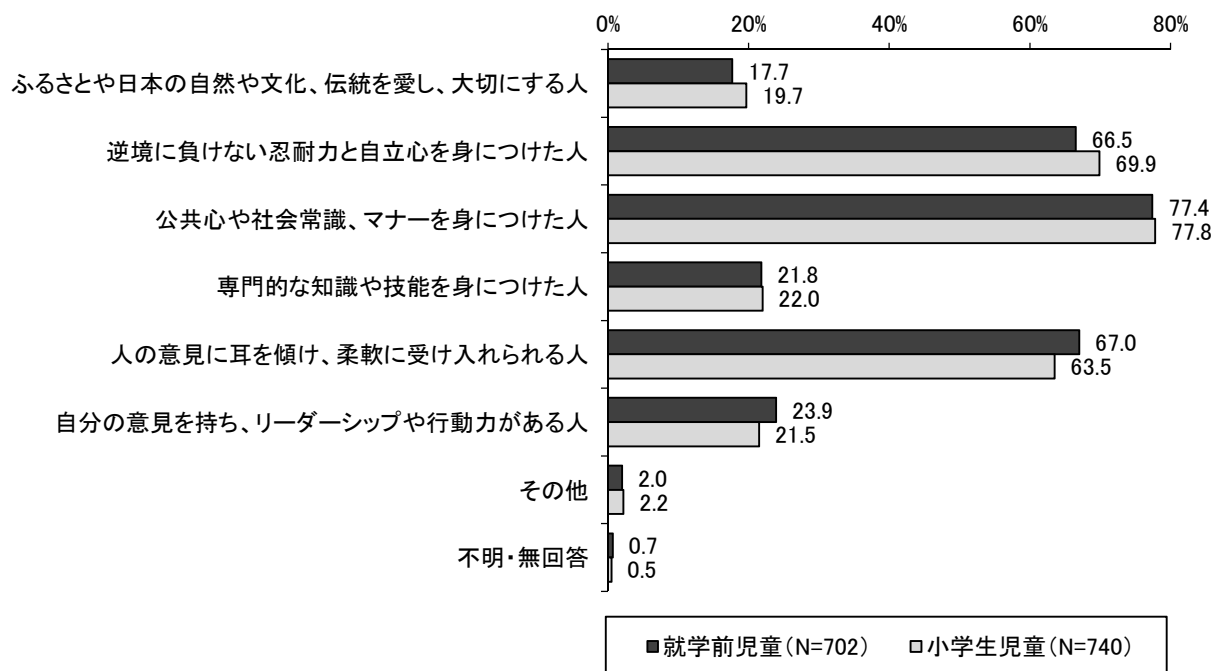
小学生(N=740)



⑭将来、お子さんにどのような人に育ってほしいと思うか〈複数回答〉

〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

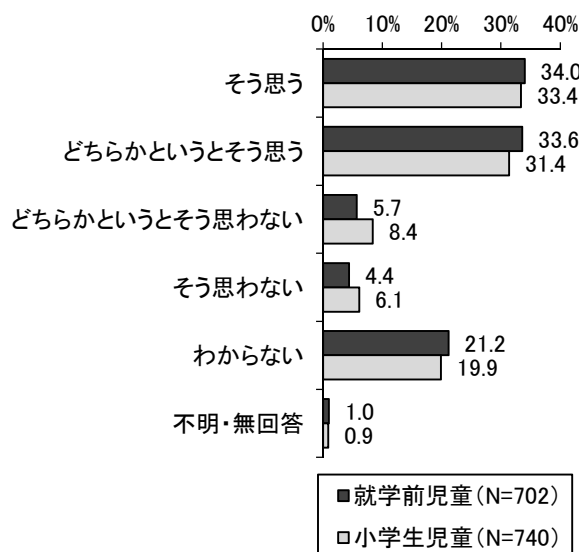
将来、お子さんにどのような人に育ってほしいと思うかについては、就学前児童、小学生児童ともに、「公共心や社会常識、マナーを身につけた人」が最も高く、それぞれ77.4%、77.8%となっています。次いで就学前児童では、「人の意見に耳を傾け、柔軟に受け入れられる人」が67.0%、小学生児童では、「逆境に負けない忍耐力と自立心を身につけた人」が69.9%となっています。



⑮これからもお子さんに大和郡山で育ってほしいと思うか。〈単数回答〉

〔就学前児童調査、小学生児童調査〕

これからもお子さんに大和郡山市で育ってほしいと思うかについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「そう思う」が最も高く、それぞれ34.0%、33.4%となっています。次いで「どちらかというと思う」がそれぞれ33.6%、31.4%となっています。



5. 「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画後期計画」の実施状況

「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画後期計画」の施策ごとに、大和郡山市の計画期間中の取り組みにおける成果と課題を考察します。

(1) 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

1 子どもの人権の尊重	取り組み及び成果	
	①人権保育への取り組みの推進	○児童・生徒が将来の展望をもてるよう、各学校でさまざまな取り組みを行っています。
	②子どもの人権啓発の推進	○市主催の人権講座や人権教育を推進する団体と連携した講演会・研修会等で、いじめや仲間外れ、誹謗中傷等の防止の啓発・普及に取り組んでいます。 ○小・中学生が主体的に人権を尊重する力を培えるよう、各小・中学校、公民館等で定期的に人権学習を展開しています。
	③地域づくりや地域行事への参画推進	○地域行事に子ども会単位でも参加できるよう規約の変更を行い、子ども会育成者連絡協議会へ加入しやすい環境を整えました。
主な課題		
○特に道徳教育について、「心の教育」を充実させる必要があります。 ○小・中学校、公民館等での人権学習が3中学校区の開催にとどまっており、今後、市内5中学校区すべてでの開催が必要です。 ○子ども会をつくりやすい環境を整え、全地域で子ども会が組織されるようにし、地域行事の参加等を通した子どもの健全育成が求められます。		
2 児童虐待等防止への取り組みの推進	取り組み及び成果	
	①児童虐待の予防・早期発見の推進	○児童の安全確認・見守り及び、21 機関からなる代表者会議、年5回の実務者会議、年23回の個別ケース検討会議、未就園児実態調査を実施しました。 ○小・中学生のオレンジリボン作成・配布等による児童虐待防止の啓発活動を行いました。
	②家族間の暴力防止の推進	○DVについての電話相談・面接相談を定期的に行っています。
	主な課題	
○親・子・環境等の要因だけでなく、核家族化・ひとり親家庭の増加に伴う身近な援助者の不在、虐待の世代間連鎖等により、虐待は増加する一方であり、さまざまな要因を考慮した対策が求められます。 ○関係各機関が連携して家庭を支援する必要があります。		

取り組み及び成果	
①子どもを犯罪等から守るための活動の推進	<p>○青少年センターにおいて、警察及び学校関係者と連携し、防犯パトロールを行っています。</p> <p>○子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の拡大に努めています。</p> <p>○青少年指導委員と協力し、月7日程度、夜間の街頭指導などを行い、防犯と地域の意識向上を図っています。</p> <p>○子どもの安全確保のため、不審者情報を登録者にメールで配信しています。</p> <p>○小学1年生に防犯ブザーを配布し、常に携帯させることで犯罪防止・被害の軽減を促進しています。</p>
②いじめ、虐待、犯罪等の被害にあった子どもの保護の推進	○各スクールカウンセラーが十分に活用されています。
③子どもの事故予防のための啓発等の推進	○保育所、幼稚園、小・中学校で年間複数回の交通安全教室を実施しています。
主な課題	
<p>○「子ども110番の家」の新たな協力者を確保する取り組みが必要です。</p> <p>○市民に、引き続き不審者情報配信メールの登録を呼びかけていくことが求められます。</p> <p>○高学年になるほど防犯ブザーの所持率が低いため、防犯ブザーの所持を啓発する必要があります。</p> <p>○児童・生徒がより早くカウンセリングを受けることができるよう検討が必要です。</p> <p>○小学校へのスクールカウンセラーの派遣が求められます。</p>	

(2) 子育て・親育ちができる環境づくり

取り組み及び成果	
①子育てに関する相談・支援体制の充実	<p>○地域子育て支援センターでは、子育て相談の実施等を年間複数回にわたって実施しています。</p> <p>○各幼稚園、小・中学校で家庭教育について理解し、その方法を学ぶ家庭教育学級を実施しています。</p> <p>○親子たんどん広場では栄養士による栄養相談、保健師による育児相談などを実施し、育児への不安解消を図っています。</p> <p>○育児ストレス等による不安を抱える家庭を保健師・助産師などが訪問し、不安の軽減に努めています。</p>
②ひとり親家庭への生活・就労支援の充実	<p>○自立支援教育訓練給付金事業制度、高等職業訓練促進給付金等事業制度、母子・寡婦福祉資金貸付制度、母子自立支援員による相談事業を実施しています。</p>
③保育園・幼稚園の地域の子育て機能の強化推進	<p>○子どもだけでなく、保護者の交流の場として園庭を開放しています。</p> <p>○きんっと広場は各コミュニティーセンター・公民館等で年間7回実施しています。</p>
④障害児療育の充実	<p>○地域自立支援協議会で出されたニーズに基づき、体操教室や動作法教室等を行っています。</p> <p>○児童福祉法改正により、身近な地域における個々の特性に応じた専門的な支援を行うサービスが周知され、利用者の増加につながっています。</p>
⑤ブックスタートを含む読書活動の推進	<p>○年8回の「お話入門講座」を実施し、ボランティアの語り手の養成を行っています。</p> <p>○図書館で個別に絵本の楽しみ方や紹介を行い、乳幼児期から絵本に親しむことができるよう取り組んでいます。</p> <p>○南井児童館・新町児童館で図書館の本の展示やボランティアによる読み聞かせ等を実施しています。</p>
⑥子育てに対する経済的支援	<p>○児童手当制度の手続き時にパンフレットを配布するほか、市広報誌において制度の広報普及に努めています。</p> <p>○乳幼児医療の助成については、計画通り実施しており、対象を中学生の入院まで拡大し、実施しております。</p>

1
子育て家庭への支援

1 子育て家庭への支援	主な課題	
	<p>○遊びの広場は、内容によって参加者数にばらつきがあるため、内容の検討が必要です。</p> <p>○子育て相談業務で、特に配慮すべきと判断される相談者に対しては、積極的な声かけが求められます。</p> <p>○家庭教育学級で指導・助言する指導員の確保に努める必要があります。</p> <p>○個別対応が必要な家庭への継続的な支援が求められます。</p> <p>○教育訓練給付受給資格の確認書類を申請者にわかりやすく説明する必要があります。</p> <p>○きんとっと広場の会場によっては駐車台数が限られているので、対応策が必要です。</p> <p>○「お話入門講座」修了者が積極的にお話会で発表する機会をつくることが求められます。</p> <p>○今後も年齢や障害特性に応じた適切な支援の提供が求められます。</p> <p>○遠方から乳幼児を伴って図書館に来館するのが困難な保護者への対応が必要です。</p> <p>○奈良県内市町村によって乳幼児医療の助成内容に差がありますが、子どもの医療内容に地域格差があるとは考えにくく、県下統一された助成内容であることが求められます。</p>	
2 母子保健の充実	取り組み及び成果	
	①乳幼児・保護者への支援	<p>○保育所入所や、予防接種の機会を通し、健康診査未受診者を把握し、受診を促しています。</p> <p>○「子育て教室」において、生後6か月までの第1子の保護者を対象とした、応急手当の学びの場を設けています。</p>
	②妊産婦への支援	<p>○母子健康手帳を交付するとともに、積極的に面接を行い、安定した妊娠期間を過ごせるよう指導を行うとともに、ハイリスク妊婦の早期発見、早期対応に努めています。</p> <p>○14回の妊婦健診を通して、安心して出産に臨んでいただけるよう支援しています。</p> <p>○歯科衛生士によるブラッシング指導を、「妊産婦・乳幼児歯の相談」として実施しています。</p> <p>○生活保護世帯及び市民税非課税世帯の妊婦・産婦及び乳児に対して、妊婦判定受診料の補助を行っています。</p> <p>○生活保護世帯及び市民税非課税世帯の妊婦・産婦及び乳児に対し、栄養強化のため必要な牛乳及び粉乳を無料で支給しています。</p> <p>○必要時に、不妊専門医療機関や相談機関の情報を提供することで、不安の軽減を図っています。</p>
	③出産・育児相談の充実	<p>○心理判定員が、市内公立幼稚園、市内保育所に巡回相談し、園長や担任と情報交換しながら、集団の中での発達支援に努めています。</p> <p>○健診後の個別フォローの機会として、「すこやか相談」を就学前児童の発達支援として行っています。</p> <p>○生後4か月までの赤ちゃんの家庭訪問を実施しており、長期里帰りや転出等を除く、93%に訪問を実施しました。</p> <p>○こんにちは赤ちゃん事業により、保健師、管理栄養士等による育児相談、訪問指導を行っています。</p>

2 母子保健の充実	④小児救急医療の充実	<p>○日曜、祝日、年末年始の12:00～21:00において、市立休日応急診療所（内科、小児科）を開設しています。</p> <p>○市のホームページに、医療機関検索と、連絡・相談先一覧を掲載し、情報提供に努めています。</p>
	⑤食育の推進	<p>○学校給食において、大和郡山の日（大和郡山食材の日）を実施し、学校栄養職員による健康教育も同時に実施しています。</p> <p>○公立幼稚園全園で、おはようごはん（朝食欠食減少）キャンペーンを実施し、朝食の大切さを啓発することにより、全国と比較して悪かった朝食欠食率が改善されました。</p> <p>○保育所、幼稚園、小・中学校において、菜園教育や健康教育等を行っています。</p> <p>○PICA メッセ等のイベントや、4Hクラブ（若手の農業者団体）との連携を通して、地産地消を啓発しています。</p> <p>○食育推進月間の告知をイベント、ポスターでの啓発等を通して集中的に行い、多くのイベントへの参加者と、食育推進月間の認知度の向上を果たすことができました。</p>
	⑥思春期保健対策の充実	<p>○家庭教育学級での健康教育、各学校の養護教員との情報交換に努めています。</p>
	主な課題	
<p>○乳幼児の虐待防止や発達支援の観点から、健康検査未受診者の把握と受診を後押しすることが必要です。</p> <p>○乳児検査が個別実施であるため、検査未受診者の全数把握は難しい状況です。さまざまなツールや機会を利用した、全数把握が必要です。</p> <p>○市立休日応急診療所に小児科医を常駐できていない問題があります。</p> <p>○共食や地産地消を推し進めていくことが、求められています。</p> <p>○働き盛りの世代に食生活の改善のため、昭和工業団地等の職域との連携が課題です。</p> <p>○食育推進月間に関して、認知度を高める必要があります。</p>		
3 男女共同参画の推進	取り組み及び成果	
	①父親の育児・家事への参加促進	<p>○ママパパクラスを年間10回開催し、妊婦99人、夫39人の参加を得ました。</p>
	②若い世代への子育て意識の醸成	<p>○高校生と乳児の親子のふれあいの場、「たんどん郡高広場」を毎週水曜日10時半～13時に実施しています。</p> <p>○中学生の職業体験の一環として、幼稚園での保育体験を3日間実施しています。</p>
	主な課題	
<p>○ママパパクラスへの父親参加者の増員が求められます。</p> <p>○将来の親となる生徒が、育児知識を得る場としての保育体験を継続して実施していくことが求められます。</p>		

(3) 子育てと仕事の両立支援

1 多様な保育サービスの充実	取り組み及び成果	
	① 保育環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 22 年に「はぐみ保育園」、平成 23 年に「あすなら保育園」「治道認定こども園」を新設し、204 名の定員増としました。 ○一貫性・連続性のある保育実践に努め、研修等を通じた職員の資質向上を図るとともに、家庭・地域と連携、協力した子育て環境を整えています。 ○保育所、幼稚園間の相互連携、交流を実施しています。 ○保育所、幼稚園による異年齢児の保育交流を実施しています。
	② 多様なニーズに対応した保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○治道認定こども園を除く保育所全園において、30 分～2 時間の延長保育を実施しています。 ○あすなら保育園で、休日保育事業を実施しています（365 日の保育を実施）。 ○平和保育園、西田中保育園、新町保育園で、家庭支援推進保育を実施しています。 ○子どもの人権に十分配慮するとともに子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす障害児保育に取り組んでいます。
	主な課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○今後も保育需要が見込まれ、保育士不足が懸念されます。 ○年々、保育所・幼稚園の交流は活発になっていますが、保育内容と保育士の交流に関しては、今後取り組むべき課題です。 ○一時預かり事業を実施できていない現状です。 ○病児・病後児保育を実施できていない現状です。 ○障害児保育に関して、保育士不足により、加配保育士の確保が困難となっています。 		
2 就労環境づくりの促進	取り組み及び成果	
	① 子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省等の機関からの啓発物を、商工会等を通じて各事業所へ伝達しています。
	主な課題	
<ul style="list-style-type: none"> ○近年、啓発物が少なくなってきました。 ○当該制度の監督、指揮、相談等の業務は、労働局となっており、地方公共団体での対応には限界がみられます。 		

(4) 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備

取り組み及び成果	
1 地域での子育て支援の推進	<p>①地域で担う子育て支援体制の充実</p> <p>○乳幼児の子育て広場や、親子たんとん広場のスタッフは、保育資格等を有する市民や研修を受けた市民によって支えられています。</p> <p>○大和郡山こどもサポートクラブへの委託を行っています。</p> <p>○保育所に関わる行事予定は、保育所、児童館等、関連施設への配布や市のホームページを通じて情報提供をしています。</p> <p>○母子健康手帳交付時に、冊子「ようこそ赤ちゃん～子育ていろいろ情報～」を配布しています。</p> <p>○「こんにちは赤ちゃん」事業で、保健師・助産師により、子育てに必要な情報の提供を行っています。</p>
	<p>②親子の交流機会の提供</p> <p>○地域の老人会や老人保健施設との交流を行っています。</p> <p>○子育て教室終了時に、「子育てサークル」の登録をもらい、月1回の自主グループとしての活動を継続してもらうよう、サポートを行っています。</p>
	<p>③子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進</p> <p>○地域における相談窓口として、主任児童委員が、要保護児童対策地域協議会とも連絡を取り、活動しています。</p> <p>○読書活動の推進を目的として、市立図書館を中心に、読書イベントを行っています。</p> <p>○「双子の親の会」や「ダウン症児の親の会」といった、子育て支援サークルをサポートしています。</p>
主な課題	
<p>○子育てボランティアの人材の掘り起し、育成を行っていく必要があります。</p> <p>○こどもサポートクラブでは依頼内容の複雑化が課題となっています。</p> <p>○子育て家庭への情報提供に関して、すべての情報を、市ホームページに提供できていない現状です。ホームページの充実が必要です。</p> <p>○老人会とのかかわりについて、各園によって違いがあり、活発なところとそうでないところとの間で差のある状況です。</p> <p>○子育て教室の後につくられる子育てサークルに関して、世話人になる人が少ないという課題があります。</p> <p>○十分な情報提供が行えるよう、子育てネットワークの形成が望まれています。</p>	

2 子どもや子育てにやさしい地域環境の整備	取り組み及び成果	
	①親子のための遊び場や施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した遊具の撤去・新設を行っています。 ○幼児用遊具及び健康遊具の設置を行っています。
	②子どもや子育てに配慮したまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の子どもたちの安全確保のため、注意喚起看板の設置・維持管理をし、通学路における危険箇所への対応を行っています。 ○平成 24 年度、保護者に対する交通安全教室を 51 回行い、3,417 人の参加者を得ました。 ○歩道の設置工事及び段差の解消のための歩道部の切り下げ工事の実施を行いました。 ○要望の中で、危険度の高い箇所からのパトロールを実施しています。 ○市内巡回を通して、危険箇所の発見、修繕の実施に努めています。 ○歩行者や自転車の通行が危険な区間や、交通量の適正分散が必要な区間について、道路の拡幅、改良工事を進めています。 ○自転車に同乗する幼児の安全確保のため、幼児 2 人用同乗自転車購入費の補助金事業を行っています。
主な課題		
<ul style="list-style-type: none"> ○国の基準に基づいて遊具の改修を行っていますが、面積の小さい公園が多く、安全領域等基準を満たせない公園があります。 ○幼児用遊具と健康遊具の両方を設置するのに、十分な広さをもつ公園が少ない状況です。 ○設置スペースの問題があり、ベビールーム・コーナー設置が進んでいない現状です。 ○交通安全教室について、全幼稚園・小学校で開催できるよう働き掛ける必要があります。 ○道路整備に関しては、予算と時間の制約があり、すべての要望箇所で実施するのは難しい状況です。 		

(5) 豊かな感性を育てる教育の推進

1 特色ある教育の創造	取り組み及び成果	
	①就学前教育の充実	○認定こども園で、未就園児、預かり保育等を行い、幼児教育の充実に努めています。
	②地域社会での協働による学校教育の充実	○見守り隊、読書活動、環境整備、外国語活動等といった学校ボランティアに地域の人々の参加を得ています。 ○学科指導教室における学生チューターの活用を行っています。 ○理数科授業・実験における、学生によるサポート事業を行っています。
	③子どもの教育相談・支援体制の充実	○各学校とも協力し、不登校児童生徒及び保護者へのサポートを行っています。 ○園・学校に支援員を配置し、特別支援教育の充実を図っています。 ○相談に対応できるよう、スクールカウンセラーの設置を行っています。
主な課題		
<p>○地域の協力者とのつながりをつくり、教育をより充実させていく必要があります。</p> <p>○年々預かり保育児が増えている現状があります。</p> <p>○学科指導教室における学生チューターに関して、人数を増やしたいものの、大学側に人材が不足している状況です。</p> <p>○ASU カウンセラーステーションのカウンセラーが不足しています。</p> <p>○小学校へのスクールカウンセラーの派遣が求められています。</p>		
2 放課後児童健全育成事業の充実	取り組み及び成果	
	①学童保育所の充実	○大規模化が著しい学童保育所に関しては、分割を前提として設置しています。 ○各学童の保護者で組織する運営委員会を通して、学童保育所の運営の充実を図っています。
	主な課題	
○開所日数・人数等の運営方針が各学童保育所によって異なり、市全体として、市民ニーズに対応しづらい面があります。		

3 子どもの居場所づくりの推進	取り組み及び成果	
	①子どもの活動の場の整備	<p>○学校開放を推進し、平成 24 年度において、団体登録数 523 件、申込み数 5,782 件、延べ 146,082 人の利用者が、学校を利用しています。</p> <p>○市内 19 か所にスポーツ会館を設け、平成 24 年度において、申込み数 9,848 件、延べ 157,355 人の利用者になっていきます。</p> <p>○放課後児童の健全育成を目的とし、児童館において、遊び場の提供と、年間通して、行事を実施しています。</p>
	②社会体験学習の充実	○各学校で毎年、芸術鑑賞や職場体験を行っています。
	主な課題	
	<p>○スポーツ会館に関して、利便性の問題があり、各館の利用実績において格差のある状況です。</p> <p>○児童館の利用者が、若干、減少している状況です。</p>	

(6) 特定事業の事業量

項目	平成 21年度 (実績)	平成 24年度 (実績)	平成 26年度 (実施見込)	事業内容	
通常保育事業(定員)	13か所 1,340人	16か所 1,554人	16か所 1,520人	保護者の就労や疾病などの理由で保育に欠ける就学前の乳幼児を、保育所で通常保育事業を行います。	
延長保育事業	13か所	15か所	15か所	就労形態の多様化などに対応するため、11時間の開所後、さらに30分～1時間の延長保育を全保育所で行います。	
ショートステイ事業	2か所	4か所	6か所	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育すること一時的に困難となった場合、一定期間預かります。	
トワイライトステイ事業	2か所	4か所	6か所	保護者の仕事等の理由により、夜間や休日に不在となり、児童を養育することが困難となった場合、児童養護施設で一定期間預かります。	
休日保育事業	0か所	1か所	1か所	就労形態の多様化に伴い、日曜・祝日に勤務する保護者に対応し、休日に家庭で保育が困難なこともに対し保育を行います。(あすなら保育園で実施)	
病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	0か所	0か所	0か所	病気・病気回復期の、乳幼児を保護者の就労などにより家庭で保育が困難なこともに対し保育を行います。	
一時預かり事業	1か所	0か所	0か所	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため一時保育を実施します。	
放課後児童健全育成 事業	11か所	12か所	13か所	保護者が就労等により昼間家庭にいない保護者に代わり、小学校に就学している児童に、授業の終了後等に学童保育所の施設を利用して遊び生活の場を提供し児童の健全育成を行います。	
地域子育て 支援拠点 事業	ひろば型	4か所	4か所	4か所	乳幼児を育児する親子が遊べる場を提供し、育児相談や講習会を行います。
	センター型	1か所	1か所	1か所	地域の子育て支援、情報の収集・提供し、子育て全般に関する専門的な支援を実施します。
ファミリーサポートセンター 事業	1か所	1か所	1か所	援助を受けたい方、援助を行いたい方が会員となり、育児に関する相互援助をおこないます。	

6. 子ども・子育てを取り巻く主な課題

ニーズ調査や施策に関する成果や課題から、「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画後期計画」の施策ごとに主な課題をまとめました。

課題1：子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

これまで人権教育の推進やスクールカウンセラーの配置により、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼす児童虐待やいじめなど、子どもの人権を侵害する問題の防止に取り組んできました。ニーズ調査では、子どもの人権尊重や児童虐待防止の取り組みについての満足度は高いものの、子どもを巻き込んだ犯罪や事故、いじめなどの子どもの安全の確保の取り組みについては満足度が低くなっています。

すべての子どもが健やかに育つことができるよう、障害のある子どもや、ひとり親家庭の子ども、経済的に困難な家庭の子どもなど、個別に配慮を必要とする子どもとその家庭に対する支援が必要です。

また、親自身の精神的な問題や生活・育児上のストレス、子どもの発達状況などから、子どもが親からの育児放棄や暴行などを受ける児童虐待が大きな社会問題となっており、子どもが子どもとして健やかに育つ権利の確保を図る必要があります。

このため、福祉関係者のみならず、保健、教育、警察等の地域における関係機関が情報を共有して連携し、早期発見、早期対応、未然防止のため取り組むとともに、家庭内や地域で孤立した子育てとならないように相談支援体制の充実や、仲間づくりができる交流機会の提供など、育児不安や負担の軽減が必要になっています。

さらに、子どものいじめや非行、不登校などが社会問題となっています。今後、犯罪やいじめの増加など、思春期の子どもの心と身体の問題に対して、家庭、学校、保健・医療など地域で連携して健全な育成に努める必要があります。

課題2：子育て・親育ちができる環境づくり

都市化の進展や核家族化の進行により地域の連帯感が希薄化しつつある中で、地域社会から孤立し、相談する相手がいないことや育児経験の不足などから、保護者の精神的負担、不安の増大など、育児ストレスが増大しています。

大和郡山市でもひとり親世帯、特に母子家庭が増加しており、ニーズ調査からはひとり親家庭では相談相手がない割合が高くなっています。市内では親子たんとん広場や各種健診等で保健師や助産師等の専門職が相談に応じる機会を提供しておりますが、個々の状況に応じた対応や継続的な支援が求められています。

このため、子育て問題の専門家や育児の経験豊富な方による相談機能の充実、各種子育て

て支援サービスに関する情報の提供、親のリフレッシュ時間の確保など、育児ストレスの軽減を図る必要があります。

また、同じ子育て中の仲間と交流し、子育ての悩みや喜びを共感しあうことにより、不安や悩みを解消するとともに仲間づくりができるよう、子育て中の親がいつでも気軽に集い交流できる場を提供していく必要があります。

さらに、職場や社会のストレスの影響、アレルギー問題、感染症など、母子を取り巻く社会には健康面でさまざまな不安があります。母子の健康診査、食育の充実など、母子の健康の確保を図る必要があります。

課題3：子育てと仕事の両立

子どもが安心して成長するためには、親が働きながら子育てできる社会環境を確立させることが重要です。ニーズ調査をみると、就労意向のある保護者は増加しており、通常保育時間を越えた延長保育、土曜日・日曜日の保育、一時預かり、病児・病後児保育などのさまざまな保育ニーズがあります。また、就労だけでなく、介護や障害があるなどさまざまな理由で子どもの保育を必要とする保護者からの保育ニーズも予想されます。こうした多様な保育ニーズに対し、きめ細やかで柔軟な保育の提供を図ることが重要です。

さらに、就学前児童のニーズ調査では子育てにやさしい就労環境づくりに関する満足度が最も低く、子育て家庭にとって子育てと仕事が両立できる環境整備は特に重要な課題となっています。父親や雇用者の子育てに対する意識改革と制度面も含めた職場環境の整備や、母親の安定的な就労の確保、親が日中不在でも子どもが安心して預けられる学童保育の充実など、仕事と子育てが両立するための環境整備が必要です。

あわせて、市民一人ひとりが、やりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる環境づくりが重要となっています。

そのために、社会全体が子育ての大切さを理解し、子どもや子育てを温かく見守り、応援する気運が醸成されるよう社会に働きかけていくとともに、社会全体で子どもと子育てを支援する環境づくりを進め、子育てと仕事の両立の支援を行う必要があります。

課題4：子どもや子育てにやさしい地域環境の整備

子育ての基本は家庭にあります。次代の社会を担う子どもを健やかに育てることは、地域や社会の責任です。このため、地域住民による子育て活動の支援、地域住民による子どもや子育て家庭の見守りなど、地域住民が積極的に子育てに係わり、子育て家庭が地域で安心して暮らせるような子育てしやすいまちづくりが重要です。

ニーズ調査では、6割以上が、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じていますが、感じていない人も2～3割おり、多くの人が近所の人や民生委員・児童委員等地域団体の人からの支援を求めています。

こうしたことから、地域全体で子育てする意識の醸成、子育てボランティア・子育て支援団体の育成など、地域が一体となって子育てを支援する体制づくりを推進する必要があります。子育て支援に取り組む個人、サークル、団体、機関、行政などが、それぞれの取り組みを有機的に結びネットワーク化することで、活動をより効果的なものとし、地域全体の子育て支援機能を高め、子育てしやすいまちづくりを推進することが大切です。

また、子どもを安心して産み、育てることができるような安全なまちにするため、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保することが大切です。そのためには、家庭や学校、行政、警察が連携して取り組むほか、地域の方や団体の協力が必要になります。子育て世帯と地域住民とが子育て情報を共有し、協力して地域の見回り活動を行うなど、子どもを地域社会全体で見守る仕組みを強化する必要があります。

さらに、子どもや子どもを連れた親が安全に外出できるためには、道路・公園、公共建築物のバリアフリー化や、公共交通機関での妊婦や子ども、子どもを連れた人への安全性の確保が重要であり、子育てに配慮した都市空間を形成・推進していく必要があります。

課題5：豊かな感性を育てる教育の推進

大和郡山市では見守り隊や読書活動に地域ボランティアの参加を得たり、学童保育を保護者によって運営したりと、地域住民と協力しながら教育環境づくりを進めています。しかし、地域の協力者不足や、地域ごとの実施状況の偏り等が生じてきています。

子どもが主体性や社会性、豊かな人間性を育てていくためには、家族や学校、地域が協働しながら、多様な体験や交流活動をはじめ、放課後や週末の居場所づくり、野外活動の場づくり、地域の教育機能の向上、問題行動を未然に防ぐ活動などを推進することが大切です。

子どもの生きる力を上手に引き出し、さらに伸ばしていくため、親は、日々の暮らしの中で生命の尊さや思いやりの大切さを教えながら、子どもに生きる自信を身に付けさせていくことが大切です。子どもの生活の中心となる学校は、学力の定着とともに郷土愛や社会性を養うために教育の質を向上していくことが一層求められます。そして市民はスポーツやお祭り、自治活動など地域活動へ積極的に参加し、子ども達との交流を深めていくことが求められます。

一方、いじめや不登校、集団不応を含む発達障害、思春期の健康教育など、子どもを取り巻く今日的課題への取り組みも、生きる力の育成には重要です。そのため、家庭と学校のより一層の協力はもちろん、専門的かつ継続的な相談・指導、早期発見・早期対応への体制強化を、より一層進める必要があります。

また、情報化社会の進展に伴い、マスメディア等を通じた有害情報の氾濫、携帯電話やスマートフォン、インターネット等を利用した、青少年を巻き込む犯罪や被害の増加等が社会的問題となっています。関係機関やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力のもと、積極的に地域社会の環境の浄化に向けて、今後も取り組むことが必要です。

3

計画の理念と基本方向

1. 基本理念

これまで、大和郡山市では「大和郡山市次世代育成支援行動計画」の基本理念の実現に向け、基本方向を据えるとともに施策の具体的な展開に沿った取り組みを展開してきました。

しかしながら、子どもと子育てを取り巻く状況が大きく変化している中、子どもの健やかな成長を社会全体で支えるため、地域住民みんなが、互いに支え合い、助け合い、補い合いながら支援していくことが、今まさに、取り組むべき喫緊の課題となっています。

子どもが成長する過程では、親も成長し、それを取り巻く社会も育つ、ということを踏まえ、質の高い教育・保育や子育て支援サービスの安定的な提供等を充実する必要があります。

本計画では、これまで進めてきた「大和郡山市次世代育成支援行動計画」の考え方を継承しつつ、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえ、次の基本理念を掲げ、計画の推進を図ります。

安心して子どもを産み育て
子ども・大人・社会がともに育つまち
大和郡山

2. 基本方向

1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

子どもの権利が尊重され、健やかに成長し、子どもの最善の利益が実現されるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。子どもの人権を著しく侵害する児童虐待や家族間の暴力については、子育てを地域の関わりで支えるとともに、関係機関の専門的な視点から早期発見、早期対応、未然防止に努め、連携して支援する体制を整え、きめ細やかな支援の推進と再発防止に努めます。

また、子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の防止の取り組みを進めます。

2. 子育て・親育ちができる環境づくり

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、すべての子どもと親へ、妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育てに対する不安や負担を軽減するための学習機会の提供や仲間づくり、相談体制の充実などに取り組みます。

また、障害、疾病、貧困、家族の状況などにより支援の必要性が高い子どもとその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭への支援を推進します。

さらに、親の働き方の見直しや子育てを支援する職場環境づくりへの働きかけなど、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

急速な少子高齢化の進行や家族形態の変化、就労環境の変化などの社会情勢の変化に伴い共働き世帯は増加し、子育て中の親の働き方も多様化しています。高まるニーズに対応した保育等の充実を図るとともに、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、質の高い教育・保育の安定的な提供を推進します。

また、子ども・子育て支援は、保護者が子育てについての第一義的責任をもつという基本認識のもとに、家庭、学校、地域、企業その他の地域社会のあらゆる分野の人々が、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、親としての成長を促すよう支援することが重要です。地域がその役割を果たし、ともに子どもの成長を喜び、育ち

あうことができるよう、子育て家庭を支える地域の「子育て支援力」の強化を図るための取り組みを推進します。

4. 豊かな感性を育てる教育の推進

知・徳・体のバランスのとれた子どもたちの「生きる力」を育成し、社会的自立の基礎を培うため、学校、家庭、地域が連携し、教育環境の整備を推進します。

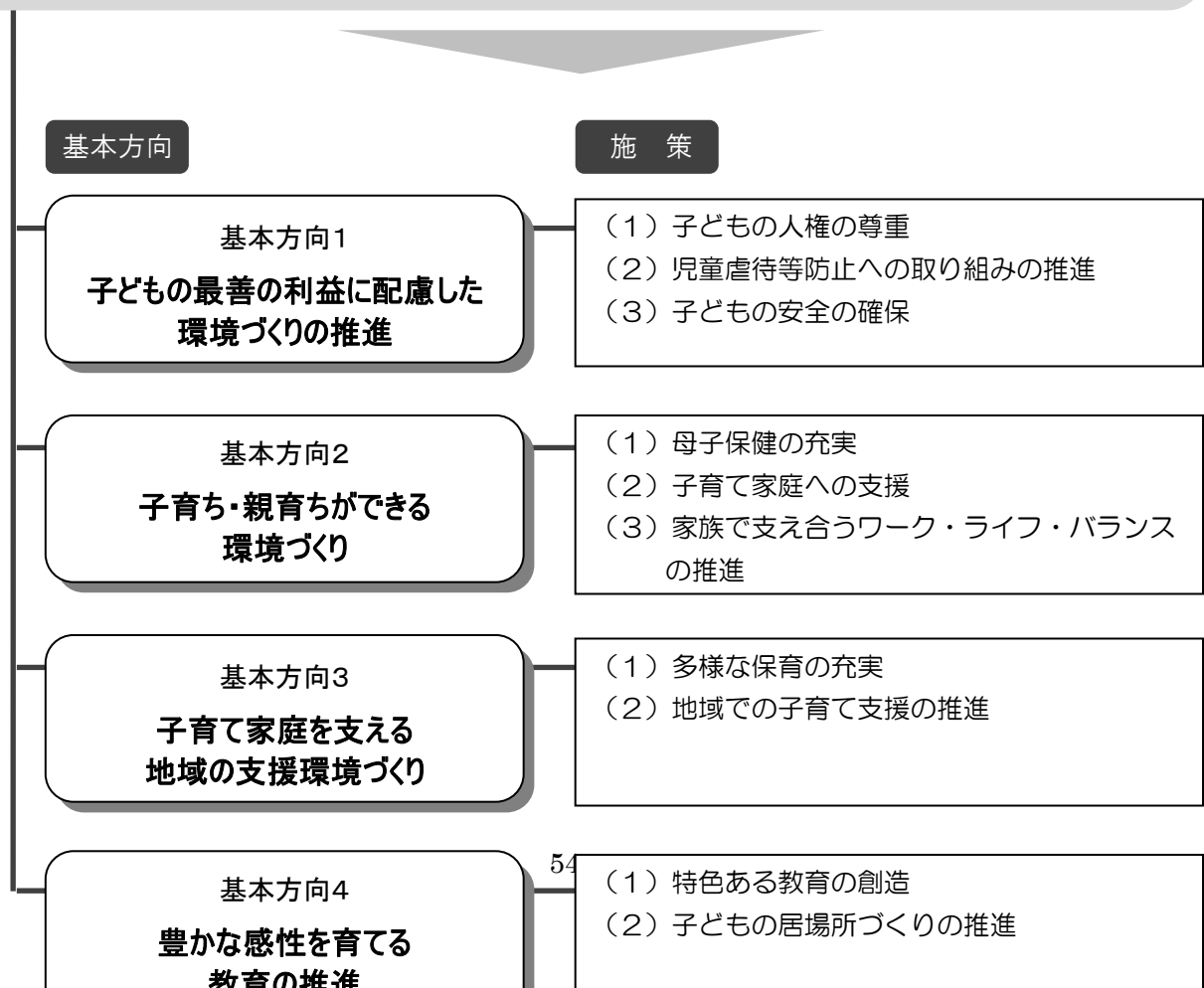
幼児期の教育について、その重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携を強化します。

また、夢と志をもち、たくましく生きる青少年を育成するために、家庭内でのコミュニケーションの充実や、安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めるなど、青少年の健全育成を支える環境づくりを推進します

3. 施策体系

基本理念

安心して子どもを産み育て 子ども・大人・社会がともに育つまち 大和郡山



4

施策の具体的な展開

各事業の方向性について

継続 … これまでの取り組みを継続して実施するもの

充実 … これまでの取り組みを計画期間中に量的及び内容的に拡充して実施するもの

新規 … 計画期間中に新たに実施するもの

1. 子どもの最善の利益に配慮した環境づくりの推進

(1) 子どもの人権の尊重

子どもが個人として等しく尊重され、自己の能力を最大限に発揮できる社会を実現するためには人権意識の高揚に努めるとともに、あらゆる差別の解消を図る必要があります。

また、「児童の権利条約」では、子どもは保護の対象であると同時に、「権利の主体」として尊重することを要請しています。そのため、学校はもとより地域社会や家庭などさまざまな場面において、子どもの人権が尊重され、ひとりの人間として扱われるよう普及・啓発を進めるとともに、学習の機会を提供します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 人権保育への取り組みの推進				
1	保育士や保育サポーターへの人権研修の実施	保育士等は定期的に人権研修を行い、常に子どもの最善の利益を考慮しつつ支援に努めます。	継続	こども福祉課
2	道徳教育や体験活動の推進	道徳教育における「心の教育」やさまざまな体験活動を通して、自己を見つめ、将来に展望をもたせる取り組みを推進します。	継続	学校教育課
② 子どもの人権啓発の推進				
3	「児童の権利条約」等の普及・啓発	「児童の権利条約」等の人権教育を地域において普及・啓発します。 また、近年課題となっている、いじめやスマートフォン、インターネット等による誹謗中傷、虐待の防止をめざした啓発を充実していきます。	継続	人権施策推進課
4	子どもの人権フォーラムの開催	小・中学生の人権を尊重する主体的な力を培うため、子ども人権フォーラムを市内すべての中学校区で実施し、さらなる充実を行います。	充実	人権施策推進課

(2) 児童虐待等防止への取り組みの推進

子どもは健康に生まれ、健やかに成長する権利をもち、あらゆる種類の差別や虐待から守られなければなりません。児童虐待は、子どもの生命や心身の発達に重大な影響を与え、子どもの人権を侵害する行為です。

本市が取り組むさまざまな事業が連携を図り、児童虐待の防止、早期発見、早期対応、未然防止に努めるとともに、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会（大和郡山市児童虐待防止ネットワーク）の機能を強化します。なお、専門的な知識及び技術を要する支援等については、県との連携を図ります。

また、児童虐待やDV（配偶者等からの暴力）やデートDV等の予防的な取り組みとして、人権教育・啓発を推進し相談支援を行い、人権が尊重されるまちづくりをめざします。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 児童虐待の予防・早期発見の推進				
5	「大和郡山市児童虐待防止ネットワーク」の活用	要保護児童対策地域協議会である「大和郡山市児童虐待防止ネットワーク」を活用することにより関係機関が連携して、児童虐待の予防及び早期発見、ならびに問題が発生した際の子どもと家族への援助を推進します。また、専門的な知識及び技術を要する支援等については県と連携を図ります。	継続	こども福祉課
6	児童虐待防止の普及・啓発	児童虐待防止に関するさまざまなイベント等を実施し、市民に児童虐待防止の普及・啓発を推進します。実施にあたっては保健センターや民生委員・児童委員等と連携しながら実施体制を整備していきます。	継続	こども福祉課
② 家族間の暴力防止の推進				
7	女性に対する相談体制の充実	女性の人権を守るために、DVをはじめあらゆる女性相談に対応できるよう、女性の人権啓発指導員による相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら対応します。また、法的な専門知識が必要な事案については、女性弁護士による法律相談を実施します。	継続	人権施策推進課
8	DV等に関する講座の実施	人権講座だけでなく、機会を捉えてDVやデートDV等に関する学習の場を設け、DVの抑制や早期発見への普及・啓発に努めます。	継続	人権施策推進課
9	DVの被害者支援	DV被害者を保護し、生活・教育・就職等、生活基盤を整えるため、関係機関が連携して支援します。	継続	人権施策推進課

(3) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故や犯罪から守るため、地域が一体となった取り組みが重要です。

関係機関・団体、地域住民との連携強化により、地域全体で子どもを見守る体制づくりをさらに推進するとともに、通学路をはじめとした道路や関係施設の整備・点検、防犯ブザーの所持促進など、子どもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 子どもを犯罪等から守るための活動の推進				
10	「見守り活動」等防犯パトロールの推進	青少年センターにおいて、警察及び学校関係団体との連携により、防犯パトロールを行います。	継続	市民安全課 生涯学習課
11	子ども110番の家の充実	子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」の拡大に向けて、新たな協力者を確保するため、取り組みの周知・啓発を実施します。	継続	生涯学習課
12	青少年指導委員による防犯指導	青少年指導委員と協力して街頭指導を行うことにより、犯罪の防止と地域の意識向上を促進します。	継続	市民安全課 生涯学習課
13	子どもの安全確保のための情報ネットワークの構築	子どもの安全確保のため、不審者情報を市民安全メールにより登録されている市民に配信します。また、メール配信登録について引き続き呼びかけ、利用者の拡大を図ります。	継続	生涯学習課
14	防犯ブザーの所持促進	小学校1年生に防犯ブザーを配布し、常に携帯することで、犯罪防止や被害の軽減を促進するとともに、高学年まで継続して所持するよう啓発します。	継続	生涯学習課
② 子どもの事故防止対策の推進				
15	子どもの事故防止の啓発	子どもを事故から守るため、啓発パンフレットの配布や応急手当等の学習機会を提供し、事故予防の啓発に努めます。	継続	保健センター
16	交通安全に関する普及・啓発	市内すべての保育所・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校等において、交通安全教室を実施し、子どもや保護者の交通安全意識の向上を図ります。 また、自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、幼児2人同乗用自転車購入費を補助し、自転車による交通事故の防止を推進します。	継続	市民安全課
17	通学路等の安全確保	子どもを事故から守るため、注意喚起看板の設置・維持管理など、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等周辺地域の交通環境の改善を図ります。	継続	教育総務課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
18	人にやさしい道路の整備推進	歩行者の安全を確保するため、歩道や交通安全施設のバリアフリー化、子どもや高齢者、障害者など交通弱者に配慮した道路整備、段差の解消等を推進します。	継続	建設課 管理課 都市計画課
③ 子どもの安全を守る地域環境の整備				
19	親子のための遊び場や施設の整備	公園緑地内の施設や遊具の安全管理及び更新、維持に努めます。 また、親子で外出を楽しむことができるように、公共施設や多くの市民が利用する施設へのベビールーム、コーナーなどの設置の促進を図ります。	継続	都市計画課 生涯学習課

2. 子育て・親育ちができる環境づくり

(1) 母子保健の充実

近年、核家族化の進行や地域の間人関係の希薄化などの影響により、出産後から育児に慣れるまでの間の新生児期に不安を感じる母親は多く、妊娠出産期における育児不安の解消を図るための支援へのニーズは高まっています。

一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行い、食育・健康づくりへの支援、医療体制の充実、子育ての不安や負担を軽減するための学習機会の確保や相談体制の充実などに取り組みます。

また、思春期は自らが自分らしく生きる自己決定能力を形成する重要な時期ですが、この時期は喫煙、飲酒への興味や性情報の氾濫などの要因により、心が揺れ動く時期でもあります。食生活をはじめ健康に関する基本的な知識を身につけるとともに、喫煙、飲酒、性などについての正しい知識を提供します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 妊産婦への支援				
20	母子健康手帳の交付	母親（妊娠・出産）と、子ども（健診・予防接種等）の健康の記録のため、母子健康手帳を交付します。交付時には安定した妊娠期間を過ごせるように保健指導を行うとともに、ハイリスク妊婦の早期発見、早期対応を図ります。	充実	保健センター こども福祉課
21	妊婦健康診査	妊婦健診にかかる費用を助成する「妊婦健康診査補助券」を14回分交付します。他市町村から転入された方には、妊娠週数に応じて、補助券を交付します。	継続	保健センター
22	歯科衛生士による妊婦歯の相談	妊娠中の母親の歯の手入れなどについて、相談に応じます。	継続	保健センター
23	妊娠判定受診料補助事業	低所得世帯に対する妊娠に関する経済的負担を軽減し、母体や胎児の健康の保持及び増進のため、妊婦健康診査未受診妊婦の解消を図ります。	継続	保健センター
24	母子栄養食品給付事業	低所得世帯の妊産婦及び乳幼児に対し、栄養の強化のために必要な牛乳及び粉乳を支給します。	継続	保健センター
25	不妊専門医療機関や相談機関の紹介	不妊治療を受ける夫婦に対し、不妊専門医療機関や相談機関の紹介を行います。	継続	保健センター

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
② 出産・育児相談の充実				
26	心理判定員による発達相談	子どもの発達や子育てに関する保護者の相談の場として、心理判定員、保健師が保育所・幼稚園・認定こども園での保育現場に出向いて発達相談を行うなど、保護者の子育ての不安解消に努めます。	充実	保健センター
27	保健師、管理栄養士などによる育児相談、訪問指導	親の育児力を養い育児不安を解消するため、保健師、管理栄養士などによる育児相談、訪問指導などの充実を図ります。	充実	保健センター
28	こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や親子の心身の状況や養育環境等の把握、助言を行うことで、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図ります。	継続	保健センター
29	健康診査未受診者の把握と受診勧奨の推進	健康診査未受診児への受診勧奨を行います。	継続	保健センター
③ 小児救急医療の充実				
30	休日・夜間の救急医療体制の充実	保護者が安心できるよう、休日応急診療所における初期救急医療体制及び広域での小児夜間救急医療体制を充実します。	継続	保健センター
31	適切な受診に向けた啓発	医療マップや小児救急電話相談の活用推進などの情報提供を通じ、適正な医療機関の受診を推進します。	新規	保健センター
32	医療機関や当番病院の案内の促進	消防署での奈良県救急医療情報センターを通じた医療機関の案内や当番病院の自動案内などを促進します。	継続	消防署
④ 食育の推進				
33	食生活や食習慣に関する啓発	第2次大和郡山すこやか21計画に基づき、市民への周知及び啓発に取り組んでいきます。また、職域との連携を強化することで、子育て家庭への啓発を充実していきます。	充実	保健センター
34	食育推進月間での企画・運営	市全体で毎年6月の食育推進月間を効果的に取り組むために、「庁内担当者会議」にて企画・運営していきます。	継続	保健センター
⑤ 思春期保健対策の充実				
35	健全な心身の健康づくりの普及・啓発	思春期にある子どもの健全な心身の健康づくりのため、思春期保健対策の充実に努めます。	継続	保健センター 学校教育課

(2) 子育て家庭への支援

多くの家庭が子育てに関して不安や悩みをもっていますが、公的な相談機関の認知度はあまり高くない状況です。

不安や悩みをもつ子育て家庭が、それぞれの状況に応じて相談しやすい体制を整備するとともに、多様化する相談に対応するために相談員の専門性の向上を図ります。情報提供にあたっては、必要な家庭に確実に子育て支援の情報が伝わるよう、新たに実施する利用者支援事業を活用しながら、子育て関連情報を一元的に把握し提供できる体制や、これまでの情報の提供方法の見直し、新たな手段による提供など、効果的な情報提供を行います。

また、障害のある子どもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、関係機関などと連携を強化し、ライフステージを一貫して支援する総合的な取り組みの充実を図ります。あわせて、発達障害に関する相談と対応へのニーズが高まっていることから、庁内の関係課、関係機関との連携強化や、より多くのサービスの提供事業所の参画を図るとともに、発達障害を含めた障害に対する市民の理解を深める取り組みを推進します。

さらに、近年、離婚率の上昇などにより、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭の保護者は、その多くが子育てと生計の担い手という二つの役割を担っており、子どもの養育や収入などさまざまな困難を抱え、生活環境が厳しい状況が少なくありません。ひとり親家庭の自立を支援し、子どもの健やかな成長を促すため、就労支援や多様な就労形態、それぞれの家庭の状況に応じて日常生活を支援するための相談や経済的支援の充実を図ります。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 子育てに関する相談・支援体制の充実				
36	地域子育て支援センターの充実	地域子育て支援センターにおいて、子どもたちが健やかに育ち、親が子育ての喜びを感じられるよう、さまざまな子育てに関する総合的なサービスを提供します。配慮が必要な相談者に対する積極的な声かけにより、子育て相談の充実を図ります。	継続	こども福祉課
37	家庭教育の支援	人間形成の基盤は、幼少期の家庭における教育の如何にかかわることから、家庭教育についての理解と方法を学習する家庭教育学級を幼稚園、小・中学校で実施し、住民の参加促進を図っていきます。また、学級運営等に対して指導、助言を行える指導員の確保に努めます。	継続	生涯学習課
38	親子たんとん広場	子育てに関する不安や悩み、孤立感を抱える親を支援するため、公共施設等に遊具などを常設し、気軽に集える「つどいの広場」を提供します。地域への周知により参加促進を図るとともに、新たなサポーターの人材育成を	継続	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
		推進します。		
39	子育て教室	子どもの発達や育児について知識の普及を図り、保護者の育児不安や負担感の軽減を図ります。また、地域交流の一環として仲間づくりの場となるよう利用を推進します。	継続	保健センター
40	育児支援家庭訪問の推進	出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等による相談・技術指導等の養育支援を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	充実	保健センター
② 障害児療育の充実				
41	発達障害のある子どもへの支援	発達障害のある子どもの幼少期から成人期のライフステージにおいて、保育所・幼稚園・認定こども園、学校等が主体的かつ効果的な支援に取り組めるようバックアップを行います。 また、障害児通所施設等において、生活能力の向上のために必要な支援を行い、集団生活への適応を促します。	継続	厚生福祉課
42	障害のある子どもに対する福祉サービスの実施	居宅での生活をサポートする、障害福祉サービスを実施し、在宅生活を支援します。	継続	厚生福祉課
43	障害のある子どもの経済的負担の軽減	各種手当の給付、児童発達支援利用助成等により、障害のある子どもやその家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの育ちを支援します。	継続	厚生福祉課
③ ひとり親家庭への生活・就労支援の充実				
44	自立支援教育訓練給付制度	就職に必要な技能・技術の取得のために、講習会費用の一部を補助します。	継続	こども福祉課
45	高等職業訓練促進費給付制度	複数年にわたる専門学校での資格取得期間の生活費を援助します。	継続	こども福祉課
46	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子及び父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と、扶養している子の福祉の増進を図ります。	継続	こども福祉課
47	母子及び父子自立支援員による相談事業	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」をもとに、母子及び父子自立支援員を確保し、離婚、死別などによる母子家庭等の相談業務の充実を図ります。	継続	こども福祉課
48	ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の親子について、子どもが18歳になるまでの間、医療費の助成を実施し、経済的な負担軽減を図ります。	継続	保険年金課
49	児童扶養手当の広報・普及	広報紙「つながり」や庁内関係各課の協力を得て、ひとり親家庭の生活安定・自立のため、今後も制度の広報・普及に努めます。	継続	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
④ 子育てに対する経済的支援				
50	児童手当の広報・普及	広報紙「つながり」や庁内関係各課の協力を得て、子どもを養育する家庭の生活の安全と次代を担う子どもの健全育成を図るため、今後も制度の広報・普及に努めます。	継続	こども福祉課
51	小児医療費の助成	未就学児の入院・通院及び小・中学生の入院にかかる医療費の助成を実施し、経済的な負担軽減を図ります。	継続	保険年金課

(3) 家族で支え合うワーク・ライフ・バランスの推進

家庭生活において、男女がともに育児や家事などの責任を果たすことは、子どもの健やかな成長を支え、保護者の子育てによる孤立感、負担感を解消する上で重要です。

男女がともに家庭での責任を果たすことができるよう、性別による固定的な役割分担意識を見直すための啓発を行うとともに、男性の子育てを促すための取り組みを推進します。

また、女性が結婚や出産、育児を理由に離職することなく、継続して就労することができるよう、企業側のワーク・ライフ・バランスへの積極的な取り組みや職場意識の改革などへの働きかけを行うとともに、働く女性を応援します。

あわせて、未婚率の増加や晩婚化が少子化の一因となっているため、若い世代へ向けて、結婚・妊娠・出産・育児に対するポジティブな意識醸成を図る取り組みを推進します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 父親の育児・家事への参加促進				
52	ママパパクラスへの父親参加の促進	「子育ては親育ち」という観点から、ママパパクラスによる父親への育児・家事への参加促進を推進します。	継続	保健センター
② 子育てと両立できる就労環境づくりの啓発促進				
53	育児休業制度・介護休業制度の普及啓発	育児休業、介護休業の取得促進に向けて、労働局と連携しながら労働者や企業に普及啓発を行います。	継続	地域振興課
54	労働時間の短縮の促進	子育てにやさしい就労環境を実現するため、労働局と連携しながら勤労者や企業に労働時間の短縮の啓発を行います。	継続	地域振興課
③ 若い世代への子育て意識の醸成				
55	中高生と乳幼児のふれあい体験・保育体験の実施	中高生が純真な乳幼児にふれることで、今の自分を見つめ直したり、未来の父親母親像をイメージできるよう、体験実践を実施します。	継続	学校教育課 こども福祉課

3. 子育て家庭を支える地域の支援環境づくり

(1) 多様な保育の充実

保育所や認定こども園などの保育の利用ニーズは高まっており、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などの利用ニーズも高まっています。

本計画の事業目標に基づき、将来の保育ニーズを踏まえ、施設型給付・地域型保育給付、地域子ども・子育て支援事業により、多様な教育・保育を提供するとともに質の確保・向上をめざします。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 教育・保育環境の整備				
56	就学前教育・保育内容の充実	集団生活における子ども一人ひとりの発達・個性に合わせ、主体的な遊び・学びを通じた人間形成を行い、社会で生きるための基礎を養います。 また、安心して子どもを預けられる就学前教育・保育施設をめざし、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の研修等の充実を図り、子育ての専門家として資質向上に努めます。	継続	学校教育課 こども福祉課
57	保育所・幼稚園・認定こども園、小学校の相互連携の推進	子どもの発達や学びの連続性を踏まえ、保育所・幼稚園・認定こども園から小学校への円滑な接続を図るため、幼保小間での相互連携を図り、異年齢児の交流について、充実・推進を図ります。	継続	学校教育課 こども福祉課
② 多様なニーズに対応した保育の充実				
58	施設型給付による、保育所・幼稚園・認定こども園の充実	施設型給付により、保育所・幼稚園・認定こども園の充実を図ります。	充実	こども福祉課
59	地域型保育給付による保育の提供	地域型保育給付により、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育などを市内で実施を希望する事業所等がある場合、設置・運営基準に基づき、ニーズを踏まえて保育を提供します。	新規	こども福祉課
60	地域の子ども・子育て支援の充実	延長保育、一時保育、休日保育、病児・病後児保育等について、量の見込みに応じて、可能な限り実施できるよう、保育士の確保や保育体制の見直しを通じてさらなる保育の充実を図ります。	充実	こども福祉課
61	利用者支援事業	子ども及びその保護者が、多様な教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業（一時預かり、学童保育所等）の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。	新規	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
62	家庭支援推進保育の充実	保護者の養育の放棄等不適切な養育により心身の健やかな発達が阻害されていると疑われる児童、言葉や習慣の違いから特別な配慮が必要とされる外国人家庭等の児童やその他支援を要する児童については、子どもの姿を現象面で判断するのではなく、その背景にある保護者の生活や子どもの抱える問題を見抜き、課題解決のため、家庭や地域の連携を密にしながらともに子育てを進める家庭支援推進保育の充実を図ります。	継続	こども福祉課
63	障害児保育の充実	子どもの人権に充分配慮するとともに子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばす障害児保育に取り組んできました。今後も支援を必要とする子どもを積極的に受け入れ、状況に応じた環境整備に努めながら地域、関係機関との連携に努め職員の確保・資質向上に努めます。	継続	こども福祉課

(2) 地域での子育て支援の推進

子育てについての第一義的責任は保護者にありますが、社会環境の変化を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域や社会が寄り添い、子育てを支援するとともに、親の成長を支援することが必要です。

地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、子育て家庭が安心して子どもを育てていくことができるよう、地域の中でつながり合う子育て支援を推進します。また、地域の関係機関や各種活動団体が子育ての情報を共有しながら、効率的・効果的な活動ができるよう、関係機関のネットワーク化をさらに促進するとともに、各種活動団体が活動しやすい環境整備に努めます。さらに、子育て支援に係る人材の育成とともに、子育てサークル・子育てサロンの活動支援、子どもや子育て家庭の仲間づくりの場の充実を図ります

若者や高齢者が、子育て支援をはじめとするさまざまな地域活動に積極的に参加することは、地域が一体となった取り組みを進める上で大きな力となり、若い世代が地域活動を通じて子どもと触れ合うことは、将来の結婚や子どもを生ま育てる意識の醸成を図るためにも重要です。大学生や若い世代、高齢者の力を掘り起し、育成し、ボランティアをはじめとしたさまざまな地域活動の活性化を図るとともに、子育てしやすい市民協働のまちづくりを推進します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 地域で担う子育て支援体制の充実				
64	子育てボランティアの育成と活動支援	子育てに対する豊かな経験や技術をもつ高齢者や保育士、看護師等を子育てボランティアとして地域で発掘し、研修等の機会を通じて子育て支援ボランティアとして育成し、地域の子育て力の充実を推進します。	継続	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
65	子育て家庭への情報提供の充実	子育て中の保護者に対し、情報誌や保育所行事予定表の作成・配布などによる情報提供や、ホームページでの子育て情報の提供やメールによる子育て相談の対応などの充実を図ります。また、利用者支援事業の窓口に集約した子育て支援サービスの情報を一元的に提供するなど、効果的な活用を図ります。	継続	保健センター こども福祉課
② 地域の交流機会の提供				
66	異年齢・世代間交流の促進	保育所の地域活動事業の充実と、青少年期に乳幼児と触れ合う機会を通じて、将来の子育てに対する不安の軽減と、子育ての楽しさや生命や家族の大切さ等について理解を深めることを促進します。	継続	こども福祉課
67	子育てサークルの育成支援	子育て中の親が子育ての悩みや喜びを共有したり、親子が相互に交流することができる子育てサークルの育成を推進するとともに、子育ての仲間づくりや子育てサークルの交流の場としての地域資源の活用に努めます。	継続	保健センター
68	子ども会活動	子ども会離れが叫ばれる中、加入しやすい環境を整え、会員数拡大を図ります。	継続	生涯学習課
69	保育所・幼稚園・認定こども園の地域の子育て機能の強化推進	保護者の友達づくりの場として、子育ての悩みや喜びを共有できるよう保育所・幼稚園・認定こども園の園庭解放を実施します。また、地域の公共施設において、保育士、保健師が育児相談、基本的な生活面の指導等、定期的に子育てひろば事業を開催します。	継続	学校教育課 こども福祉課
70	ブックスタートを含む読書活動の推進	親子がゆったりと絵本を通じて、気持ちを通わせ、子どもの想像力や感性を豊かにするため、子どもの読書活動を推進します。また、司書の児童サービスに対する力量を高めるための研修、読み聞かせなどを行うことのできるボランティアの養成を推進します。	継続	図書館
③ 子育て支援の地域連携・ネットワーク形成の推進				
71	地域との連携の推進	要保護児童対策地域協議会として主任児童委員等と連携を図り、地域における相談窓口である主任児童委員により、個人情報の保護や個々の状況に留意しながら、地域に密着した子育て支援体制づくりを推進します。	継続	こども福祉課
72	子育て支援ネットワークの形成の推進	地域子育て支援センター、教育委員会、保健センターなど、保健、福祉分野と教育分野との連携を図り、ボランティアや自主活動グループの総合的な育成とともに、地域の身近な子育てネットワークの形成を図ります。	継続	保健センター こども福祉課

4. 豊かな感性を育てる教育の推進

(1) 特色ある教育の創造

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。就学前教育においては、人間関係の基礎を学び、思いやりのある豊かな心をもった子どもの健やかな成長を促すため、家庭教育に関する保護者への学習や親子がふれあう機会の充実を図るとともに、幼児の望ましい発達環境に向けた取り組みを充実します。

また、近年における社会経済情勢によって、子どもが将来に夢や希望をもちにくくなることによる学習意欲の低下や、いじめや不登校など子どもを取り巻く環境の変化などにより、学校教育に対するニーズは、ますます複雑化・多様化する側面もみられます。

豊かで便利な社会の中で、子どもの豊かな人間形成のための教育が重要であり、家庭に次ぐ子どもの人間形成の場として学校や園の果たす役割は大きく、一人ひとりに合った望ましい発達を促していくことが求められます。

そのため、学校教育の中で子どもが自ら学ぶ意欲をもち、基礎的な学力の向上を図るとともに、環境の変化に柔軟に対応できるように主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育成します。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 就学前教育の充実				
73	幼児教育の充実	子どもが初めての集団生活で主体的、意欲的に行動できるような幼児教育の充実に努め、また幼稚園が地域の幼児教育センターとして「親と子の育ちの場」となるよう、施設や機能を開放し子育てを支援します。	継続	学校教育課
74	認定こども園	認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせもち、保護者の就労状況その変化に対し、柔軟に子どもを受け入れることができる、就学前の幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。本市では、既存の幼稚園や保育所からの移行もしくは新たな設置について、地域性や利用者のニーズ、設置者の意向、施設・整備等の状況を踏まえながら、適切な普及・促進を図ります。	充実	こども福祉課

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
② 地域社会での協働による学校教育の充実				
75	社会人活用事業の推進	多様な経験を有する社会人が特別支援教育支援員や学校支援ボランティアとして活動し、その協力を得て、教育環境の充実を図ります。	充実	学校教育課
76	学科指導教室における学生チューターへの活用	奈良教育大学、天理大学の教員志望の学生を「学生チューター」として活用し、学科指導教室「ASU」に在籍する児童生徒へのきめ細かい指導の充実と学習上のつまづきの解消、学習意欲の向上を推進するとともに、子どもたちと年齢の近い身近な存在として心の支援を図ります。	継続	学校教育課
77	理数系授業・実験における学生のサポート	奈良教育大学の理数系の教員志望の学生を小・中学校に派遣することにより、学習意欲を高め、発想の芽を育てる教育を推進します。奈良工業高等専門学校とは、各小・中学校の希望に基づき奈良高専の教官等を授業に派遣するなど、観察・実験やIT活用等を積極的に実施し、理科教育の一層の充実を図ります。	継続	学校教育課
③ 子どもの教育相談・支援体制の充実				
78	不登校児童生徒への支援 不登校対策総合プログラム	不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、市内の各中学校及び小学校の学校外に、学習や心理的支援の場を設置します。また、ひきこもりの児童生徒に対するITを使った柔軟な教育活動を展開し、ひきこもりの児童生徒への学習指導を推進します。	継続	学校教育課
79	特別支援教育の充実	子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、生き甲斐のある学校生活並びに社会生活を営むことができるよう特別支援学級や「ことばの教室」の内容と運営の強化に努めます。また、軽度な発達障害のある児童生徒を含め、その特性を踏まえた支援が必要であるため、支援員の研修機会を設けます。	充実	学校教育課
80	スクールカウンセラーによる心のケアの充実	臨床心理士であるスクールカウンセラーを各中学校に配置し、校区内の小学校も含めた、いじめや不登校等の生徒指導上の問題に助言したり、研修を通して教員の資質向上を図ります。事業周知や小学校への派遣によりカウンセリング利用を促進します。	充実	学校教育課

(2) 子どもの居場所づくりの推進

家庭や学校だけでなく、地域社会も子どもの生活の場として大切な役割を担っています。しかし、少子化等の社会情勢の影響によるテレビゲーム等を中心とした遊び方の変化や、交通事情の変化等によって、子どもたちが地域の人や自然と触れ合う機会が減少しています。

こうした状況は、子ども自身のゆとりをなくさせるだけでなく、仲間意識が希薄になることにより、子ども的人格形成にも大きな影響を与えることが考えられます。

地域の中で子どもがさまざまなことを体験し、学び、成長することができるよう、学童保育所や放課後子ども教室、児童館、その他の地域での活動などが連携を図り、子どもたちが放課後や週末等に地域社会の中で安全で安心して、健やかに成長することができる環境づくりを進めます。

No.	事業名	取り組み内容	方向性	担当課
① 子どもの活動の場の整備				
81	学童保育所の施設整備の推進	大規模学童保育所について、児童数の推移を見守りながら、各運営委員会との協議を進め、分割整備事業等各学童保育所の状況に応じた対応策を実施していきます。	継続	こども福祉課
82	学校開放の推進	運動場、体育館などの学校施設を開放し、家庭や地域社会と協力し、有効活用を図ります。	継続	スポーツ推進課
83	社会教育施設利用の推進	住民のスポーツ活動、心のつながり、子どもの遊び場など地域コミュニティづくりに役立つ施設としてつくられたスポーツ会館は、市内19か所にあり、地域の身近な居場所として重要な役割を果たしており、今後一層の利用促進を図ります。	継続	スポーツ推進課
84	児童館の運営の推進	児童館は児童福祉法に基づき、子どもの健全な育成を図るとともに人権尊重の精神を養うことを目的としており、子どもに健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにしています。子どもの意見を表明する権利を保障することからも、運営への子どもの参画を推進します。	継続	こども福祉課
② 社会体験学習の充実				
85	文化活動や職場体験の推進	小学校では地域文化の体験による認識と理解を深め、中学校においても、社会の仕組みに触れるよう地域の協力のもとで、さまざまな職業体験を実施します。	継続	学校教育課

5

事業の実施目標

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定において、各自治体が「教育・保育の提供区域」を設定することを義務付けています。「教育・保育の提供区域」について、子ども・子育て支援法第61条第2項において「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」と定義しています。

大和郡山市の教育・保育の提供区域

市全域をひとつの教育・保育の提供区域と設定する

【区域の設定理由】

○上位計画や他計画において市をひとつの圏域としている

「大和郡山市総合計画後期基本計画」（平成23年3月策定）

市全体を基本に将来像や各施策を立て推進しています。

「大和郡山市老人福祉計画及び第5期介護保険事業計画」（平成24年3月策定）

日常生活圏域は、30分以内での移動可能な範囲（駆けつけられる範囲）を理想としており、市域でひとつに設定されています。

〔参考〕介護保険法 ～日常生活圏域とは～

（市町村介護保険事業計画）

第百十七条 第2項 1 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域…以下省略

○主要道路が東西南北に複数あり、移動が容易である

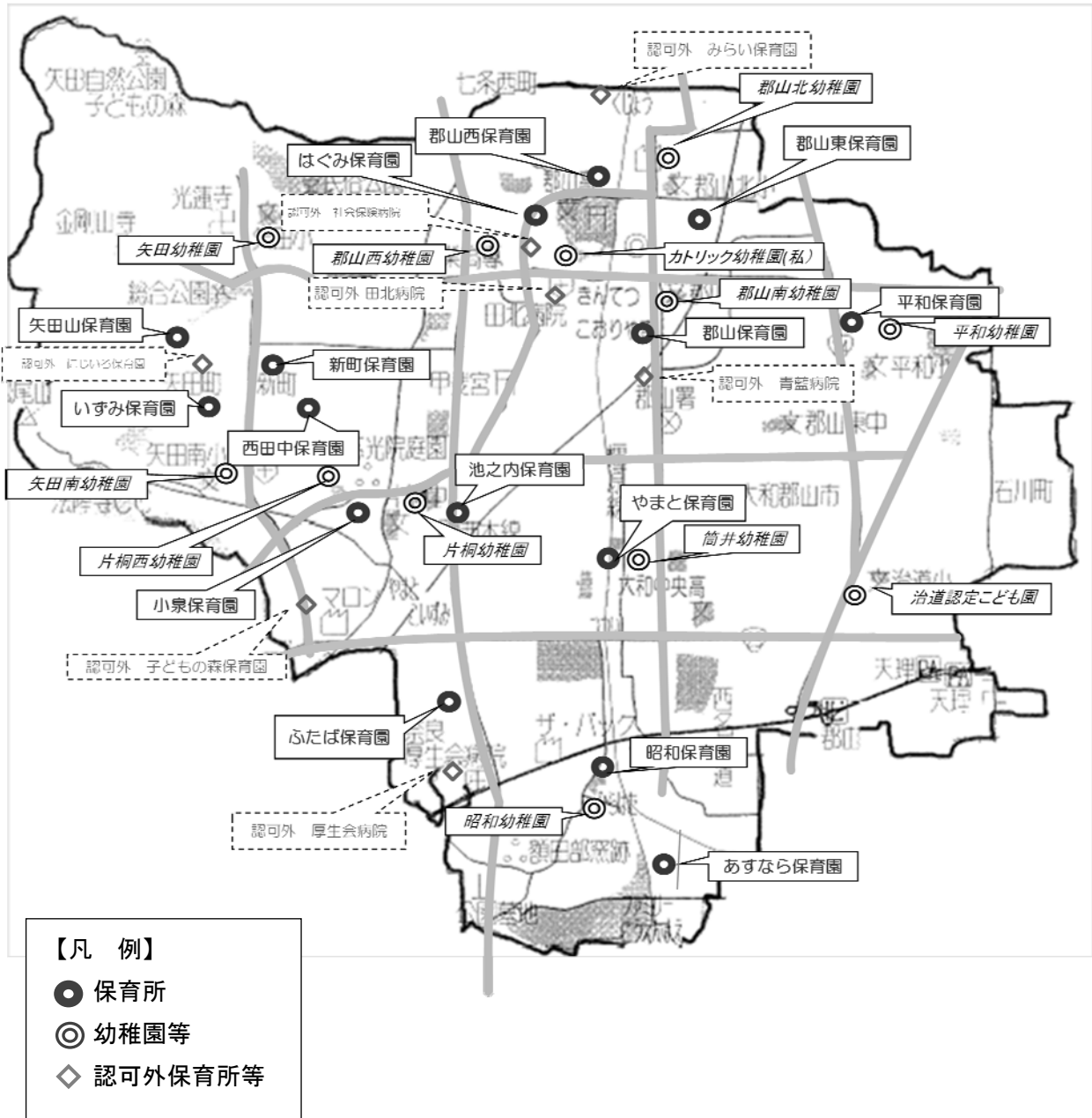
本市はJR線、近鉄線の鉄道網に加え、道路網として南北に市道外環状線、県道大和中央道、県道大和郡山・広陵線、国道24号、東西に県道大和郡山・上三橋線、県道大和郡山環状線、国道25号が通り、県外とのアクセスも含め交通の便が良い環境にあります。

○幼稚園、保育所等の教育・保育施設が約7km圏内に設置されている

東西南北の端にある各施設が約7km圏内に設置されており、平均時速 15 kmで約 30 分、通常の交通手段を利用すれば約 30 分以内に移動できる範囲となっています。

〔参考〕 徒歩で時速 約5km、自転車で時速 約 15 km

■市内の教育・保育施設の状況



2. 児童人口推計

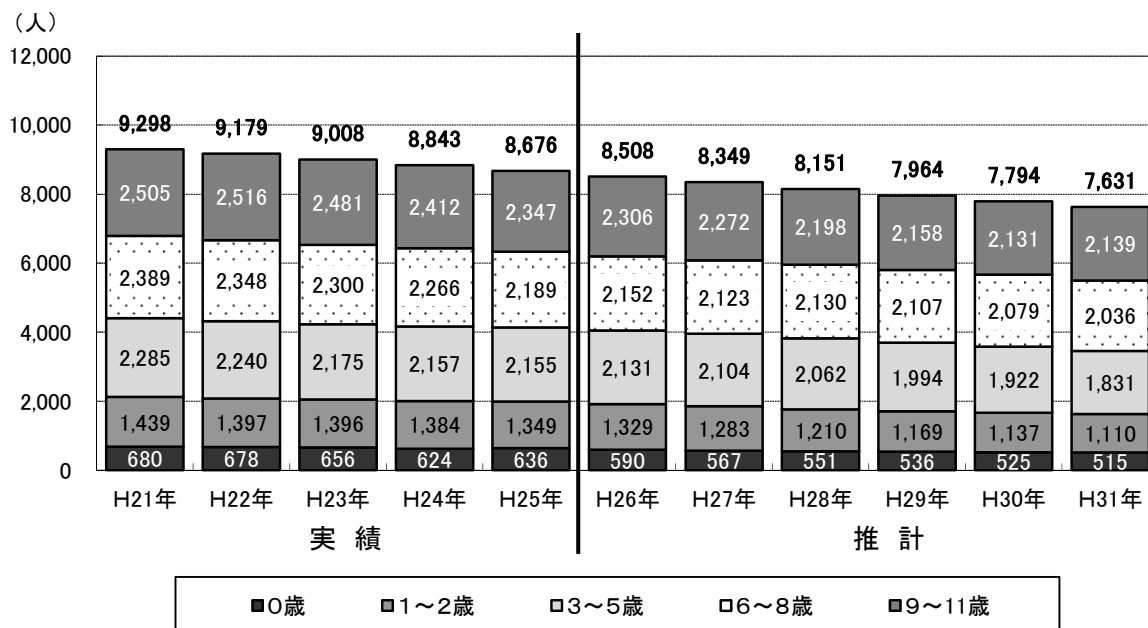
将来人口の推計方法は、コーホート要因法による推計を行いました。

コーホート要因法とは、基準年の性・年齢別人口（コーホート）をもとに、変化の要因（生残率、移動率等）を考慮して、次の年の性・年齢別人口を推計し、その繰り返しによって将来人口を推計していく方法です。

児童数は、平成 26 年以降も減少が見込まれ、平成 31 年には 0～5 歳が 3,456 人、6～11 歳が 4,175 人と、それぞれ平成 25 年より 16.5%、7.9%減少することが見込まれます。

- 【人口推計の基礎データ】
- ・平成 23～25 年の各 4 月 1 日時点の住民基本台帳各歳別人口
 - ・平成 22 年都道府県別生命表（奈良県） 厚生労働省

■児童人口推計



	実績					推計					
	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
0歳	680	678	656	624	636	590	567	551	536	525	515
1～2歳	1,439	1,397	1,396	1,384	1,349	1,329	1,283	1,210	1,169	1,137	1,110
3～5歳	2,285	2,240	2,175	2,157	2,155	2,131	2,104	2,062	1,994	1,922	1,831
6～8歳	2,389	2,348	2,300	2,266	2,189	2,152	2,123	2,130	2,107	2,079	2,036
9～11歳	2,505	2,516	2,481	2,412	2,347	2,306	2,272	2,198	2,158	2,131	2,139
計 0～5歳	4,404	4,315	4,227	4,165	4,140	4,050	3,954	3,823	3,699	3,584	3,456
計 6～11歳	4,894	4,864	4,781	4,678	4,536	4,458	4,395	4,328	4,265	4,210	4,175
計 0～11歳	9,298	9,179	9,008	8,843	8,676	8,508	8,349	8,151	7,964	7,794	7,631

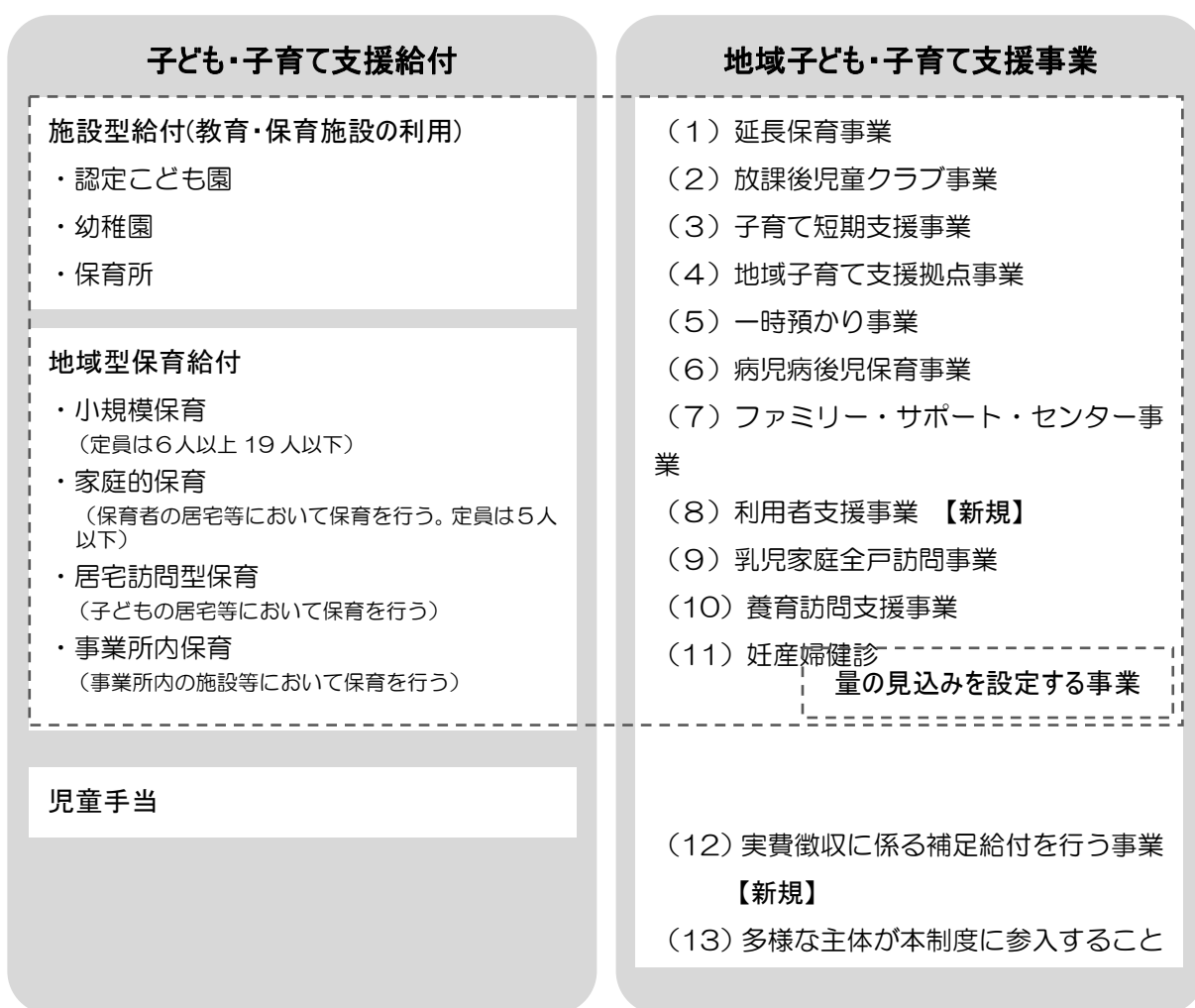
3. 新制度における事業の体系

子ども・子育て支援給付は、幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

また、地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で 13 事業定められており、その 13 事業は交付金の対象となります。

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

●事業概要●

特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）、特定地域型保育事業（家庭的保育（保育ママ）、小規模保育、居宅訪問型保育（ベビーシッター派遣等）、事業所内保育）のことをさします。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
1号認定（認定こども園及び幼稚園）	3~5歳 人/年	1,987	1,953	1,937	1,817
2号認定（教育ニーズ：幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの）					
2号認定（保育ニーズ：認定こども園及び保育所）					
3号認定（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	0歳 人/年	136	145	145	144
	1・2歳 人/年	474	507	519	532

※1号認定、2号認定の実績・見込みは保育所、認定こども園、幼稚園の利用者合計（3歳以上）

②量の見込み及び確保の考え方

- ・1号認定、2号認定、3号認定（1・2歳）については、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。
- ・3号認定（0歳）については、ニーズ量と実際の利用状況に差がみられることから、育休取得者等を考慮するため、国から示された値により調整を行った量の見込みを設定します。
- ・なお、それぞれについて、平成29年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成28年度は平均的に推移するよう量の見込みを設定します。

- ・ 1号認定は幼稚園 11 か所、認定こども園 1 か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・ 2号認定（教育ニーズ、保育ニーズ）は保育所 15 か所、幼稚園 11 か所、認定こども園 1 か所で実施し、量の見込みを確保します。また、平成 28 年度にふたば保育園の定員を増加させ、保育ニーズの増大に対応します。
- ・ 3号認定は保育所 15 か所、認定こども園 1 か所で実施し、平成 28 年度にふたば保育園の定員を増加させ、ニーズに対する不足を解消します。

	単位	区分	量の見込み・確保内容(利用定員総数)				
			H27	H28	H29	H30	H31
1号認定(認定こども園及び幼稚園)	3～5歳人/年	①量の見込み	1,003	962	920	887	845
		②確保内容	1,003	962	920	887	845
		過不足(②-①)	0	0	0	0	0
2号認定	3～5歳人/年	①量の見込み(教育ニーズ)	103	118	133	128	122
		①量の見込み(保育ニーズ)	809	790	772	744	708
		②確保内容	912	908	905	872	830
		過不足(②-①)	0	0	0	0	0
		【参考】保育利用率	29.3%	30.5%	30.6%	30.5%	30.5%
3号認定(認定こども園及び保育所+地域型保育)	0歳人/年	①量の見込み	173	168	164	160	157
		②確保内容	166	168	164	160	157
		過不足(②-①)	▲7	0	0	0	0
		【参考】保育利用率	29.3%	30.5%	30.6%	30.5%	30.5%
	1・2歳人/年	①量の見込み	507	504	500	487	475
		②確保内容	497	504	500	487	475
		過不足(②-①)	▲10	0	0	0	0
		【参考】保育利用率	38.7%	41.7%	42.8%	42.8%	42.8%

※保育利用率は0歳もしくは1・2歳の子どもの数に占める利用定員数の割合

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

● 事業概要 ●

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
延長保育事業	人/年	452	442	427	612

②量の見込み及び確保の考え方

- ・延長保育事業については、ニーズ量から導かれる保護者の希望利用時間帯や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。なお、平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定します。
- ・延長保育事業については15か所で実施し、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人/年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
延長保育事業	①量の見込み	557	541	525	509	492	
	②確保内容	実人数	557	541	525	509	492
		施設数(か所)	15	15	15	15	15
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(2) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

● 事業概要 ●

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

①各年度の実績

	小学校	実績				
		H21	H22	H23	H24	H25
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 【低学年 人/年】	片桐西	29	35	39	37	34
	矢田	18	26	22	25	21
	郡山西	37	34	49	38	46
	郡山北	70	63	60	57	49
	矢田南	46	43	42	50	43
	郡山南	50	50	52	52	57
	筒井	20	30	34	44	47
	平和	36	35	35	36	36
	昭和	34	40	33	32	20
	片桐	42	34	27	39	56
	治道	9	10	5	3	7
	全体	391	400	398	413	416
放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) 【高学年 人/年】	片桐西	11	10	11	13	13
	矢田	4	6	6	4	14
	郡山西	23	24	19	24	23
	郡山北	26	9	14	15	23
	矢田南	31	32	32	29	38
	郡山南	17	12	18	19	15
	筒井	7	2	11	11	13
	平和	20	14	13	12	14
	昭和	7	6	12	6	10
	片桐	9	15	16	17	15
	治道	6	8	4	0	2
	全体	161	138	156	150	180

②量の見込み及び確保の考え方

- ・放課後児童クラブについては、ニーズ量が現時点で保育所を利用していない就学前児童の利用意向を反映しているため、低学年、高学年ともに実際の利用状況より大きな数値になっているため、小学生対象調査結果からの推計値を量の見込みとします。
- ・各小学校で実施するとともに、量の見込みを上回る定員の拡大により、高学年児童の需要にも対応できるよう体制を整備します。
- ・大規模学童保育所については、児童数の推移を見守りながら、各運営委員会との協議を進め、分割整備事業等各学童保育所の状況に応じた対応策を実施していきます。
- ・保護者による運営委員会によって運営しています。地域の実情に応じた運営の充実に努るとともに、研修等を実施し指導員の資質の向上を図ります。

単位：人／年

			量の見込み・確保内容				
			H27	H28	H29	H30	H31
放課後児童 クラブ	① 量の 見込み	1～3年生	279	280	277	274	268
		4～6年生	153	148	145	143	144
	② 確保 内容	1～3年生	279	280	277	274	268
		4～6年生	153	148	145	143	144
		施設数(か所)	11	11	11	11	11
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(3) 子育て短期支援事業

●事業概要●

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
子育て短期支援事業	人日／年	89	30	29	29

※ショートステイ事業の利用状況のみ

②量の見込み及び確保の考え方

- ・子育て短期支援事業については、ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。なお、平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定します。
- ・子育て短期支援事業については、市外6か所で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
子育て短期支援事業	①量の見込み	126	122	118	114	109	
	②確保内容	延べ人数	126	122	118	114	109
		施設数(か所)	6	6	6	6	6
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

(4) 地域子育て支援拠点事業

● 事業概要 ●

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
地域子育て支援拠点事業	人回/月	1,471	1,385	1,023	1,216

※ふたば保育園で実施する事業については、児童人口より0～2歳の割合を按分して利用数を算出

① 量の見込み及び確保の考え方

- ・地域子育て支援拠点事業については、ニーズ量から導かれる希望利用日数や実際の利用状況を勘案し、算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。なお、平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定します。
- ・地域子育て支援拠点事業はひろば型4か所、センター型1か所で実施することにより、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人回/月

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
地域子育て 支援拠点事業	①量の見込み	1,726	1,663	1,599	1,535	1,471	
	②確保 内容	延べ人数	1,726	1,663	1,599	1,535	1,471
		施設数(か所)	5	5	5	5	5
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(5) 一時預かり事業

●事業概要●

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
一時預かり 事業	幼稚園在園者 人日/年	1,264	3,871	5,361	8,135
	トワイライトステイ 人日/年	50	0	0	0
	ファミリーサポートセンター事業 人日/年	543	517	573	505

②量の見込み及び確保の考え方

- ・一時預かり事業の幼稚園在園者（1号認定）については、ニーズ量が現時点で幼稚園及び認定こども園を利用していない就学前児童の利用意向も反映しているため実際の利用状況より大きな数値になっています。また、幼稚園在園者（2号認定）については、幼稚園に預けながら長時間就労を想定している人すべてが利用対象者となっているため実際の利用状況より大きな数値になっています。さらに、上記以外については、平成23年度以降は実際の利用がないものの、ニーズ量は大きくなっています。
- ・幼稚園在園者（1号認定、2号認定）については、それぞれ算出されたニーズ量を量の見込みとして設定します。
- ・上記以外については実際の利用状況が少ないことから、0～2歳のニーズ量のうち、利用希望日数が多い人は保育所を利用できるものとして量の見込みとして設定します。
- ・なお、それぞれについて、平成31年度に潜在的な就労意向が実現すると仮定し、平成27年度は現在の就労状況によるニーズ量を設定し、平成30年度までは平均的に推移するよう量の見込みを設定します。
- ・幼稚園在園者（1号認定、2号認定）については、すべての幼稚園で実施しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保するものとしています。
- ・上記以外の一時預かり事業は、ファミリー・サポート・センターと、平成27年度から郡山東保育園、平成28年度からふたば保育園の2か所の体制で実施し、平成30年度までにニーズに対する不足を解消します。

	単位	区分	量の見込み・確保内容				
			H27	H28	H29	H30	H31
幼稚園在園者(1号認定)	3~5歳 人日/年	①量の見込み	4,510	4,275	4,040	3,805	3,569
		②確保内容	4,510	4,275	4,040	3,805	3,569
		過不足(②-①)	0	0	0	0	0
幼稚園在園者(2号認定)	3~5歳 人日/年	①量の見込み	15,710	15,383	15,057	14,731	14,404
		②確保内容	15,710	15,383	15,057	14,731	14,404
		過不足(②-①)	0	0	0	0	0
上記以外 *1	0~5歳 人日/年	①量の見込み	8,483	8,310	8,138	7,966	7,793
		②確保内容	5,050	8,050	8,100	7,966	7,793
		過不足(②-①)	▲3,433	▲260	▲38	0	0

*1 0~2歳の該当者のうち、年間100日以上利用したいと回答した人(1名)は、3号認定該当者(0歳児でフルタイム×フルタイム)であるため、保育所が利用できるものとして除外して推計

(6) 病児病後児保育事業

● 事業概要 ●

病児病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

①各年度の実績

市内での病児病後児保育事業の提供実績はありません。

②量の見込み及び確保の考え方

- ・病児病後児保育事業については、ニーズ量を見ると、平成 27 年度の利用率は児童一人あたり 70.1% (2,775 人日/年 ÷ 3,954 人) と県内他市町村の利用状況より大きな数値が算出されているため、実態調査結果の利用児童割合から算出された推計値を見込むこととします。
- ・病児病後児保育事業については、市内に提供事業所がないことから、平成 27 年度に郡山東保育園で年 900 人日の確保をめざした整備の方向性を検討し、提供体制の確保に努めます。

単位: 人日/年

		量の見込み・確保内容					
		H27	H28	H29	H30	H31	
病児病後児 保育事業	①量の見込み	594	571	553	535	519	
	(参考)小学生の利用	61	61	60	59	58	
	② 確保 内容	延べ人数	594	571	553	535	519
		施設数(か所)	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0	

※事業対象は小学生児童を含む

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

● 事業概要 ●

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
ファミリー・サポート・センター事業	低学年 人日／年	381	534	536	237
	高学年 人日／年	0	112	285	260

②量の見込み及び確保の考え方

- ・ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）については、実際の利用状況が減少傾向にある中で、ニーズ量が大きく算出されているため、事業の利用実績データを踏まえたニーズ量の調整（実績・見込の平均一人あたり利用率と児童人口推計をかけて算出）を行い算出された推計値を量の見込みとして設定します。
- ・市内1か所で実施し、量の見込みを確保します。
- ・依頼内容の複雑化に対応するため、援助会員のスキルアップや、新たな子育て支援ボランティアの育成を図り、ファミリー・サポート・センター事業を通じて地域の子育て力の充実を推進します。
- ・さらなる需要に対しても供給可能な体制を維持していきます。

単位：人日／年

			量の見込み・確保内容				
			H27	H28	H29	H30	H31
ファミリー・サポート・センター事業	① 量の見込み	1～3年生	410	412	407	402	393
		4～6年生	211	204	200	198	198
	② 確保内容	1～3年生	410	412	407	402	393
		4～6年生	211	204	200	198	198
	過不足(②-①)		0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

●事業概要●

子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、福祉に関わる各機関で相談を含めた支援を行います。

福祉に関わる各機関において、教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用に関する情報集約と情報提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたって相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整等も行います。

①各年度の実績

平成27年度からの新規事業であるため、実績はありません。

【参考】就学前児童調査結果より

家庭児童相談室・市役所窓口 利用経験：8.1% 利用意向：10.8%

②量の見込み及び確保の考え方

- ・利用者支援事業については、ニーズ量から導かれる利用意向が利用経験を上回っており、事業の周知により利用の増加が見込まれます。
- ・より多くの相談に対応できるよう、総合相談窓口としての機能や体制を強化しながら、提供区域を踏まえて、計画期間を通じて1か所を設定します。
- ・子育てに関する相談により柔軟に対応できるよう、こども福祉課を総合相談窓口として、機能や体制を強化します。

単位：か所

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
利用者支援事業	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保の内容	1	1	1	1	1
	過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

● 事業概要 ●

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
乳児家庭全戸訪問事業	人/年	266	557	632	617

②量の見込み及び確保の考え方

・生後4ヶ月までの赤ちゃんに対し、各地区担当保健師や奈良県助産師会の助産師が訪問し、育児不安の早期発見につなげ、母子の育児相談を行います。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
乳児家庭 全戸訪問 事業	量の見込み(人/年)	660	655	650	645	640
	確保の内容	[実施体制] 17人 [実施場所] 対象者宅 [検査項目] 身体測定等 [実施時期] 通年				

(10) 養育訪問支援事業

●事業概要●

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

①各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
養育訪問支援事業	人/年	5	4	7	6

②量の見込み及び確保の考え方

・養育訪問支援事業については、支援が必要な子どもや家庭に対し適切な相談や対応ができるよう、実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
養育訪問 支援事業	量の見込み(人/年)	10	10	10	15	20
	確保の内容	[実施体制] 4人 [実施場所] 対象者宅 [実施機関] 保健センター等 [委託団体] 県助産師会				

(11) 妊産婦健診

● 事業概要 ●

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

① 各年度の実績

	単位	実績			
		H22	H23	H24	H25
妊産婦健診	人/年	1,115	1,070	1,059	1,028

② 量の見込み及び確保の考え方

- ・妊産婦健診については、妊娠中の母子の健康を守るため、すべての妊婦の受診をめざして実施体制を整え事業内容を周知します。

		量の見込み・確保内容				
		H27	H28	H29	H30	H31
妊産婦 健診	量の見込み(人/年)	934	908	883	865	849
	確保の内容	[実施場所] 医療機関 [実施機関] 各医療機関 [委託団体] 県医師会 [検査項目] 基本的な健康診査(問診、診察、計測等) 必要に応じた医学的な検査(血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査等) [実施時期] 妊娠初期より妊娠 23 週まで:4週間に1回 妊娠 24 週より妊娠 35 週まで:2週間に1回 妊娠 36 週以降分娩まで:1週間に1回				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度における利用者負担は、国の定める所得に応じた水準を限度として市町村が定めることとされています。今後も市が定めた現行の水準をできるだけ維持するよう配慮し、必要に応じて補足給付のあり方を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業主体の有する法人格の種類によって参入可否を判断せず、事業の妥当性や持続性などを主な観点として、事業者と協議を行います。

6

計画の推進に向けて

1. 家庭、地域、企業、関係機関・団体、行政の役割

本計画は、子ども・子育てにかかわる総合的な計画として、教育・保育事業をはじめ、福祉、保健・医療、防災・防犯、労働、生活環境など広範囲にわたるものであり、計画の推進にあたっては、市だけでなく、家庭、地域、事業所、関係機関・団体等がそれぞれの立場で役割を認識し、相互に連携しながら、一体となって取り組むことが必要です。

■家庭の役割

保護者は、子育てについて第一義的な責務を担っています。家庭が子どもの成長にとって基盤となることを自覚するとともに、保護者や家族が愛情豊かに、また、男女がともに子どもと関わりながら子育てをし、基本的な生活習慣や社会のルールを身につけ、健やかな育ちを支えていくことが求められます。

■地域の役割

地域社会は、子どもの健やかな育ちや子育て家庭を見守り、支える場として重要な役割を担っています。児童虐待や交通事故、犯罪の防止など、子どもの人権と命を守るとともに、世代間交流や保護者同士の交流など、子育て家庭が地域で孤立することがないように、積極的な交流などに参画することが期待されます。

■関係機関・団体の役割

子育て支援や青少年健全育成など、さまざまな活動を展開している関係機関や団体は、身近な相談相手や子育て仲間、先輩として、さらには専門的な知見から助言・支援できる立場として、子どもや子育て家庭に寄り添い、支援する役割が期待されています。市や地域、事業所との連携を深め、より一層充実した活動の展開が求められます。

■企業の役割

企業では、子育てや家庭生活と仕事の両立を可能とする重要な役割を担っています。男女がともに仕事をはじめ家庭生活、地域生活をいきいきと送ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を推進する職場環境づくりが期待されます。

■行政の役割

行政は、計画の推進主体として、本計画における施策、施設整備等を包括的・計画的に取り組む役割を担っています。また、家庭や地域等との連携や協働を図りながら、計画を着実に実行していきます。

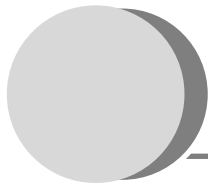
2. 推進体制

本計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関わる関係機関をはじめ、学校、企業、地域等と広く連携を図り、多くの関係者の意見を取り入れながら、施策を推進していくとともに、社会情勢の急速な変化や新たな課題についても積極的に対応していきます。

また、計画の広報等により市民等の理解を深めるとともに、地域による取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加・参画を推進します。

3. 進捗管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、「大和郡山市子ども・子育て会議」において、「PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）」の考え方に基づき、事業の実施状況を点検・評価し、その結果に基づいて対策を実施していきます。



資料編

1. 大和郡山市子ども・子育て会議条例

平成25年7月11日

大和郡山市条例第15号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、大和郡山市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、子育て会議に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する部会の委員がその職務を代理する。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、福祉健康づくり部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年11月大和郡山市条例第24号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2. 大和郡山市子ども・子育て会議委員名簿

(順不同・敬称略)

区分		氏名	所属	任期
子どもの保護者		小倉 直人	大和郡山市PTA連合協議会 会長	平成25年9月27日～平成26年6月6日
		菅家 英美		平成26年6月7日～
		高田 典子	公募委員	平成25年9月27日～
		森田 由美子	公募委員	平成25年9月27日～
子ども・子育て事業に従事する者 子ども・子育て支援に関する	保育園代表	畑山 美香子	大和郡山市公私立保育園園長会 (公立)	平成25年9月27日～
		◎生田 宏史	大和郡山市公私立保育園園長会 (私立)	平成25年9月27日～
	幼稚園代表 (小学校代表)	矢舗 享子	大和郡山市校園長会	平成25年9月27日～平成26年3月31日
		小橋 真千子		平成26年4月1日～
		吉野 晴美	大和郡山カトリック幼稚園 園長	平成25年9月27日～
	子育て支援代表	○乾 由美子	大和郡山こどもサポートクラブ 代表	平成25年9月27日～
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	米田 紀子	奈良文化女子短期大学講師 (幼児教育学科)	平成25年9月27日～	
その他市長が適当と認める者	田村 和勇	大和郡山市主任児童部会 (主任児童委員)	平成25年9月27日～平成25年11月30日	
	大倉 いずみ		平成25年12月1日～	
	葛本 佳司	日本労働組合総連合会奈良県連 合会 西和地域協議会	平成25年9月27日～	
	山田 弥壽次	福祉健康づくり部長	平成25年9月27日～	

※◎印は会長、○印は副会長

3. 策定経過

年度	月日	内容
平成 25年度	9月27日	第1回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇子ども・子育て支援新制度について ◇調査票等について
	10月21日～ 11月4日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施
	11月	子育て関係事業所・団体調査の実施
	12月	「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画後期計画」の実施状況調査（庁内）
	1月7日	第2回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇大和郡山市の子どもや子育てを取り巻く環境について ◇「大和郡山市次世代育成支援対策行動計画後期計画」の実施状況報告 ◇ニーズ調査の結果報告
	2月24日	第3回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇子育て関係事業所・団体に対する調査報告 ◇教育・保育提供区域の設定について ◇計画に定める「量の見込み」の算出方法について
	3月25日	第4回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇ニーズ調査の追加分析について ◇計画に定める量の見込みについて
平成 26年度	6月6日	第1回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇「量の見込み」の変更について ◇子ども子育て支援新制度施行に向けて定める各種基準について
	7月28日	第2回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇大和郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）について ◇大和郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）について ◇大和郡山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（案）について
	8月25日	第3回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇0歳児保育の量の見込みの変更について ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）について
	11月4日	第4回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇量の見込みに対する確保方策について
	1月13日	第5回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	1月26日	第6回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（素案）について
	2月2日 ～2月27日	「大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（素案）」についての パブリック・コメントの実施
	3月23日	第7回大和郡山市子ども・子育て会議 ◇パブリック・コメントの結果について ◇大和郡山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

大和郡山市子ども・子育て支援事業計画

発行年月:平成 27 年3月

発 行:大和郡山市 編 集:大和郡山市・こども福祉課

〒639-1198 奈良県大和郡山市北郡山町 248-4

電 話:(0743)53-1151 F A X:(0743)53-1049